

大学院便覧 博士前期・後期課程

2025



東京女子医科大学大学院
看護学研究科

目 次

1	東京女子医科大学の建学の精神、大学の理念	1
2	令和7年度 看護学研究科 学事暦	2
【博士前期課程（修士）】		
3	東京女子医科大学大学院看護学研究科博士前期課程の教育理念	5
4	看護学研究科博士前期課程 3つのポリシー	6
5	教育課程	
1)	教育課程の構造（博士前期課程）	7
2)	博士前期課程の流れ（概要）	8
3)	入学から修了までのプロセス	10
4)	授業科目、単位数、学年配置一覧	11
5)	講義要目	15
6)	【修士論文コース】修士論文作成要項	25
7)	【実践看護コース】課題研究論文作成要項	32
【博士後期課程（博士）】		
6	東京女子医科大学大学院看護学研究科博士後期課程の教育理念	45
7	看護学研究科博士後期課程 3つのポリシー	46
博士後期課程単位修得者による学位申請（甲）		
8	教育課程	
1)	教育課程の構造（博士後期課程）	49
2)	博士後期課程の流れ（概要）	50
3)	入学から修了までのプロセス	51
4)	授業科目、単位数、学年配置一覧	53
5)	講義要目	54
6)	博士後期課程学位論文作成の要項	56
論文提出による学位申請（乙）		
9	論文提出による学位申請について	71
【全学生共通】		
10	学生生活の手引き	
1)	学生証・諸届・諸手続等	77
2)	学生生活	79
3)	奨学金制度、教育訓練給付制度	85
4)	傷害保険・賠償責任保険	86
5)	海外研修参加時の安全確保について	88
11	図書館利用案内	89
12	東京女子医科大学大学院学則	92
13	大学院学則第9条および第10条関係「履修方法に関する内規」	101
14	大学院学則第32条関係 大学院学生懲戒細則	105
15	学位規程	108
16	看護学研究科 学位論文審査内規	110
17	倫理審査委員会規程	120
18	看護学研究科倫理審査委員会規程	122
19	廣澤克江看護国際交流助成金規程	123
20	Kidney 太田奨励賞規程	125
21	大学院看護学研究科科目等履修生規程	126
22	研究生規程	127
23	キャンパス案内図	128
24	時間割表	129

1 東京女子医科大学の建学の精神、大学の理念

I. 建学の精神

東京女子医科大学は、1900 年（明治 33 年）に創立された東京女醫學校を母体として設立された。東京女子医科大学の創立者である吉岡彌生は、1952 年（昭和 27 年）新制大学設立に際し、東京女醫學校創立の主意をもって建学の精神とした。その主旨は、高い知識・技能と病者を癒す心を持った医師の育成を通じて、精神的・経済的に自立し社会に貢献する女性を輩出することであった。新制大学設立時の学則には「医学の蘊奥を究め兼ねて人格を陶冶し社会に貢献する女性医人を育成する。」と記されている。

建学の精神に基づく医療人育成の場として、1998 年（平成 10 年）度より新たに看護学部が新設された。医療を行うものが学ぶ学府として、現在の東京女子医科大学の使命は、最良の医療を実践する知識・技能を修め高い人格を陶冶した医療人および医学・看護学研究者を育成する教育を行うことである。大学建学の精神に基づき、大学教育では社会に貢献する女性の医療人を育成する。

II. 大学の理念

東京女子医科大学の使命を達成するための教育・研究・診療の基盤となる理念は、「至誠と愛」である。至誠は、「常住不断私が患者に接するときの根本的な心構えを短い二つの文字のなかに言い現したもの（吉岡彌生傳）」という創立者吉岡彌生の座右の銘であり、「きわめて誠実であること」「慈しむ心（愛）」は教育・研究・診療の総ての場において求められる。大学およびそこに学び働くものは本学の理念である「至誠と愛」に従って活動しなくてはならない。

III. 沿革

明治 33 年（1900 年）12 月 5 日、吉岡彌生がその配偶者荒太と協力して「女医の養成と婦人の地位の向上」を目的とし、東京女医学校を設立したのが本学の創始である。それはこの国で女性が医師になる道が完全に閉ざされようとした年であり、吉岡彌生 29 歳の時であった。世に先駆けた建学の精神は看護者の育成にも受け継がれている。

- 明治33 年(1900) 東京女医学校 創立
- 明治45 年(1912) 財団法人東京女子医学専門学校 設立
- 昭和 5 年(1930) 付属産婆看護婦養成所 開設（昭和 22 年廃止）
- 昭和19 年(1944) 東京女子厚生専門学校（保健婦養成）開校（昭和 26 年閉校）
- 昭和22 年(1947) 財団法人東京女子医科大学 予科認可
- 昭和25 年(1950) 医学部 開設
- 昭和26 年(1951) 学校法人東京女子医科大学 認可
附属看護学院（乙種看護婦養成）開設
- 昭和28 年(1953) 附属看護学院を准看護学院と改称（昭和 48 年廃止）
- 昭和33 年(1958) 大学院医学研究科 開設
- 昭和40 年(1965) 附属高等看護学校 開校
- 昭和44 年(1969) 看護短期大学 開校（平成 13 年閉校）
- 昭和47 年(1972) 附属第二高等看護学校 開校
- 昭和50 年(1975) 看護短期大学専攻科（助産婦養成）開設（平成 13 年閉校）
- 昭和52 年(1977) 附属高等看護学校を附属看護専門学校に改称（平成 2 年閉校）
附属第二高等看護学校を附属第二看護専門学校に改称
- 平成 7 年(1995) 附属第二看護専門学校を看護専門学校に改称
- 平成10 年(1998) 看護学部 開設
- 平成14 年(2002) 大学院看護学研究科（博士前期課程）開設
- 平成16 年(2004) 大学院看護学研究科（博士後期課程）開設
看護学部認定看護師教育センター 開設（令和 2 年閉講）

2 令和7年度 看護学研究科 学事暦

博士前期課程		博士後期課程（甲）		博士後期課程（乙）	
事項	日程	事項	日程	事項	日程
入学式	4月 5日 (土)	入学式	4月 5日 (土)	学位論文申請のための語学試験 (1回目)	5月10日 (土)
オリエンテーション(1年次のみ) ＊大学院科目等履修生、博士後期課程合同	4月 5日 (土)入学式後	オリエンテーション(1年次のみ) ＊大学院科目等履修生、博士前期課程合同	4月 5日 (土)入学式後	学位申請書提出 (1回目)	6月16日 (月)まで
前期授業開始	4月 7日 (月)	前期授業開始	4月 7日 (月)	資格審査と論文の受理ならびに 審査委員会の構成委員の決定 (1回目)	7月4日(金)
履修願/届提出	4月15日 (火)13時まで	履修願/届提出	4月15日 (火)13時まで	審査委員会による論文審査と最終試験日 (1回目)	～8月15日 (金)までに実施
特別研究計画書の提出 (修士論文コース) 2年次	4月25日 (水)13時まで	研究計画書の提出(1回目)	4月18日 (金)13時まで	学位論文主査による最終試験結果提出日 (1回目)	8月20日 (水)
特別研究計画書の発表用の書類提出 (修士論文コース) 2年次	5月7日 (水)13時まで	研究計画書(1回目) 審査委員の決定	5月2日 (金)	研究科委員会による学位授与の可否決定 (1回目)	9月5日(金)
特別研究計画書の発表会 (修士論文コース) 2年次	5月14日 (水)	研究計画書発表会(公開審査)および研究計画書審査(1回目提出者)	5月23日 (金)までに実施	学生への学位授与の可否通知 (1回目)	9月8日(月)
課題研究テーマの提出 (最終締切日) (注1) (実践看護コース) 2年次	6月16日 (月)13時まで	研究計画書の審査 (1回目) の結果	6月 6日 (金)以降	発表会(1回目)	10月 予定
大学院博士前期・後期課程入学試験 (第1期)	8月 1日 (金)	大学院博士前期・後期課程入学試験 (第1期)	8月 1日 (金)	学位記授与 (1回目)	10月 予定
履修内容変更期間 (後期開講科目のみ)	9月19日 (金)13時まで	研究計画書の提出(2回目)	8月20日 (水)	学位論文申請のための語学試験 (2回目)	11月8日 (土)
前期授業終了	9月30日 (火)	研究計画書(2回目) 審査委員の決定	9月 5日 (金)	学位申請書提出日(2回目)	1月23日 (金)13時まで
後期授業開始	10月1日 (水)	研究計画書発表会(公開審査)および研究計画書審査(2回目提出者)	9月19日 (金)までに実施	資格審査と論文の受理ならびに 審査委員会の構成委員の決定(2回目)	2月6日(金)
大学院博士前期・後期課程入学試験 (第2期)	1月14日 (水)	履修内容変更期間 (後期開講科目のみ)	9月19日 (金)13時まで	審査委員会による論文審査と最終試験日 (2回目)	2月20日 (金)までに実施
学位申請書(修士論文、課題研究論文) 提出	1月23日 (金)13時まで	前期授業終了	9月30日 (火)	学位論文主査による最終試験結果提出日 (2回目)	3月2日(月)
学位審査 審査委員会の構成委員の決定	2月 6日 (金)	後期授業開始	10月1日 (水)	研究科委員会による学位授与の可否決定 (2回目)	3月6日(金)
論文審査と最終試験日 (実践看護コース/修士論文コース)	2月19日 (木)	研究計画書の審査 (2回目) の結果	10月3日 (金)以降	学生への学位授与の可否通知 (2回目)	3月9日(月)
主査による最終審査結果提出日	3月 2日 (月)	研究計画書の提出(3回目)	11月20日 (木)	発表会(2回目・博士学位論文(甲)の発表会と同様)	3月17日 (火)
再審査論文提出締切日	2月24日 (火)	研究計画書(3回目) 審査委員の決定	12月 5日 (金)	学位記授与 (2回目)	3月下旬予定
研究科委員会による学位授与の可否判定	3月 6日 (金)	研究計画書発表会(公開審査)および研究計画書審査(3回目提出者)	12月19日 (金)までに実施		
学生への学位授与の可否通知	3月 9日 (月)	研究計画書の審査 (3回目) の結果	1月 9日 (金)以降		
研究発表会(修士論文コース/実践看護コース)	3月17日 (火)	大学院博士前期・後期課程入学試験 (第2期)	1月14日 (水)		
学位授与式ー修了式	3月24日 (火) 14時	学位申請書 (博士学位論文) 提出日	1月23日 (金)13時まで		
		審査委員の決定 (博士学位論文)	2月 6日 (金)		
		審査委員会による論文審査と最終試験日	2月12日(木)～20日(金)の期間中に実施		
		学位論文主査による最終試験結果提出日	3月 2日 (月)		
		研究科委員会による学位授与の可否決定	3月 6日 (金)		
		学生への学位授与の可否通知	3月 9日 (月)		
		博士学位論文の発表会	3月17日 (火)		
		学位授与式ー修了式	3月24日 (火) 14時		

(注1) 課題研究テーマについては、令和7年4月1日(火)以降随時提出可能とし、提出後直近の研究科委員会(定例)にて課題研究テーマの報告を行うこととする。

博士前期課程（修士）

3 東京女子医科大学大学院看護学研究科博士前期課程の教育理念

I. 設置の趣旨

わが国の医学・医療は、臓器移植法の実施を迎え、ますます高度化・煩雑化へと急速な変化をとげている。また、高齢・少子化の進展や生活習慣病を中心とした疾病構造の変化に伴い、医療の社会経済的情勢の変化をきたしている。これにより医療制度および医療法の改正がなされ、医療をとりまく新たな環境に応じた医療サービス提供体制の整備が行われてきた。このような現状において、多様な人々の健康の保持増進に向けて、保健・医療・看護・福祉に関連したチーム医療を推進できる質の高い人材がますます必要になっている。また、国際的視野に立ち、看護学の立場から主体的、協調的に他職種の専門家と協働して社会のニーズに対応できる実践能力を有する人材が求められる。

東京女子医科大学は、社会の保健・医療・看護・福祉に対する人々の多様なニーズを認識し、看護の立場から、これらのニーズに対応できる高度な実践能力、豊かな学識および人間性を備え、人々の QOL を高めるように社会を変革する能力を有する人材を育成するために、さらに看護学の独自の学問の発展のために看護学研究科博士前期課程を設置した。

II. 教育研究上の理念・目的

本学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻（以下本大学院）は、看護基礎科学（食看護学・基礎看護学）、看護管理学、看護職生涯発達学、実践看護学Ⅰ（クリティカルケア看護学・がん看護学）、実践看護学Ⅱ（ウーマンズヘルス）、実践看護学Ⅲ（老年看護学・エンドオブライフケア学）、実践看護学Ⅳ（精神看護学）、実践看護学Ⅴ（地域看護学）、実践看護学Ⅵ（小児看護学）の看護実践に即した研究を中心に、看護実践・教育・行政における指導者を育成する。ついで高度医療を専門とする附属病院を有する最良の条件を有効に生かし、多様な状況の中でも本学の創立者の至誠と愛の精神を貫き、常に対象者の立場を理解して包括的、かつ高度な看護を実践できる専門職業人の育成を目指している。

また、質の高い高度な看護実践を可能にする研究者の育成、現場の変革者としての高度実践看護師の育成、国際的な視野に立って研究する人材の育成、学生の個別のニーズへの対応を教育の理念としている。

さらに、21世紀の情報化社会において、国際的感覚を有し、あらゆる人々の健康に関するニーズを視野に入れ、人間性を高め、科学的思考および高度な看護技術を提言できる看護研究者の育成をも併せ目的とする。

教育目的

本大学院は、建学の精神にのっとり、看護学に関する学術の理論及び応用学を研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与するとともに社会に貢献すべき有為の人材を育成する。

修了後の資格

- ・ 所定の授業科目を履修し必要な単位を取得したものについては、修了したことを認定し、修士（看護学）の学位が授与される。
- ・ 修士論文コース修得者においては看護学および看護実践に関する各自の関心と問題意識について科学的手法を用いて新しい知見をもたらした学位論文に対して修士の学位が授与される。
- ・ 実践看護コースの修得者注) においては、専門分野の基礎的知識ならびに実践力を有し、課題を探究し論理的思考をもって記述された課題研究論文に対して修士の学位が授与される。また、所定の単位を取得した者に対しては、専門看護師の認定を受ける資格が与えられる。

注) クリティカルケア看護学、老年看護学、精神看護学、小児看護学

- ・ 実践看護学Ⅱ分野（ウーマンズヘルス）の学生で所定の助産選択科目を履修し、必要な単位を取得したものについては、助産師国家試験受験資格が与えられる。

4 看護学研究科博士前期課程 3つのポリシー

看護学研究科博士前期課程では、教育・研究上の理念の達成のため、以下のポリシーを定めている。

【アドミッション・ポリシー】

社会の保健・医療・看護・福祉に対する人々の多様なニーズを認識し、これらのニーズに対応できる高度な看護実践能力、地域社会および国際社会のあらゆる健康レベルの人々のQOLを高められるように社会を変革する能力を有する人々の育成を目指しています。入学者は性・年齢を問わず、また仕事をもつ社会人も受け入れています。

博士前期課程で求める入学者像。

1. 看護学および看護実践への強い関心と問題意識を有している人
2. 専門分野の基礎的知識ならびに実践力を有し、課題探究力、論理的思考を有している人
3. 看護専門職として看護実践・看護学の発展に貢献する意欲を有している人
4. 豊かな感性と人間関係をはぐくむ力を有し、他者と協調しながら主体的に行動できる人

【カリキュラム・ポリシー】

本学看護学研究科博士前期課程においては、看護の発展に貢献する研究を中心に、看護実践・教育・行政における指導者の育成および人々の健康生活に貢献しうる包括的、かつ高度な看護実践ができる看護専門職の育成をめざします。

博士前期課程では修士論文コースと実践看護コースの教育課程を設けております。

修士論文コースは、看護基礎科学分野、看護管理学分野、看護職生涯発達学分野と実践看護学分野Ⅰ～Ⅵの専攻分野から編成しています。学際的な立場から広く看護学を学ぶ基盤科目、専門領域における看護をさらに深める主分野専門科目の履修、および自己の研究課題を探究し修士論文を作成することができます。

実践看護コースには、基盤科目に加えて、高度実践看護師を目指す学生のために、日本看護系大学協議会に認定された高度実践看護師教育課程である専門看護師教育課程（38単位）およびナースプラクティショナー教育課程（46単位）を履修することができます。

また、ウーマンズヘルス領域では助産師国家試験の受験資格に必要な科目（31単位）を含む61単位以上の科目を履修することを課しております。

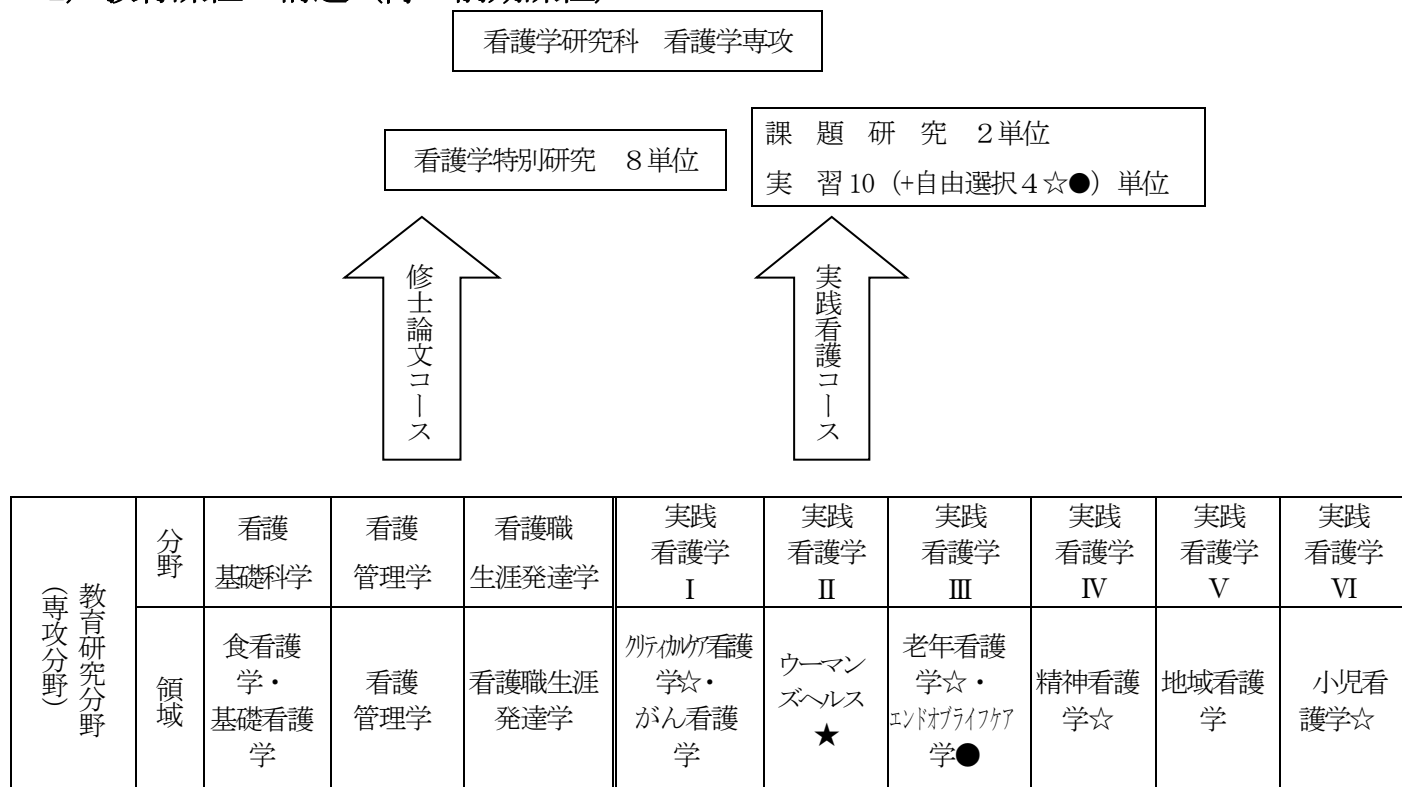
【ディプロマ・ポリシー】

本学博士前期課程では所定の単位を修め、修士論文または課題研究論文を提出し、最終試験において以下の能力が認められたものに、修士(看護学)の学位が授与されます。

1. 修士論文コースでは、看護の専門領域に関して、質の高い高度な看護実践を開発する研究能力を有する。
2. 実践看護コースでは、実践看護分野において、専門的で高度な看護実践能力および指導力を有する。
3. 修士論文コース、実践看護コース、ともに保健医療・看護の場における課題に関して主体的に取り組み、科学的・論理的な分析に基づき検討・提言する能力を有する。

5. 教育課程

1) 教育課程の構造 (博士前期課程)



★助産師国家試験受験資格取得希望者のための選択必修科目を設置

☆日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程の専門看護師教育課程修了のための自由選択科目を設置

●日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程のナースプラクティショナー教育課程修了のための自由選択科目を設置

基盤科目	共通必修科目 (4)	看護理論 (2) 看護研究 (2)
	共通選択科目 修士論文コースは6単位以上 実践看護コースは4単位以上 (但し、4単位は*印の科目から選択する。) 実践看護学分野Ⅱ (ウーマンズヘルス) 実践看護コースは 6単位以上	*看護教育論 (2) *看護政策論 (2) *コンサルテーション論 (2) *看護倫理 (2) *看護管理論 (2) 家族論 (2) 社会学 (2) 人間学 (2) 保健統計学 (2) 臨床心理学 (2) 研究方法 (生体・生理学的研究、臨床医学的研究各 2) (2) 先端医療 (2) 国際コミュニケーション英語演習 (2)
	自由選択科目 (6) ☆	病態生理学 (2) フィジカルアセスメント (2) 臨床薬理学 (2)

() 内の数字は単位を表す

修士論文コース 修得単位 30単位以上

実践看護コース 修得単位 30単位以上

修士論文コース：教育研究分野 (専攻分野) の修得単位は、専攻主分野選択必修科目を12単位以上履修する。

実践看護コース：教育研究分野 (専攻分野) の修得単位は、専攻主分野選択必修科目を14単位 (但し、うち2単位は他の専攻分野でも特論に限り選択可) 履修する。但し、実践看護学分野Ⅱ (ウーマンズヘルス) の学生は、専攻主分野選択必修科目を12単位以上履修する。

なお、実践看護学Ⅰ～Ⅵ分野 (ただし、実践看護学Ⅱ分野 (ウーマンズヘルス) を除く) の学生で、日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程における専門看護師教育課程修了を希望する者は、上記に加え、基盤科目自由選択科目を6単位以上、専攻主分野自由選択科目を2単位以上、実習 (自由選択科目) を4単位以上履修する。

また、実践看護学分野Ⅱ (ウーマンズヘルス) の学生で助産師国家試験受験資格取得を希望する者は助産師国家試験受験資格希望者のための選択必修科目31単位をすべて履修する。

実践看護学Ⅲ (エンドオブライフケア学) の学生で日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程におけるナースプラクティショナー教育課程修了を希望する者は、上記に加え、専攻分野共通科目を10単位以上、専攻分野自由選択科目を14単位以上、実習 (自由選択科目含む) 10単位以上履修する。

2) 博士前期課程の流れ(概要)

1. 履修について

指導教員の指導のもとに履修科目を選択し履修する。

1) 修士論文コース：

基盤分野から10単位、専攻主分野から12単位以上履修する。

基盤分野の10単位の内訳として、共通必修科目の看護理論、看護研究から4単位、共通選択科目の看護倫理、看護教育論、看護政策論、コンサルテーション論、看護管理論、家族論、社会学、人間学、保健統計学、臨床心理学、研究方法、先端医療、国際コミュニケーション英語演習から6単位以上履修する。

2) 実践看護コース：

基盤分野から8単位、専攻主分野から14単位以上履修する。

基盤分野の8単位の内訳として、共通必修科目の看護理論、看護研究から4単位、共通選択科目の*看護倫理、*看護教育論、*看護政策論、*コンサルテーション論、*看護管理論、家族論、社会学、人間学、保健統計学、臨床心理学、研究方法、先端医療、国際コミュニケーション英語演習から4単位以上履修する。(但し、*印5科目から4単位以上選択すること。)

専攻主分野の14単位のうち2単位は他の専攻分野でも特論に限り選択可能である。

但し、実践看護学分野Ⅱ（ウーマンズヘルス）の学生は、専攻主分野選択科目を12単位以上履修する。

2. 修了要件

1) 2年以上在学し、授業科目について30単位以上を修得すること。

2) 看護学特別研究または課題研究の審査および最終試験に合格すること。

3. 修士論文(特別研究)の提出について

1) 担当教員の指導のもと、関心ある研究テーマに関して研究計画書を作成する。

2) 1年次後期より看護学研究科倫理審査委員会の申請に向けて準備し、本学の倫理委員会において研究計画に関わる承認を得る。

3) 原則として本学倫理委員会の審査で研究実施の承認を受けた後、承認通知書の写しを添付して、定められた提出書類とともに、研究計画書の審査を看護学研究科委員会に申請する（5月）。

4) 研究計画書の審査を受け合格した者は、特別研究計画発表会において発表し、研究を開始する。

5) 指導教員の定期的な指導を受けて修士論文を完成させた者は、修士論文、論文要旨、学位論文審査願等を提出し学位申請する。（1月）

6) 必要単位を履修し、修士論文審査および最終試験に合格した者は修士(看護学)の学位を授与される。（3月）

7) 特別研究発表会において研究発表をする。（3月）

※ 修士論文作成についての詳細は修士論文作成要項を参照のこと。

4. 課題研究(文献研究等)論文の提出について

1) 担当教員の指導のもと、研究テーマを決定し提出する(5月)。

2) 研究科委員会において研究テーマの承認を受けた後、研究を開始する。

3) 課題研究論文を完成させた者は、課題研究論文、論文要旨、学位論文審査願等を提出し学位申請する。（1月）

4) 必要単位を履修し、課題研究論文審査および最終試験に合格した者は修士(看護学)の学位を授与される。（3月）

5) 研究発表会において研究発表または、看護実践発表をする。(3月)

※ 課題研究論文作成についての詳細は課題研究論文作成要項を参照のこと。

5. 日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程における専門看護師教育課程 (38単位) 修了について

実践看護学Ⅰ～Ⅵ分野（ただし、実践看護学Ⅱ分野（ウーマンズヘルス）を除く）の学生で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程（38単位）修了を希望する者は、基盤分野から8単位、専攻主分野から14単位以上に加え、基盤自由選択科目を6単位以上、専攻主分野自由選択科目を2単位以上、実習（自由選択科目）を4単位以上、課題研究2単位、日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程である専門看護師教育課程（38単位）修了のための自由選択科目12単位、計42単位を履修する。

6. 日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程におけるナースプラクティショナー教育課程 (46単位) 修了について

実践看護学Ⅲ（エンドオブライフケア学）の学生で日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程であるナースプラクティショナー（46単位）修了を希望する者は、基盤分野から8単位、専攻主分野から14単位以上に加え、基盤自由選択科目を6単位以上、専攻主分野自由選択科目を8単位以上、実習（自由選択科目）を4単位以上、課題研究2単位、日本看護系大学協議会専門看護師教育課程ナースプラクティショナー（46単位）修了のための自由選択科目18単位、計48単位を履修する。

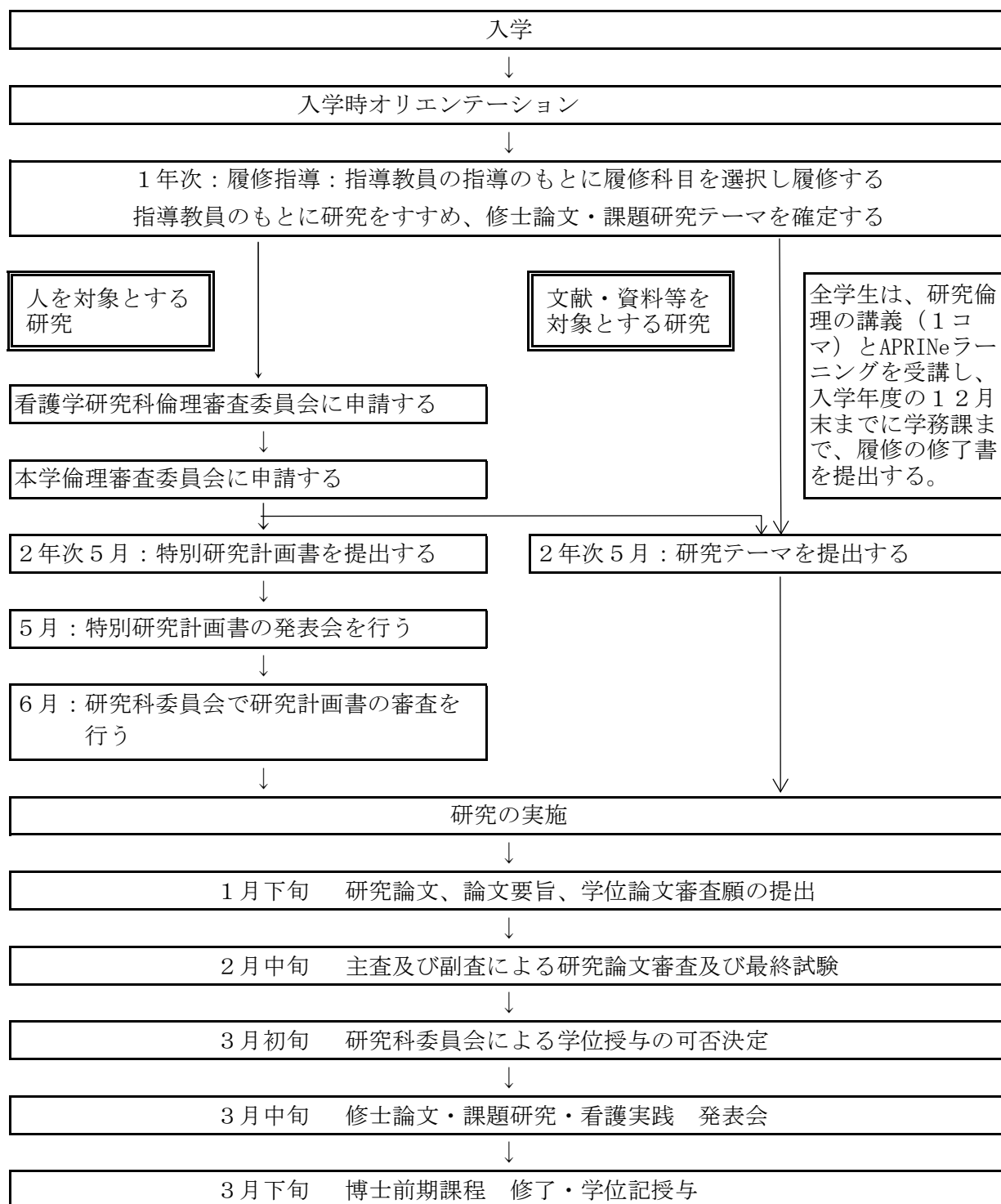
7. 助産師国家試験受験資格について

実践看護学分野Ⅱ（ウーマンズヘルス）の学生で助産師国家試験受験資格を希望する者は、助産選択科目（助産学特論Ⅰ、助産学特論Ⅱ、助産学特論Ⅲ、助産学特論Ⅳ、助産学演習Ⅰ、助産学演習Ⅱ、助産学実習）の31単位すべてを履修する。また実践看護学分野Ⅱ（ウーマンズヘルス）を修了するためには修了最低修得単位数30単位を加え、計61単位を履修する。

8. 研究倫理・APRIN eラーニングの受講について

- 1) 全学生は、本学研究倫理教育に関する実施要領に従って、1年次に必ず、共通選択科目「看護倫理」の履修の有無にかかわらず、研究倫理に関する講義（3コマ）を受講する。
- 2) 1年次は、研究倫理「APRIN eラーニングプログラム（CITI Japan）」コース01__責任ある研究行為：基礎編（RCR）における次の単元を受講しなければならない。
 - ①責任ある研究行為について
 - ②研究における不正行為
 - ③データの扱い
 - ④共同研究のルール
 - ⑤利益相反
 - ⑥オーサーシップ
 - ⑦盗用
 - ⑧公的研究費の取扱い
- 3) 本プログラムを受講するにあたっては、各自、入学時に配布される APRIN 用の本学の ID、パスワードを使用する。
- 4) 本単元の受講後、1年次12月末までに、履修した修了書を学務課まで提出しなければならない。なお、他施設で APRIN eラーニングプログラムを受講したことがある者も必ず受講し、修了書を提出する。
- 5) 2年次は、APRIN eラーニングプログラムについては、毎年1回は受講することが望ましい。

3) 入学から修了までのプロセス



4) 授業科目、単位数、学年配置一覧

1. 基礎分野

授業科目の名称			単位数					配当年次	
			修士論文コース		実践看護コース				
			必修	選択必修	必修	選択必修	自由選択	1年	2年
基盤	科 共 目 修 通	看護理論	2		2			○	
		看護研究	2		2			○	
	共通選 択科目	看護倫理		2		*2		○	
		看護教育論		2		*2		○	
		看護政策論		2		*2		○	
		コンサルテーション論		2		*2		○	
		看護管理論		2		*2		○	
		家族論		2		2		○	
		社会学		2		2		○	
		人間学		2		2		○	
		保健統計学		2		2		○	
		臨床心理学		2		2		○	
		研究方法（生体・生理学的研究）		2		2		○	
		研究方法（臨床医学的研究）		2		2		○	
		先端医療		2		2		○	
		国際コミュニケーション英語演習		2		2		○	
	自 科 由 目 選 択	臨床薬理学☆					2	○	
		フィジカルアセスメント☆					2	○	
		病態生理学☆					2	○	

2. 専攻分野

授業科目の名称			単位数					配当年次	
			修士論文 コース		実践看護コース				
			必修	選択 必修	必修	選択 必修	自由 選択	1年	2年
専攻	看護基礎科学 （食看護学・基礎看護学）	食看護学特論Ⅰ		2				○	
		食看護学特論Ⅱ		2				○	
		食看護学特論Ⅲ		2				○	
		食看護学特論Ⅳ		2				○	
		食看護学演習Ⅰ		2				○	
		食看護学演習Ⅱ		4				○	
		食看護学特別研究		8					○
		基礎看護学特論Ⅰ		2				○	
		基礎看護学特論Ⅱ		2				○	
		基礎看護学特論Ⅲ		2				○	
		基礎看護学特論Ⅳ		2				○	
		基礎看護学演習Ⅰ		2				○	
		基礎看護学演習Ⅱ		2				○	
		基礎看護学特別研究		8					○
	看護管理学	看護管理学特論Ⅰ		2				○	
		看護管理学特論Ⅱ		2				○	
		看護管理学特論Ⅲ		2				○	
		看護管理学演習Ⅰ		3				○	
		看護管理学演習Ⅱ		3				○	
		看護管理学特別研究		8					○
	看護職生涯発達学	看護職生涯発達学特論Ⅰ（医療における合意形成理論）		2				○	
		看護職生涯発達学特論Ⅱ（看護職のキャリアと教育）		2				○	
		看護職生涯発達学特論Ⅲ（看護職と合意形成技術）		2				○	
		看護職生涯発達学演習Ⅰ（看護職の能力に関する研究）		3				○	
		看護職生涯発達学演習Ⅱ（合意形成・看護倫理に関する研究）		3				○	
		看護職生涯発達学特別研究		8					○

授業科目の名称			単位数					配当年次	
			修士論文 コース		実践看護コース				
			必修	選択 必修	必修	選択 必修	自由 選択	1年	2年
専攻	実践看護学Ⅰ （クリティカルケア看護学・がん看護学）	クリティカルケア看護学特論Ⅰ（危機とストレスに関する科目）		2		2		○	
		クリティカルケア看護学特論Ⅱ（代謝病態生理学に関する科目）		2		2		○	
		クリティカルケア看護学特論Ⅲ（治療管理に関する科目）		2		2		○	
		クリティカルケア看護学特論Ⅳ（看護援助に関する科目Ⅰ）		2		2		○	
		クリティカルケア看護学特論Ⅴ（看護援助に関する科目Ⅱ）		2		2		○	
		クリティカルケア看護学演習Ⅰ（フィジカルアセスメント）				2		○	
		クリティカルケア看護学演習Ⅱ（看護援助に関する科目Ⅲ）		2		2		○	
		クリティカルケア看護学演習Ⅲ（看護援助に関する科目Ⅳ）☆					2	○	
		クリティカルケア看護学実習Ⅰ☆					1	○	
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ				6			○
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ☆					3		○
		クリティカルケア看護学課題研究				2			○
		クリティカルケア看護学特別研究		8					○
		がん看護学特論Ⅰ		2		2		○	
		がん看護学特論Ⅱ		2		2		○	
		がん看護学特論Ⅲ		2		2		○	
		がん看護学特論Ⅳ		2		2		○	
		がん看護学特論Ⅴ		2		2		○	
		がん看護学演習Ⅰ		2		2		○	
		がん看護学演習Ⅱ				2		○	
	実践看護学Ⅰ （クリティカルケア看護学・がん看護学）	がん看護学演習Ⅲ☆					2	○	
		がん看護学実習Ⅰ（臨床判断能力向上のための実習）				1		○	
		がん看護学実習Ⅱ（CNS役割実習）				2			○
		がん看護学実習Ⅲ☆（CNSとしての実践能力向上のための実習）					5		○
		がん看護学実習Ⅳ☆（CNSの役割・機能に関する能力向上のための実習）					2		○
		がん看護学課題研究				2			○
		がん看護学特別研究		8					○
	実践看護学Ⅱ （ウーマンズヘルス）	ウーマンズヘルス特論Ⅰ		2		2		○	
		ウーマンズヘルス特論Ⅱ		2		2		○	
		ウーマンズヘルス特論Ⅲ		2		2		○	
		ウーマンズヘルス特論Ⅳ		2		2		○	
		ウーマンズヘルス演習Ⅰ		2		2		○	
		ウーマンズヘルス演習Ⅱ		2		2		○	○
		ウーマンズヘルス実習				6		○	○
		ウーマンズヘルス課題研究				2			○
		ウーマンズヘルス特別研究		8					○
	実践看護学Ⅲ （老年看護学）	老年看護学特論Ⅰ		2		2		○	
		老年看護学特論Ⅱ		2		2		○	
		老年看護学特論Ⅲ		2		2		○	
		老年看護学特論Ⅳ		2		2		○	
		老年看護学特論Ⅴ（看護病態学）☆					2	○	
		老年看護学演習Ⅰ		2		2		○	
		老年看護学演習Ⅱ		2		2		○	
		老年看護学実習Ⅰ				6		○	○
		老年看護学実習Ⅱ☆					4		○
		老年看護学課題研究				2			○
		老年看護学特別研究		8					○

授業科目の名称			単位数					配当年次	
			修士論文 コース		実践看護コース				
			必修	選択 必修	必修	選択 必修	自由 選択	1年	2年
専攻	実践看護学Ⅲ （エンドオブライフケア学）	エンドオブライフケア学特論Ⅰ（プライマリヘルスケアにおけるNPのコンピテンシー）				2		○	
		エンドオブライフケア学特論Ⅱ（EOL実践と理論的基盤）		2		2		○	
		エンドオブライフケア学特論Ⅲ（小児・ウーマンズヘルス）				2		○	
		エンドオブライフケア学特論Ⅳ（成人期にある人の急性期・慢性期看護）		2		2		○	
		エンドオブライフケア学特論Ⅴ（高齢者の急性期・慢性期看護）		2		2		○	
		エンドオブライフケア学特論Ⅵ（メンタルヘルス）				2		○	
		ヘルスプロモーション学特論●				2		○	
		プライマリケア技術特論●		2		2		○	
		エンドオブライフケア管理学特論●		2		2		○	○
		エンドオブライフケア学演習Ⅰ●		2			2	○	○
		エンドオブライフケア学演習Ⅱ●					2	○	○
		エンドオブライフケア学実習Ⅰ●（病院と地域連携へのシームレスな連携機能）				4			○
		エンドオブライフケア学実習Ⅱ●（コミュニティ・ヘルスケアの実践）				4			○
		エンドオブライフケア学実習Ⅲ●（新規サービス事業開発とシステム構築）					2		○
		エンドオブライフケア学課題研究				2			○
		エンドオブライフケア学特別研究		8					○
	実践看護学Ⅳ （精神看護学）	精神看護学特論Ⅰ（歴史・法制度論）		2		2		○	
		精神看護学特論Ⅱ（精神看護理論）		2		2		○	
		精神看護学特論Ⅲ（精神看護倫理・当事者論）		2		2		○	
		精神看護学特論Ⅳ（リエゾン精神看護理論）		2		2		○	
		精神看護学特論Ⅴ（精神科薬物療法）☆					2	○	
		精神看護学演習Ⅰ（対象理解と自己理解）		2		2		○	
		精神看護学演習Ⅱ（精神科治療技法）		2		2		○	
		精神看護学演習Ⅲ（精神看護援助方法）		2		2		○	
		精神看護学実習Ⅰ（高度実践看護役割機能の実習）				2		○	
		精神看護学実習Ⅱ（精神科診断・治療実習、直接ケア実習）				4			○
		精神看護学実習Ⅲ☆（サブスペシャリティ直接ケア実習：リエゾン精神看護学実習）					2		○
		精神看護学実習Ⅳ☆（間接ケア実習）					2		○
		精神看護学課題研究				2			○
		精神看護学特別研究		8					○
	実践看護学Ⅴ （地域看護学）	地域看護学特論Ⅰ（地域看護の各領域における専門性の探求）		2				○	
		地域看護学特論Ⅱ（地域看護政策論）		2				○	
		地域看護学特論Ⅲ（ヘルスプロモーション・健康教育論）		2				○	
		地域看護学特論Ⅳ（地域ケアシステムと在宅ケア看護学の専門性）		2				○	
		地域看護学特論Ⅴ（地域看護学研究論）		2				○	
		地域看護学特論Ⅵ（疫学・実践保健統計学）		2				○	
		地域看護学演習Ⅰ（地域看護の各分野における実践企画演習）		2				○	○
		地域看護学演習Ⅱ		2				○	○
		地域看護学実習Ⅰ					4		○
		地域看護学実習Ⅱ					2		○
		地域看護学実習Ⅲ					4		○
		地域看護学課題研究					2		○
		地域看護学特別研究		8					○

授業科目の名称			単位数					配当年次	
			修士論文 コース		実践看護コース				
			必修	選択 必修	必修	選択 必修	自由 選択	1年	2年
専攻	実践看護学Ⅵ （小児看護学）	小児看護学特論Ⅰ		2		2		○	
		小児看護学特論Ⅱ		2		2		○	
		小児看護学特論Ⅲ		2		2		○	
		小児看護学特論Ⅳ		2		2		○	
		小児看護学演習Ⅰ		2		2		○	
		小児看護学演習Ⅱ		2		2		○	
		小児看護学演習Ⅲ☆					2	○	
		小児看護学実習Ⅰ☆					2		○
		小児看護学実習Ⅱ☆					2	○	
		小児看護学実習Ⅲ				6			○
		小児看護学課題研究				2			○
		小児看護学特別研究		8					○
助産選 択科目※		助産学特論Ⅰ（基礎助産学）		4		4		○	
		助産学特論Ⅱ（助産診断・技術学）		7		7		○	
		助産学特論Ⅲ（地域母子保健）		2		2		○	
		助産学特論Ⅳ（助産管理）		2		2		○	
		助産学演習Ⅰ（基礎助産学）		2		2		○	
		助産学演習Ⅱ（助産診断・技術学）		3		3		○	○
		助産学実習		11		11		○	○

※については、実践看護学Ⅱ（ウーマンズヘルス）分野の学生で助産師国家試験受験資格取得を希望する者はすべて履修すること。

☆については、**実践看護学Ⅰ～Ⅵ分野（ただし、実践看護学Ⅱ分野（ウーマンズヘルス）を除く）**の学生で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程（38単位）修了を希望する者は基盤自由選択科目ならびに専攻主分野の自由選択科目をすべて履修すること。

5) 講義要目

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
基 盤	共通必修科目	看護理論 看護学の理論体系の変遷を概観し、諸理論の構造と特徴について学ぶとともに、諸理論と看護現象との関係について探求し、看護研究ならびに卓越した看護実践のための理論的基盤を養う。
	共通必修科目	看護研究 専門知識や技術の開発など、看護の向上をはかるために必要な研究の方法について理解することを目的として、看護学における研究の役割や研究プロセス、研究成果の臨床への活用について学ぶ。
共通選択科目	看護倫理	看護現場における倫理の基盤となる考え方や概念を理解した上で、多様な倫理的問題と関係者が抱く葛藤の特徴を理解するためのアプローチを学修し、高度実践看護師として、関係者間での調整、倫理的問題発生予防および問題解決方法について探求する。 研究に携わる人としての研究倫理の基本的知識を理解し、高度実践看護師としての倫理的意識を養う。
	看護教育論	看護（学）を教育するとはどういうことかを看護（学）教育の対象や範囲／教育目的・内容・方法・評価／教授＝学習過程／教育関係・教育環境／教育の連続性の観点から看護の継続教育に関する知識と技術を修得し、各自の看護観・教育観を深める。それにより、看護職として生涯を通して主体的に学び続けるための様々な課題解決を検討する。
	看護政策論	超高齢社会における健康に関する課題や医療・看護ニーズとともに、それを支えてきた日本の医療制度・政策を理解し、刻々と変わりゆく社会において看護が果たすべき役割や方向性、自身がつくりたい日本や世界の看護を含む未来について考え、議論する。
	コンサルテーション論	看護におけるコンサルテーションの基本的概念を理解し、高度実践看護師の役割のひとつであるコンサルテーションの具体的展開方法と課題を学習する。
	看護管理論	看護実践・看護管理・看護研究の連携の重要性を認識し、保健医療福祉に携わる人々との間の調整を行う看護管理に携わる看護職と協力して高度実践看護師として変革につながる戦略的思考について学修を深める。
	家族論	看護職者にとって「家族」とは、患者支援の鍵を握る重要な関与者であるとともに、家族そのものが看護の対象となりうるという二重の意味を持っています。また、看護職者を含む全ての人々が、家族あるいは家族に類似した小規模社会集団のなかで、人生をスタートさせます。つまり、誰もが、「家族」の当事者であると言えます。この授業では、自分の経験に過度にとらわれることなく、「家族」および「家族問題」を理解するための、さまざまな視点を学修する。
	社会学	臨床の場でのコミュニケーションにテーマを絞る。各種コミュニケーション・アプローチの理論と実際を学習するとともに、コミュニケーションを切り口にして今日の医療現場での人間関係や集団・組織についても考えて行く。
	人間学	医療・看護・福祉領域が、ホリスティックな（総合的で全体的な）人間観を要請するようになり、人間をめぐる基本的問題、すなわち人間とは何か、人間はどのように理解されるべきか、人間の抱える苦悩とは何か、人間らしい看護のあり方とは何か、生と死をめぐる諸問題への正しい答えはあるのか等、具体的な問いに改めて取り組む「人間学」の試みが期待されている。この講義では、「ナラティブ・アプローチ」による人間の理解について修得する。
	保健統計学	実証研究の一環として調査法を中心にデータが収集されることが多くなり、データ解析を進めていく上で統計学は欠かせないものとなっている。本講義では、統計学とはいかなるものかを実際のデータを解析していく中で学習してもらう。具体的には、今までに実施された幾つかの調査のデータを用いて授業中に解析を進めていき、解析結果の解釈まで踏み込みながら統計学の手法を習得してもらう。また一般的なデータ解析の統計ソフトの使い方も習得してもらう。修士論文作成に当たって、調査法によるデータ収集をするのであれば必要不可欠な科目となる。なお授業では、パーソナリティ特性に関する調査、ストレスに関する調査で実際に得られたデータを用いることにする。

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容	
基 盤	臨床心理学	心に問題を抱える人たちに対して、あるいは健康な状態を維持するために臨床心理学とそれに関連する心理学の領域がどのような役割を担ってきているのかについて学ぶ。具体的には、臨床心理学の歴史、基礎的な考え方、アセスメント、さまざまな立場の理論と実践的活動、また臨床心理学を取り囲む最近の幅広い心理学的視点の概要について扱い、講義に関連する自己学習内容の発表をもとにした演習を通して学ぶ。	
	研 究 方 法 生体・生理学的研究 臨床医学的研究	医療場面における研究は、治療効果の追求であると同時に原因追求および人間の生体の変化を丁寧に観察することから出発する。それらを方法論として基盤に位置付け、看護研究の方法論に応用できるように学習する。	
	先 端 医 療	近年、工学的手法やテクノロジーを医学に持ち込み、従来できなかった先端医療が次々に実現されることとなった。本科目は幅広いテクノロジーと医学の融合によって誕生する先端医療について解説する。特に、再生医療の発展はめざましく、薬物治療とは異なる効果が期待でき、この治療法について移植法との相違について明確にしながら現状と将来について展望する。また遺伝子診断や画像監視下手術、ロボット手術についても最近の進歩を解説し、今後、大きく変わる先端医療全体の流れと、診断、治療と手術の将来について講義する。	
	国際コミュニケーション英語演習	国際学会における英語による口頭発表の方法を理解し、その準備をする。外国と日本の社会や文化を相対的にとらえて認識し（思考・判断）、同時に文化発信の能力並びに高いコミュニケーション能力（技能・表現）を備えた、国際社会において看護専門家として主体的かつ積極的に活躍する（態度・志向性）ことができるように学習を進める。	
	自由 選 択 科 目	フィジカルアセスメント☆	複雑な健康問題をもった対象の身体・精神状況を診査し、日常生活のアセスメントを含んだ臨床判断を行うために必要なフィジカルアセスメントの知識と技術を習得する。
病態生理学☆		身体が恒常性を維持する機能の基礎知識を理解した上で、症例をもとに異常をきたす原因、経過、主な症状、治療・処置について学び、今後高度実践看護師に求められる対象の病態生理学的変化を解釈、判断、実践するために必要な知識と技術について学修する。	
臨床薬理学☆		対象者の健康問題に応じた薬剤使用の判断、投与後の患者モニタリング方法、生活調整、回復力の促進、患者の服薬管理能力のためのケアなどの実践力を習得するために、臨床の場でよく用いられる薬剤（緊急応急処置、症状調整、慢性疾患管理等）を中心として、臨床薬理学の基礎知識を学修する。	
専 攻	看護基礎科学（食看護学・基礎看護学）	食看護学特論Ⅰ	※今年度開講無し
		食看護学特論Ⅱ	※今年度開講無し
		食看護学特論Ⅲ	※今年度開講無し
		食看護学特論Ⅳ	※今年度開講無し
		食看護学演習Ⅰ	※今年度開講無し
		食看護学演習Ⅱ	※今年度開講無し
		食看護学特別研究	※今年度開講無し
		基礎看護学特論Ⅰ	看護実践を成立させる主要概念について、「看護覚え書」の講読およびナイチンゲール看護論を中心とした看護論の視点から捉え直し、看護の原理を再検討する。
		基礎看護学特論Ⅱ	看護実践および看護教育を成立させる主要な原理（生命観、身体観、健康・病気・ケア・省察的实践・実践倫理）を取り上げ、多角的な観点から検討する。
		基礎看護学特論Ⅲ	看護技術の分析を通して、看護技術の本質・特質・構造への理解を深め、看護技術の意味や価値を再考する。さらに、看護技術研究およびEBNの確立と普及について考察する。
		基礎看護学特論Ⅳ	看護技術教育における指導過程に焦点を当てて、指導計画、実施、評価に関する理論を学習し、様々な対象への効果的な看護技術教育のあり方を探求する。
		基礎看護学演習Ⅰ	基礎看護学領域の研究課題や研究方法を具体化するために、関心テーマに関する文献検討を踏まえて、看護の場で現象を観察し、その場で起きている現象を探求する能力を高め、看護の場や現象への理解を深め、研究計画立案に必要な能力を養う。
		基礎看護学演習Ⅱ	基礎看護学領域および看護実践、看護教育の研究論文の文献検討により、研究動向と理論的背景を知り、研究方法、研究倫理について学修する。

授 業 科 目 名			講 義 等 の 内 容
専 攻	看護管理学	基礎看護学特別研究	基礎看護学特論および演習での学びを基に、研究の問いを明確にし、方法論を精錬し、一連の研究過程を通して、基礎看護学領域の教育研究の発展に寄与する基礎的研究能力を養う。
		看護管理学特論Ⅰ	看護管理学における資源管理に関する基本的な概念枠組みと主要理論を学ぶ。
		看護管理学特論Ⅱ	日本における看護管理、看護制度・政策を多角的に取り上げ、看護と社会システムの関係について探索する。組織と其中で仕事をする人間の行動についての理論（組織論・経営論）を活用しながら分析できる能力を身につけ、人を管理する上で学ぶべき知識やパースペクティブを涵養する。
		看護管理学特論Ⅲ	保健医療福祉における制度の仕組みと看護実践の場との関係について焦点を当てて考え、戦略的看護サービスを実践するための看護管理者の役割と課題、将来展望について探求する。
		看護管理学演習Ⅰ	看護管理の先駆的な実践について、既習の理論を活用しながら、その現象を分析できる能力を養う。自らが選択した臨床疑問を看護管理の研究課題へと導き、研究計画立案へとつなげる。
		看護管理学演習Ⅱ	看護管理学関連分野の国内外の先行研究の文献検討を通して、研究領域、研究アプローチとその理論的背景、また研究方法について学ぶ（観察研究、介入研究、質的研究、アクションリサーチ等）。
		看護管理学特別研究	看護管理学特論および演習で学んだことに基に、看護管理学領域における自己の問題意識を研究の問いを立て、方法論的吟味を行い、一連の研究プロセスを踏むことを通して、臨床実践や看護管理教育に貢献できる研究能力の基礎を養う。
	看護職生涯発達学	看護職生涯発達学特論Ⅰ（医療における合意形成理論）	医療における合意形成理論を理解した上で、看護職生涯発達学の視点から、これからの看護職に求められる役割と能力について考えることができる。看護職の多様な立場から、合意形成理論を活用した理論および概念の活用方法について考える。
		看護職生涯発達学特論Ⅱ（看護職のキャリアと教育）	多様な看護職に向けたさまざまな教育についての現状と課題を把握した上で、成人学習、キャリア発達等の既存の理論を活用し、要請される教育の内容と方法について考える。看護職の成長を促すための支援について理解する。
		看護職生涯発達学特論Ⅲ（看護職と合意形成技術）	医療の合意形成理論を土台とした方法論（合意形成技術）の基礎について学修した上で、看護職に求められるファシリテータ能力の内容とその育成について探求する。看護職生涯発達学の視点から看護職に求められる合意形成理論の活用について考える。
		看護職生涯発達学演習Ⅰ（看護職の能力に関する基礎研究）	看護職生涯発達学・合意形成学・看護倫理などに関して、臨床疑問から研究の問いの立て方、および問いに対する分析する能力を養う。学生が自ら選択した研究疑問に従って、研究計画立案までに必要な能力を修得する。
		看護職生涯発達学演習Ⅱ（合意形成・看護倫理に関する基礎研究）	看護職生涯発達学および、看護倫理、合意形成に関する国内外の先行研究の文献検討を通して、研究アプローチとその理論的背景、研究方法について学修する。
		看護職生涯発達学特別研究	看護職生涯発達学特論および演習で学修した知見から、特定のテーマを選択し自己の立てた問いに従って研究計画を作成する能力を養う。研究過程を通して看護職生涯発達学に寄与する基礎的研究能力を養う。
実践看護学Ⅰ （クリティカルケア看護学）	クリティカルケア看護学	クリティカルケア看護学特論Ⅰ（危機とストレスに関する科目）	クリティカルケア状況下にある患者・家族を理解し、看護ケアを行うための基盤となる概念・理論を探求する。
		クリティカルケア看護学特論Ⅱ（代謝病態生理学に関する科目）	クリティカル状況下にある患者の病態および身体侵襲に対する生体反応を学習し、クリティカルケア看護のための基礎的知識を学ぶ。
		クリティカルケア看護学特論Ⅲ（治療管理に関する科目）	クリティカル状況下にある患者に対する治療内容を理解し、患者・家族を中心とした看護を行うための基礎的知識を学ぶ。
		クリティカルケア看護学特論Ⅳ（看護援助に関する科目Ⅰ）	クリティカルケア期における患者の全人的な苦痛を理解し、人間としての尊厳を保持し、チームによる心理的・社会的支援を行うための看護ケアについて学ぶ。
		クリティカルケア看護学特論Ⅴ（看護援助に関する科目Ⅱ）	クリティカルな状況で治療を受ける患者およびその家族の治療の選択と自由の問題について、価値観の相違による葛藤状況を適切に認識し、患者および家族の人権擁護の立場で倫理的問題解決ができるための理論的基礎を学ぶ。

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
専攻	クリティカルケア看護学演習Ⅰ（フィジカルアセスメント）	クリティカルケア期における生理学的変化を理解し、フィジカルアセスメントの方法を学び、臓器の機能不全がある患者の状態および生活行動・機能回復の状況を、事例を通してアセスメントする。
	クリティカルケア看護学演習Ⅱ（看護援助に関する科目Ⅲ）	クリティカル状況下にある患者およびその家族を心身統一体として捉え、ケアとキューを融合した看護介入の方法を学ぶ。
	クリティカルケア看護学演習Ⅲ（看護援助に関する科目Ⅳ）☆	クリティカルケア領域における循環器看護ならびに看護ケアの専門性を理解し、実践力を養う。
	クリティカルケア看護学実習Ⅰ☆	急性・重症患者看護専門看護師として活動するために必要な【ケアとキューを融合した高度な看護実践】について、実習を通して探求する。
	クリティカルケア看護学実習Ⅱ	クリティカルケア看護学領域における専門看護師としての看護活動を展開するために必要な能力を習得する。
	クリティカルケア看護学実習Ⅲ☆	自身が今後専門として深めていきたいサブスペシャリティー（救命、ICUなど）において、急性・重症患者看護専門看護師が果たすべき役割を理解・実践する。
	クリティカルケア看護学課題研究	講義、演習、実習で学習した知識と技術をもとに、研究的視点からクリティカルケア看護におけるテーマを見出し、系統的な文献検討を行うことで、実践に役立つエビデンスを明らかにし、総説論文としてまとめる。
	クリティカルケア看護学特別研究	クリティカルケア看護学特論および演習で得た知見をもとに、クリティカルケア看護学領域における課題を追求し研究テーマを見出す。研究のプロセスを通してクリティカルケア看護実践やクリティカルケア看護教育の発展に寄与する基礎的研究能力を養う。
	がん看護学特論Ⅰ	がん看護の基盤となる主要理論・概念ならびにその活用について探求する。
	がん看護学特論Ⅱ	がんに関する病態生理学および診断・標準治療の基礎的知識を学び、がん看護に関連した専門的知識を深める。
	がん看護学特論Ⅲ	がん患者の臨床経過に伴う複雑な健康問題を的確にアセスメントし、最新の知識に基づいて包括的な支援を提供できるよう看護援助の方法を習得する。
	がん看護学特論Ⅳ	緩和ケアの歴史およびわが国の緩和ケアに関する医療システムについて理解する。がんがもたらす苦痛症状をマネジメントする上で必要な医学的知識を習得し、それらの苦痛症状が患者の身体面、心理面、社会面、スピリチュアル面に及ぼす影響を理解するとともに、症状マネジメントに必要な看護援助を探求する。さらに、緩和ケアにおける倫理的問題について考察する。
	がん看護学特論Ⅴ	がんおよびがん再発の予防・早期発見における支援・教育方法のための知識・技術を習得する。 がん患者および家族の心理・社会的課題に対する支援のための知識を習得する。
	がん看護学演習Ⅰ	事例検討やフィールドワークを通して、がん患者の臨床経過に伴う複雑な健康問題を的確にアセスメントし包括的な支援を提供するための臨床判断能力を養う。
	がん看護学演習Ⅱ	がんがもたらすあらゆる苦痛症状および苦悩を包括的に理解し、エビデンスに基づいて適切なキューとケアを統合した援助を、専門看護師の役割と機能を踏まえたうえで提供する能力を養う。
	がん看護学演習Ⅲ☆	臨床実践の場において、自身のがん看護における関心領域の問題を解決するために、エビデンスや理論に基づいた援助計画を作成・実践し、その結果を科学的に分析することにより、実践能力を養う。
	がん看護学実習Ⅰ（臨床判断能力向上のための実習）	がんの診断・治療に関わる臨床場面（診療や症例・退院調整カンファレンス等）を通して、がん患者の療養管理をするために必要な能力を習得する。
	がん看護学実習Ⅱ（CNS役割実習）	がん看護専門看護師が活動している場での主体的な見学を通して、がん看護専門看護師の役割・機能を理解する。さらに、役割・機能およびその発揮に必要な知識・技術・態度について学ぶ。
	がん看護学実習Ⅲ☆（CNSとしての実践能力向上のための実習）	専門的能力を有する看護師および大学教員の指導のもと、がん患者を直接的に援助する実習を行う。
	がん看護学実習Ⅳ☆（CNSの役割・機能に関する能力向上のための実習）	がん看護専門看護師に必要とされる「実践」「教育」「相談」「調整」「研究」「倫理調整」の役割の基礎を果たせるように実践を通して習得し、自己の課題を明確にする。また、他職種とのチーム医療の中で専門看護師の役割開発や、医療チームのあり方について学ぶ。

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
専攻		がん看護学課題研究
		がん看護学特別研究
実践看護学Ⅱ (ウーマンズヘルス)	ウーマンズヘルス特論Ⅰ	出生前の発生・生理の状態から始まり、出生後はライフステージ各段階にある女性特有のホルモンを中心にした身体の変化と精神の変化やその対応策、なりやすい病気の予防などについて、データに基づいて女性のライフステージ各段階のヘルスケアについての基礎を修得する。
	ウーマンズヘルス特論Ⅱ	世界的視野から女性のヒューマン・セクシャリティ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、ジェンダーの視点から女性特有の健康問題を探る。
	ウーマンズヘルス特論Ⅲ	女性のライフサイクルの各段階での生き方・健康問題について探求し、女性を対象にした看護介入を行うための技法に関する基礎を修得する。
	ウーマンズヘルス特論Ⅳ	国内外のウーマンズヘルスについて理解を深めるとともに発展途上国での援助活動等へ貢献できる基礎的能力を修得する。
	ウーマンズヘルス演習Ⅰ	女性看護学領域の研究の動向(国内・外)と健康に対する課題を理解し、各自の研究課題をみいだし、研究的アプローチを修得する。
	ウーマンズヘルス演習Ⅱ	女性の生涯の健康を視野に入れ、性と生殖に関する健康教育援助技術を検証し、科学的根拠に基づくよりよい専門的な援助技術の開発に向けた研究的思考過程を学ぶ。さらに、女性の意思や希望を最大限に尊重した支援を実施する能力を修得する。
	ウーマンズヘルス実習	妊婦・産婦・褥婦・新生児に関する水準の高い助産診断・技術の実践を行う。さらにハイリスク事例のケアを実践する。また実践者に必要な役割としての教育・相談・調整能力を培い、さらに地域における助産所のケアの構築について、医療連携を踏まえて実践する能力を修得する。
	ウーマンズヘルス課題研究	特論及び演習で学び得た知識と技術を基に、直接的看護介入や助産診断技術に関する研究テーマを導き出し、一連の研究プロセスを通じた、専門的看護・助産援助の質の向上に寄与する臨床研究能力を養う。
	ウーマンズヘルス特別研究	特論及び演習で学び得た知識を基に、ウーマンズヘルス領域における各自のテーマを導き出し、一連の研究プロセスを通してウーマンズヘルスに寄与する基礎的研究能力を養う。
実践看護学Ⅲ (老年看護学・エンドオブライフケア学)	老年看護学特論Ⅰ	老年看護で用いる理論、概念について学ぶとともに、老年看護における倫理的課題について探究し、高齢者とその家族を対象にした看護を実践するための理論的基盤を養う。
	老年看護学特論Ⅱ	高齢者の加齢に伴う変化や健康生活上のニーズを知るために、高齢者の健康・家族・環境等を包括的に理解する評価方法について探求する。
	老年看護学特論Ⅲ	高齢者の健康レベルに応じた生活の質を維持、向上するための看護について探求すると共に高齢者に多く見られる健康事象について現状を分析し、高齢者とその家族を含めた看護の開発や評価の方法を探る。
	老年看護学特論Ⅳ	個人に最適なサービス調整や他職種との連携を促進し、健康から終末期に至るまでのサポートの在り方について理解し、切れ目のない支援を行うための展開能力を養う。 さらに高齢者への保健医療福祉政策やサポート構築のプロセスを学び、ケアシステム開発能力を養う。
	老年看護学特論Ⅴ☆	老年期に多くみられる症候について、フィジカルアセスメントや検査方法を学び、ハイリスク状況を査定する能力を修得することによって、高齢者にとってより安全、安心な生活を継続するためのキュアとケアを融合した看護を実践する能力を養う。
	老年看護学演習Ⅰ	身体的治療を要して入院した急性期にある認知症高齢者への質の高いアセスメントと看護について再考し、高齢者に安心、安全で円滑な治療と入院生活を提供するための看護実践を探求する。
	老年看護学演習Ⅱ	在宅で療養する複雑な健康問題をもつ高齢者とその家族が、質の高い生活を送ることができるよう、適切な看護判断と看護実践を展開する能力を習得する。

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
専 攻	老年看護学実習Ⅰ	急性期医療機関で治療中および在宅で療養中の複雑な健康問題を有する高齢者に対して、研究的視点を持ちながら最新の知識と技術を用いて質の高い看護を行うための実践能力を修得する。また、看護職員への相談・教育能力や、患者を取り巻く医療チームとの調整能力を開発し、現場の改革者としての独自の行動を発展させる能力を修得する。
	老年看護学実習Ⅱ☆	施設や在宅および病院等いずれの場においても、共通して高齢者に生じやすい症状や治療に予測的に対応できるようになるために、病態生理、薬物療法を踏まえ、フィジカルアセスメントによりリスクの程度を判断し、キュアとケアを統合した看護実践を導くための能力を修得する。
	老年看護学課題研究	高齢者やその家族に関する研究課題を設定し、文献研究または事例研究を行い論文を作成する。
	老年看護学特別研究	研究課題に基づき研究計画書を作成して研究を進め、修士学位論文を作成する。
	エンドオブライフケア学特論Ⅰ（プライマリヘルスケアにおけるNPのコンピテンシー）	わが国のプライマリケア看護を発展させていくために都市、および郊外における医療・保健・福祉の現状と特徴を理解する。地域の生活文化に即したエンドオブライフケア実践看護師としての能力と役割、専門性について学修する。また、高度実践看護師の活動に必要な根拠ある介入方法、連携と協働の理論と応用、都市および郊外の地域特性に応じた高度な看護実践の基盤となる能力や教育について学修する。
	エンドオブライフケア学特論Ⅱ（EOL実践と理論的基盤）	都市および郊外において住み慣れた地域で最期まで「自分らしく生きる」という生涯にわたる生と死の問題について、医学、看護学だけではなく、倫理学、哲学、法学、文学、歴史などを学びながら、生きる意味やQuality of Lifeについて考察し、人間の尊厳や本質について学修する。地域の文化や規範と地域文化、社会規範の中で生きる人々の「生老病死」について考え、エンドオブライフケア実践の理論的基盤となる成人学習理論、臨床哲学、ナラティブ・アプローチ、意思決定理論などを適用し地域に特有な文化的視座に基づくエンドオブライフケアの実践の基盤について学修する。
	エンドオブライフケア学特論Ⅲ（小児・ウーマンズヘルス）	都市および郊外に暮らす乳幼児期、学童期、青年期とその家族を発達学的視点でとらえ、生まれ育つ環境と成長発達における依存と自律の概念に基づく子どもと家族の健康増進、子を産み育てる地域におけるウーマンズヘルスの観点から母子保健事業の立案・実践・評価を行う知識・技術を学修する。また小児期に発症する健康問題に関して病院施設と地域とをつなげ生活を基盤とした持続的なケアシステムを構築する質の高い高度な看護実践の知識と技術、およびその評価方法を学修する。
	エンドオブライフケア学特論Ⅳ（成人期にある人の急性期・慢性期看護）	都心部および地方都市で暮らす成人期にある人とその家族を発達段階の視点でとらえ、生活習慣病や成人および女性の健康増進等を含めた特有の多様な健康課題の予防および治療に関する高度な看護実践に必要な知識と技術を学習する。特に、対象の健康課題を解決するためのエビデンスに基づいた介入方法およびその評価について探求する。
	エンドオブライフケア学特論Ⅴ（高齢者の急性期・慢性期看護）	都市および郊外で暮らす高齢者とその家族の特徴を発達学的視点でとらえ老年期における健康問題、加齢による影響や変化を踏まえた疾病の予防と治療、そして人生の最終段階の治療やケアにおける課題を解決するための高度な看護実践の方略（倫理的判断、意思決定支援等）について学修する。さらに高齢者の健康と生活ニーズに関するアセスメントと看護実践により生活機能維持と生活の質向上に向けた支援（退院支援、外来治療、リハビリテーション等）により持っている力を引き出し生きる力を維持する方略とその評価方法を学修する。
	エンドオブライフケア学特論Ⅵ（メンタルヘルス）	都心部および地方都市に暮らすあらゆる発達段階にある人々の精神的健康問題を理解し代表的な疾患の予防、早期発見、早期治療、およびリハビリテーションに必要な知識・技術を活用した地域精神保健活動の方略とその評価方法を学習する。精神障害とともに生きる人々と家族が地域で暮らし続けるための包括的なアセスメント及び看護援助の方略を学修する。
	ヘルスプロモーション学特論	都市および郊外に存する地域社会における生活習慣病等の疾病予防管理、および次世代の社会を支える健康づくりとQOLの向上、ケアの必要性を踏まえ地域アセスメント、保健医療計画立案までのプロセスを進めるうえでの知識基盤を学修する。そのうえで、高度実践看護師として必要な健康増進、健康教育とヘルスプロモーションの方法論を参加的に学修する。

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
専攻	プライマリヘルスケア技術特論	都市および郊外におけるあらゆる発達段階にある人々を対象とした典型的にみられる疾病およびその症状についてそのメカニズムを踏まえたうえで、臨床推論、鑑別診断、臨床検査、臨床判断の手法を活用し、症状に関する包括的アセスメントや症状マネジメントの方略（薬理・非薬理学的療法を含む）について学修する。また疾病治療のための薬物・非薬物療法に関する知識や既習の包括的アセスメント技法を活用し疾病予防から疾病管理までの方略を学修する。
	エンドオブライフケア実践管理学特論	都市および郊外において EOL ケアを提供する NP が、専門的視点に基づきリスクを予測しクライアント及びその家族や関わる医療従事者の外的・内的環境を整えることができるような体系的な取り組みや理論と対策を学修する。クライアントおよびその家族や医療従事者が身体的にも精神的にも脅かされたり消耗したりすることのない状態を保証するために、医療倫理、安全管理とリスクマネジメントに関する高度な実践方法についてケーススタディを通して学修し、ケアの質向上に向けた本質的な活動を実践する方略を学修する。
	エンドオブライフケア学演習Ⅰ	都市および郊外のプライマリケア看護実践における典型的な事例を用いた演習により、臨床推論に基づく包括的アセスメント、必要な検査の選択、エビデンスに基づく治療やケアの選択、多職種との協働、倫理的意思決定に関する一連の高度な実践力を身につける。
	エンドオブライフケア学演習Ⅱ	都市および郊外のプライマリケア看護において求められる医療技術提供のための関連法規の理解とプロトコールの作成、それに基づく技術演習とその評価、精選の一連のプロセスを検討する。現在、提供される医療やケアのサービスにおいて公平な配分、社会正義における質保証について考え、組織化するとともに新たなサービスシステムを考案する。
	エンドオブライフケア学実習Ⅰ（病院と地域連携へのシームレスな連携機能）	都市および郊外におけるプライマリケア看護の実践能力として老いや病状変化期、治療の変化期、療養の場の変更を必要とする移行期にある個人と家族を対象に外来診療、社会支援部など退院支援部門における相談支援による意思表示支援技術の実践とそのアウトカム評価を行う。さらに、移行後の継続的支援を行い相談支援の効果や改善点を把握し多職種との連携と質の高い相談支援の在り方を考察し支援技術を高める。
	エンドオブライフケア学実習Ⅱ（コミュニティ・ヘルスケアの実践）	都市および郊外におけるあらゆる発達段階にある人と家族を対象とした疾病予防、健康増進に向けての健康教育、健康相談、生活指導を実践する。また各種検診、予防接種の必要性のアセスメントと実施、疾病管理に関する症状のアセスメントと対応、医師との連携を様々な実習施設を関連させ、看護実践を行う：保健所保健センター、在宅支援診療所、訪問看護ステーションが一体となり地域が一体となったヘルスケアシステムを有機的に活用して学修する。
	エンドオブライフケア学実習Ⅲ（新規サービス事業開発とシステム構築）	都市および郊外における地域の健康課題の解決に向け、地域のヘルスニーズに応える地域包括ケアシステムとして新しい事業開発、組織運営、ITシステムを用いた自律的組織の育成や人材育成などの事業に参画し自らの企画事業を計画し提案する。
	エンドオブライフケア学課題研究	研究課題と NP 実践に基づき研究を進め、修士学位論文を作成する。
	エンドオブライフケア学特別研究	研究課題に基づき研究計画書を作成して研究を進め、修士学位論文を作成する。
	実践看護学Ⅳ（精神看護学）	
	精神看護学特論Ⅰ（歴史・法制度論）	精神保健医療・看護の歴史、法制度の変遷、国際的な動向などを、文献を通して踏まえ、現行の精神保健医療制度を批判的観点から把握するとともに、わが国における精神保健問題の現況を把握し、今後の精神保健医療において看護職が果たす役割を展望する。
	精神看護学特論Ⅱ（精神看護理論）	精神分析理論、精神病理学理論、対人関係論等、精神看護学を構成する基礎的理論を学び、対象をアセスメントし、関係を形成し、看護介入を行うための理論的基盤を養う。
	精神看護学特論Ⅲ（精神看護倫理・当事者論）	精神看護倫理の基礎理論、当事者論等を学び、精神保健医療サービスのユーザーの権利を保護し、当事者のリカバリーを支援する看護活動展開のための理論的基盤を養う。さらに当事者の側から求められる精神保健医療・看護について、リカバリーモデルおよびストレングスモデルを基盤に洞察する。
	精神看護学特論Ⅳ（リエゾン精神看護理論）	心身一元論の立場より、ホリスティック・アプローチを基本とするリエゾン精神看護の役割と機能、その理論的枠組み、対象の特徴、活動の実際などについて、実践的レベルで探求する。

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
専 攻	精神看護学特論Ⅴ（精神科薬物療法）☆	精神科薬物治療論について学び、診断と処方の理論的関連を理解するとともに、精神科薬物療法の効果（作用・副作用）をアセスメントし、看護援助につなげる能力を養う。また、身体疾患治療薬の精神症状への作用について学び、リエゾン領域での薬物治療における精神症状のアセスメント能力を養う。さらに、服薬心理教育等、薬物療法を受けている患者への看護援助について学ぶ。
	精神看護学演習Ⅰ（対象理解と自己理解）	精神状態のアセスメントならびに個対個の関係の展開、集団における関係について、実践的な演習を通して学習し、対象理解と自己理解を深め、看護介入の基本となる精神状態のアセスメントの技術と対人関係的技術を習得する。
	精神看護学演習Ⅱ（精神科治療技法）	心理教育・家族心理教育、認知行動療法など精神看護における教育治療的介入技法を演習を通して学習するとともに、自殺予防、早期介入、PTSDへの介入、家族ケア、退院促進、訪問看護、身体表現性障害の看護など、精神看護の多様な実践について焦点化して学び、専門看護師の役割・機能に統合する方法について探求する。
	精神看護学演習Ⅲ（精神看護援助方法）	特定の精神保健問題について、さらに専門的な知識と技術を獲得するために、学生は以下の領域からいずれかを選択し、その領域の看護援助方法論について、文献学習とフィールドワークを通して探求する。 （領域）救急・急性期看護、慢性・長期入院看護、薬物依存症看護、児童・思春期看護、うつ病看護、身体合併症看護、精神訪問看護・地域精神看護、リエゾン精神看護
	精神看護学実習Ⅰ（高度実践看護役割機能の実習）	基盤分野、ならびに精神看護学特論Ⅰ～Ⅴ、精神看護学演習Ⅰ～Ⅲの学習をもとに、CNSの役割と機能を学習し、専門看護師としての実践能力の基礎を養う。精神科医療施設におけるCNSの役割と機能について参加観察を通して学習する。各自の関心テーマに基づいて、独自に実習の焦点を定め、それに基づいて実習中に参加観察を行う。
	精神看護学実習Ⅱ（精神科診断・治療実習、直接ケア実習）	医療施設において、精神科医による精神科診断・治療の実際について、参加観察を通じて学修するとともに、CNSの立場で精神科診断・治療について評価し、総合的に患者を支援する能力を養う。精神科医療施設において、直接的看護介入を実施し、スーパービジョンを受けることで、ケース理解を深め、提供した看護介入を評価することで、より専門的な高度看護実践能力を習得する。
	精神看護学実習Ⅲ☆（サブスペシャリティ直接ケア実習：リエゾン精神看護学実習）	リエゾン領域のCNSの活動について参加観察を通して、リエゾン精神看護における対象および場の特徴、CNSの役割と機能を学習する。コンサルテーションのケースに対して、スーパービジョンを受けながらケース理解を深め、看護介入方法等について検討し、さらに活動の評価を行うことを通して、より専門的な看護実践能力を習得する。
	精神看護学実習Ⅳ（間接ケア実習）☆	基盤分野、ならびに精神看護学特論Ⅰ～Ⅴ、精神看護学演習Ⅰ～Ⅲの学習をもとに、施設内において相談・調整・倫理調整などの間接ケアを実際に体験し、専門看護師としての間接ケア能力を養う。
	精神看護学課題研究	精神看護学特論および演習で得た知識と技術をもとに、精神看護における直接的看護介入ならびに間接的看護介入に関する問題群の中から、各自が関心を有するテーマを定め、系統的な文献の検討を行うことで、精神看護学の実践に役立つエビデンスを明らかにし、総説論文としてまとめる。
	精神看護学特別研究	精神看護学特論および演習で得た知見をもとに、精神看護学領域における各自の問題意識を精練し、研究テーマを発見するとともに方法論的吟味を行い、一連の研究プロセスを通して精神看護学の学的発展に寄与する基礎的研究能力を養う。
実践看護学Ⅴ（地域看護学）	地域看護学特論Ⅰ（地域看護の各分野における専門性の追求）	地域看護学の各分野における看護専門職として、個人と家族への専門的な看護ケア、及び集団に対する看護ケアの主要な概念を理解する。さらに、介入方法の変遷と近年の動向、ケアの質の管理、運営方法等の開発に関わる専門的能力を養う。
	地域看護学特論Ⅱ（地域看護政策論）	コミュニティとしての組織・集団の成員における生涯健康とQOLの向上をめざし、地域看護領域で広く用いられている健康政策の技法を修得する。特に、行政看護活動の事業化および政策化のプロセス、および地域と職域を結んだ関連機関とのネットワーク等を構築する能力を養う。
	地域看護学特論Ⅲ（ヘルスプロモーション・健康教育論）	地域・職域で生活を共有する人々の健康およびQOLの向上のための主要な活動であるヘルスプロモーション・健康教育について、その理論とケアモデル、および効果的な健康教育プログラムの開発方法を修得し、それに基づいた地域看護実践方法を探究する。

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
専 攻	地域看護学特論Ⅳ（在宅ケアシステムと在宅ケア看護学の専門性）	地域ケアシステムの構成要素および構築プロセスを分析する。また地域における各種ケアシステムおよび社会資源の現状と課題をアセスメントし、その発展の方向性を探求する。さらに、在宅ケアシステムの構成要素と構築プロセスを分析し、現状と課題の査定、発展の方向性を探求し、効果的なケアシステム開発の能力を養う。
	地域看護学特論Ⅴ（地域看護学研究法）	地域看護学をめぐる最新の課題を明確にし、活動を発展させ貢献しうる量的・質的研究方法論の実際を学ぶ。その中で、データ収集技法、面接技法、調査と測定の方法、および介入研究の方法を修得する。
	地域看護学特論Ⅵ（疫学・実践保健統計学）	保健師活動における地域アセスメントおよび地域看護診断の基礎となる疫学・高度保健統計学的手法を習得し、地域ケアにおける情報リテラシー、すなわち体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、地域の健康課題に即して加工し、意思決定を下したり、アウトカムを記述しエビデンスを得るための知識と技能を養う。
	地域看護学演習Ⅰ（地域看護の各分野における実践企画演習）	地域看護分野において、関心のあるトピックスを選択し、コミュニティヘルスアセスメントの理論に基づいた現状のアセスメント、課題の明確化、その課題を解決するための活動計画の立案、コミュニティの人々や他職種、他機関との協働、活動マネジメント方略と看護の果たすべき役割について検討する。
	地域看護学演習Ⅱ	行政看護分野において、実際の活動の評価を行うことを通し、行政看護専門看護師に求められる管理運営機能を明確にする。具体的には、行政看護のフィールドにおける活動全般について見学し、対象集団の包括的な健康状態、行政保健組織の位置づけ、既存の研究成果から学修を深める。行政看護実践者と関連職種者とのディスカッションを通して活動全般の批判的評価と提言を試みる。諸活動の成果と専門看護師に求められる管理運営機能との関連を考察し、将来的に質の高い実践力をつけるために必要な専門的能力を養う。
	地域看護学実習Ⅰ	行政看護分野における専門看護師の役割を認識し、対象者（個人・家族・集団）に対する卓越した看護実践、相談、連携調整、教育、研究、倫理的問題の調整を行う能力を養う。
	地域看護学実習Ⅱ	産業看護の場における直接的な看護活動を通して、その専門性を学ぶとともに、地域専門看護師としての産業看護分野との連携調整を実践により理解する。
	地域看護学実習Ⅲ	Population-centered approach を基盤として、行政看護分野において、地域住民および他職種との協働による事業化のプロセスの実際を実践的に学習する。さらに、地域特性と新しい公衆衛生エビデンスの知見を踏まえて、行政看護事業のアウトカムの評価と改善の方法を実践的に学習する。
	地域看護学課題研究	地域看護学特論および演習で得られた知見をもとに、地域看護領域の実践的課題を発見し、課題研究論文を作成する。課題研究論文の作成指導の内容は、研究課題の設定の妥当性・意義、研究方法についての比較考量、研究プロセスおよび論文作成技法についての指導である。
	地域看護学特別研究	地域看護学特論および演習で得られた知見をもとに、地域看護領域の課題を発見し、修士論文を作成する。修士論文の作成指導の内容は、研究課題の設定の妥当性・意義、研究方法についての比較考量、研究プロセスおよび論文作成技法についての指導である。
実践看護学Ⅵ（小児看護学）	小児看護学特論Ⅰ	小児看護の対象理解のため、子どもの成長・発達や健康増進、家族に関する諸理論を学び、子どもと家族をめぐる現代社会の状況を踏まえ、看護実践における理論・概念の応用とその課題について探求する。
	小児看護学特論Ⅱ	子どもの成長発達および生活を包括的に理解し査定するための技術や技法、方略について理解を深め、子どもの発達段階や状況に応じたアプローチの方法・技法を用いて情報収集・査定し、看護への応用と援助を探求する基礎的能力を養う。
	小児看護学特論Ⅲ	子どもの最善の利益を保障するための倫理的判断・臨床判断に基づき、子どもと家族に適切に援助する能力を修得することを目的に、小児看護・医療における倫理的諸課題について分析し、状況に応じた援助を探求する。
	小児看護学特論Ⅳ	子どもと家族をとりまく保健・医療・福祉・教育の歴史と現状をふまえ、施設および地域で生活する子どもに関する課題を明確にし、課題改善に向けた方策を包括的な視野から探求する。

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
専 攻	小児看護学演習Ⅰ	子どもの成長発達と生活およびヘルスアセスメントについて理解し、成長・発達の アセスメント、フィジカルアセスメント、心理社会的アセスメント、家族アセ スメントを実践的に学び、子どもと家族を包括的にアセスメントし、子どもと家 族の状況に応じた援助を探究するための基礎的能力を養う。
	小児看護学演習Ⅱ	専門看護師の役割として、様々な健康レベルや状況にある子どもと家族への看護 実践、教育、コンサルテーション、関係機関の調整、多職種との協働、社会的資 源の活用、患者会活動の支援の実際について理解を深め、援助方法を考案し実践 に応用する基礎的能力を養う。
	小児看護学演習Ⅲ☆	小児期に特有な疾病の病態生理、診断、治療プロセス、症状マネジメントについ て、講義・症例検討を通して理解を深め、小児看護学の視点から子どもと家族へ の包括的なケアを探究するための基礎的知識を学修する。
	小児看護学実習Ⅰ☆	[小児の診断治療実習] 小児期に代表的な疾患の症状の査定、診断・治療プロセスを学び、健康障害 のある子どもへの看護実践において必要な医学的臨床判断能力を修得し、 医学的臨床判断に基づく看護について探究する。
	小児看護学実習Ⅱ☆	[小児看護専門看護師実習] 特論Ⅰ～Ⅳ、演習Ⅰ・Ⅱでの学びを踏まえ、小児看護専門看護師の役割・機能に 関して実践的に理解を深め、高度な看護援助に必要な能力について探究する。
	小児看護学実習Ⅲ	[小児看護専門看護師実習] 複雑な健康上の課題のある子どもと家族に対して、より健康でQOLの高い生 活を維持・増進できるようにケアとキューを統合した高度な看護援助を実 践する能力を修得する。さらに、小児看護における課題解決に向けた小児看 護専門看護師としての役割の開発について考案する。
	小児看護学課題研究	小児看護学特論および演習で習得した知識と技術、および小児看護学実習で得た 看護実践に関する問題意識や知見をもとに、研究的視点から研究課題を定め、文 献検討を通して、論文を作成する。
	小児看護学特別研究	小児看護学特論および演習で修得した知見や問題意識をもとに、小児看護に関す る研究課題について研究的にとり組み研究論文を作成する。研究のプロセスを踏 むことにより、小児看護実践や小児看護学の発展に寄与する基礎的研究能力を養 う。
助 産 選 択 科 目	助産学特論Ⅰ（基礎助産学）	助産学の基盤となる概念および理論をふまえ、周産期の女性と胎児・新生児の well-beingおよび成長・発達を診断するために必要な解剖・生理学の基礎を学ぶ。 さらに性と性殖に関する基礎的知識・健康問題に関する基礎的能力を修得する。
	助産学特論Ⅱ（助産診断・技 術学）	助産過程の展開に必要な診断の技法及び助産実践に必要な基本的な技術を学ぶ。 さらに、性と性殖の健康問題について相談・教育・援助活動ができる基礎的能力 を修得する。
	助産学特論Ⅲ（地域母子保 健）	地域の母子保健を推進するための基本的な理解と社会資源の活用や保健・医療・ 福祉機関との調整ができる能力を修得する。
	助産学特論Ⅳ（助産管理）	専門職者としての助産所管理・運営能力や、施設・地域でのリーダーシップが発 揮できるように、助産マネジメントの理論や知識を修得する。
	助産学演習Ⅰ（基礎助産学）	妊娠・分娩・産褥・新生児の正常と異常についての基礎的能力を学ぶ。
	助産学演習Ⅱ（助産診断・技 術学）	助産学領域で実践されている特定の援助技術について、従来の研究成果を比較分 析し、助産についてのエビデンスを検討する。さらに、周産期の女性と胎児・新 生児のwell-being、分娩開始および進行の診断方法や分娩介助技術を学び、事例 学習を通じて基礎的な助産過程を展開する。さらに、実習終了後に体験した事例 の援助技術を検証し、よりよい助産援助技術の開発に向けた研究的思考過程を学 ぶ。
	助産学実習	Evidence-based Practice（EBP）の知識を生かして、妊婦・産婦・褥婦および胎 児・新生児のケアに必要な診断を行い健康教育や分娩介助を実践する。

6) 修士論文コース 論文作成要項

1. 手続き

修士論文コースの院生は修士論文、実践看護コースの院生は課題研究論文として文献研究による論文を提出する。

ここでは修士論文の特別研究計画書の提出、審査及び最終試験、修士論文の発表会の日時、提出書類、提出先等の手続きについて説明する。

なお、人を研究対象とする場合は、本学の倫理委員会において研究実施の許可を得なければ研究を開始することができない。審査は2段階で行われる。第一段階は倫理審査に必要な書類を作成し、看護学研究科倫理審査委員会に提出し、口頭審査により可否の判定を受ける。第2段階は倫理審査委員会の審査結果票と倫理審査に必要な書類を本学の倫理委員会に申請し、倫理委員会の審査を受ける。

<申請資格>

博士前期課程に1年以上在学し、所定の単位を取得した者、または修得見込みの者は修士論文審査の申請をすることができる。

2. 特別研究計画書申請及び倫理審査

1) 研究計画書提出及び看護学研究科倫理審査委員会への申請

原則、博士前期課程1年次の3月までに申請すること

2) 提出書類

研究計画書：別紙「修士論文研究計画書審査申請書〔様式修士1－1〕による

倫理審査書類：本学の「研究推進センター」HP「臨床研究電子申請」参照

3) 提出先

看護学部学務課

4) 看護学研究科倫理審査委員会での口頭審査および研究科委員会への報告・承認

5) 本学の倫理審査委員会へ提出

原則、博士前期課程2年次の4月末までに提出

6) 特別研究計画書の発表会（修士論文コース）

2025年5月14日（水）

3. 特別研究計画書の作成要項

《特別研究計画書の作成様式》

1) 用紙サイズ

A4判

2) 書き方

・縦置き横書き

・40字 × 38行

・10.5ポイント 明朝体

・余白 上 25mm 下 25mm 右 25mm 左 25mm

* 原稿は現代仮名遣いを用い、簡潔に記述する。

* 外来語はカタカナで、外国人名、日本語になっていない術語などは原則として活字体の原綴りで書く。

* 研究に係る費用は個人負担とする。

《特別研究計画書の構成》

1. 研究課題名

2. 研究の背景

3. 研究の目的

4. 本研究の意義

5. 文献検討

6. 研究方法

1) 研究デザイン

2) 対象

(1) 条件

(2) データ収集施設

- 3) データ収集方法
 - (1) データ収集開始までの手続き
 - (2) データ収集施設への依頼
 - (3) 対象者の選定
 - (4) 対象者の決定
- 4) データ収集
 - (1) 期間
 - (2) データ収集方法
- 5) データ分析方法
(信頼性・妥当性を含む)
7. 倫理的配慮
倫理委員会にかかる必要のある場合は、東京女子医科大学倫理委員会を通し許可を得た資料を添付する。
8. 引用文献

4. 学位（修士）申請

- 1) 提出期限
2026年1月23日（金）13時まで（期限厳守）
- 2) 提出書類
別紙「学位（修士）申請書〔様式修士2-1〕」による
審査手数料は5万円とする。
- 3) 提出先
看護学部学務課
- 4) 審査委員会による論文審査と最終試験日
2026年2月19日（木）
- 5) 学生への通知
2026年3月9日（月）

5. 修士論文の作成要項

《修士論文作成様式》

- 1) 用紙サイズ
A4判
- 2) 書き方
 - ・縦置き横書き
 - ・40字 × 38行
 - ・10.5ポイント 明朝体
 - ・余白 上 25mm 下 25mm 右 25mm 左 25mm
 - * 原稿は現代仮名遣いを用い、簡潔に記述する。
 - * 外来語はカタカナで、外国人名、日本語になっていない術語などは原則として活字体の原綴りで書く。
- 3) 論文形態
左綴じの片面印刷とし、指定の表紙をつける。

《修士論文の構成》

- | | |
|----------------|-----------------|
| 表紙 | [資料1] |
| 要旨（1200字以内とする） | [資料2] |
| 目次 | |
| 表目次 | |
| 図目次 | |
| 本文 | |
| 第1章 | 序論（研究の目的、研究の意義） |
| 第2章 | 研究の背景（文献検討を含む） |
| 第3章 | 研究方法 |
| 第4章 | 結果 |
| 第5章 | 考察 |
| 第6章 | 結論 |

謝辞
引用文献
資料

4) 頁と見出し

- (1) 頁は、下中央につける。本文の最初の頁より 1 ページとし、引用文献の最後のページを最終ページとする。
- (2) 資料の頁は、下中央につける。本文と区別するために i ii iii とつける。
- (3) 見出しをつける

I.
1.
1)
(1)
①

5) 図、表及び写真

- (1) 図、表及び写真は、それぞれに図 1、表 1、写真 1 などの一連番号を付し、表題をつける。
- (2) 図、表及び写真は、本文の該当する箇所に (図 1) と明示する。
- (3) 図、表及び写真は資料の章に掲載順につづる。

6) 文献の記載様式

文献の記載方法は下記に従う。

- (1) 文献については、本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。
- (2) 文献は著者名のアルファベット順に列記する。外国人名は姓名の順とする。
但し、共著名は 3 名まで表記する。
- (3) 記載方法は下記の例示のごとくにする。

- ① 雑誌掲載論文の場合・・・著者名 (発行年次) : 論文の表題, 掲載雑誌名, 号
もしくは巻 (号), 最初のページ数ー最後のページ数.
- ② 単行本の場合・・・a. 著者名 (発行年次) : 書名 (版数), 出版社名, 発行地.
b. 著者名 (発行年次) : 論文の表題, 編者名, 書名 (版数),
ページ数, 出版社名, 発行地.
- ③ 翻訳書の場合・・・原著者名 (原書の発行年次) / 訳者名 (翻訳書の発行年次) : 翻訳書の書名 (版数), 出版社名, 発行地.

7) 資料

- (1) 資料は、本文に示した図、表及び写真を掲載順につづる。
- (2) 資料は、図、表及び写真、倫理審査申請書および承認書、説明文書及び同意書、調査票、その他必要な資料の順につづる。

6. 再審査

主査より論文の再審査の通知を受けた者は、論文を再提出する。

1) 再審査論文締切日

2026 年 2 月 24 日 (火) 13 時まで

2) 提出書類

- (1) 修士論文 2 部 ※電子データも提出すること
- (2) 学位論文要旨 (上記同様) 1 部 ※電子データも提出すること

7. 研究発表会

2026 年 3 月 17 日 (火)

8. 学位授与式

2026 年 3 月 24 日 (火)

9. 学位論文公開に関する手続き

修士論文の利用に関する「許諾書」の記入

10. 研究課題名変更理由書等の書式例はポータルサイトに掲載。

2025 年度 東京女子医科大学大学院 看護学研究科

修士論文

研究課題名

学籍番号

氏名

提出日 年 月 日



3cm



[資料 2]

1 2 ポイント

東京女子医科大学大学院看護学研究科
修士論文要旨

研究課題名
1 1 ポイント

研究課題名

字 体：明朝体
サイズ：10.5 ポイント
一 頁：24 行
一 行：35 文字
文字数：1200 字以内
A 4：2 ページ以内

東京女子医科大学大学院
看護学研究科看護学専攻
河田 若子

I. はじめに

II. 方法

1. 調査対象
2. 調査内容

III. 結果

IV. 考察

V. 結論



3cm



修士論文研究計画書審査申請書

年 月 日

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

学籍番号 _____

学生氏名(自筆) _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

指導教授(自筆) _____ 印

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて修士論文研究計画書の審査を申請いたします。

必要書類

研究計画書 2 部

※電子データも提出すること

学位(修士)申請書

年 月 日

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

学籍番号 _____

学生氏名(自筆) _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

指導教授(自筆) _____ 印

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて学位(修士)論文の審査を申請いたします。

必要書類

学位(修士)申請書[様式修士 2-1]	1 部
学位(修士)論文	2 部 ※
学位論文の要旨(1200 字以内)	1 部 ※
研究課題名に変更がある場合	
修士論文 研究課題名 変更理由書(書式自由)	1 部
単位認定書(成績証明書)	1 部
剽窃・盗用防止システムによる論文チェックデータ	※
審査手数料	5 万円

※は電子データも提出すること

7) 実践看護コース 課題研究論文作成要項

1. 手続き

修士論文コースの院生は修士論文、実践看護コースの院生は課題研究論文として文献研究等による論文を提出する。ここでは課題研究論文の審査及び最終試験、課題研究論文の発表会の日時、提出書類、提出先等の手続きについて説明する。

<申請資格>

博士前期課程に1年以上在学し、所定の単位を修得した者、または修得見込みの者は課題研究論文審査の申請をすることができる。

2. 研究テーマ申請

1) 提出期限

2025年4月1日（火）以降随時提出可とする。ただし、2026年6月16日（月）13時を最終とする。

注) 上記の期限を過ぎた申請については一切受理しない。

2) 提出書類

課題研究論文 研究課題名 申請書〔様式修士1-2〕 1部

3) 提出先

看護学部学務課

3. 学位(修士)申請

1) 提出期限

2025年1月23日（金） 13時

注) 上記の期限を過ぎた申請については一切受理しない。

2) 提出書類

別紙「学位(修士)申請書(様式修士2-2)」による。

審査手数料は、5万円とする。

3) 提出先

看護学部学務課

4) 審査委員会による論文審査と最終試験

2026年2月19日（木）(修士論文コース/実践看護コース)

5) 学生への通知

2026年3月9日（月）

4. 課題研究論文の作成要項

《課題研究論文作成様式》

1) 用紙サイズ

A4判

2) 書き方

・縦置き横書き

・40字 × 38行

・10.5ポイント 明朝体

・余白 上 25mm 下 25mm 右 25mm 左 25mm

＊ 原稿は現代仮名遣いを用い、簡潔に記述する。

＊ 外来語はカタカナで、外国人名、日本語になっていない術語などは原則として活字体の原綴りで書く。

3) 論文形態

左綴じの片面印刷とし、指定の表紙をつける。

《課題研究論文の構成》

表紙

[資料3]

要旨(1200字以内とする)

[資料4]

目次

表目次

図目次

本文

第1章 序論(背景・目的)

第2章 研究方法(文献収集方法、文献分析方法)

第3章 結果

第4章 考察
第5章 結論
謝辞
引用文献
資料

4) 頁と見出し

- (1) 頁は、下中央につける。本文の最初の頁より1ページとし、引用文献の最後のページを最終ページとする。
- (2) 資料の頁は、下中央につける。本文と区別するために i ii iii とつける。
- (3) 見出しをつける
 - I .
 - 1.
 - 1)
 - (1)
 - ①

5) 図、表及び写真

- (1) 図、表及び写真は、それぞれに図1、表1、写真 1 などの一連番号を付し、表題をつける。
- (2) 図、表及び写真は、本文の該当する箇所に(図1)と明示する。
- (3) 図、表及び写真は資料の章に掲載順につづる。

6) 文献の記載様式

文献の記載方法は下記に従う。

- (1) 文献については、本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。
- (2) 文献は著者名のアルファベット順に列記する。外国人名は姓名の順とする。
但し、共著者は3名まで表記する。
- (3) 記載方法は下記の例示のごとくにする。
 - 1) 雑誌掲載論文の場合…著者名(発行年次):論文の表題, 掲載雑誌名, 号もしくは巻(号), 最初のページ数-最後のページ数.
 - 2) 単行本の場合…a. 著者名(発行年次): 書名(版数), 出版社名, 発行地.
b. 著者名(発行年次): 論文の表題, 編者名, 書名(版数), ページ数, 出版社名, 発行地.
 - 3) 翻訳書の場合…原著者名(原書の発行年次)/訳者名(翻訳書の発行年次): 翻訳書の書名(版数), 出版社名, 発行地.

7) 資料

- (1) 資料は、本文に示した図、表及び写真を掲載順につづる。
- (2) 資料は、図、表及び写真、倫理審査申請書および承認書、説明文書及び同意書、調査票、その他必要な資料の順につづる。

5. 再審査

主査より論文の再審査の通知を受けた者は、論文を再提出する。

1) 再審査論文締切日

2026年2月24日(火) 13時まで

2) 提出書類

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 課題研究論文 | 2 部 ※電子データも提出すること |
| (2) 課題研究論文の要旨(上記同様) | 2 部 ※電子データも提出すること |

6. 研究発表会

2026年3月17日(火)

7. 学位授与式

2026年3月24日(火)

8. 学位論文公開に関する手続き

修士論文の利用に関する「許諾書」の記入

9. 研究課題名変更理由書等の書式例はポータルサイトに掲載。

2025 年度 東京女子医科大学大学院 看護学研究科

課題研究論文

研究課題名

学籍番号

氏名

提出日 年 月 日



3cm



[資料4]

1 2 ポイント

東京女子医科大学大学院看護学研究科
課題研究論文要旨

研究課題名

1 1 ポイント

研究課題名

字 体：明朝体

サイズ：10.5 ポイント

一 頁：24 行

一 行：35 文字

文字数：1200 字以内

A 4：2 ページ以内

東京女子医科大学大学院
看護学研究科看護学専攻
河田 若子

I. はじめに

II. 方法

1. 文献収集方法

2. 文献の分析方法

III. 結果

IV. 考察

V. 結論



3cm



課題研究論文 研究課題名 申請書

年 月 日

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

学籍番号 _____

学生氏名(自筆) _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

指導教授(自筆) _____ 印

本学学位規程にもとづき下記のとおり研究課題名を申請いたします。

研究課題名

学位(修士)申請書

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

年 月 日

学籍番号 _____

学生氏名(自筆) _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

指導教授(自筆) _____ 印

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて課題研究論文の審査を申請いたします。

必要書類

学位(修士)申請書[様式修士 2-2]	1 部
課題研究論文	2 部 ※
課題研究論文の要旨(1200 字以内)	1 部 ※
単位認定書(成績証明書)	1 部
研究題目名の変更がある場合	
課題研究論文 研究課題名 変更理由書(様式自由)	1 部
審査手数料	5 万円

※は電子データも提出すること

(任意書式)

修士論文 研究課題名 変更理由書

年 月 日

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

学籍番号 _____

学生氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

指導教授 _____ 印

過日に修士論文研究計画書審査済みの研究課題名について、下記のとおり変更を申請いたします。

記

修士論文 研究課題名：

変更前) _____

変更後) _____

変更理由：

以 上

(任意書式)

課題研究論文 研究課題名 変更理由書

年 月 日

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

学籍番号 _____

学生氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

指導教授 _____ 印

過日に申請した分について、下記のとおり変更を申請いたします。

記

課題研究論文 研究課題名：

変更前) _____

変更後) _____

変更理由：

以 上

(任意書式)

提出日： 年 月 日

修士論文 計画書審査 指摘事項・修正方針

主査：

副査：

申請者

所属：東京女子医科大学大学院 看護学研究科

氏名：

Email：

修士論文 計画書審査による指摘事項および修正方針についてご確認をお願いいたします。

記

研究 課題名		
	指摘事項	修正方針

(任意書式)

提出日： 年 月 日

修士論文 論文審査 指摘事項・修正方針

主査：

副査：

申請者

所 属：東京女子医科大学大学院 看護学研究科

氏 名：

Email：

修士論文 論文審査による指摘事項および修正方針についてご確認をお願いいたします。

記

研究 課題名		
	指摘事項	修正方針

(任意書式)

提出日： 年 月 日

課題研究論文 論文審査 指摘事項・修正方針

主査：

副査：

申請者
所 属：東京女子医科大学大学院 看護学研究科
氏 名：
Email：

課題研究論文 論文審査による指摘事項および修正方針についてご確認をお願いいたします。

記

研究 課題名		
	指摘事項	修正方針

博士後期課程（博士）

6 東京女子医科大学大学院看護学研究科博士後期課程の教育理念

I. 設置の趣旨

東京女子医科大学は、吉岡彌生によって明治 33 年に創立され、「至誠」と「愛」の建学の精神を継承し、自由と進取な校風で医学、看護学の発展のために邁進してきた。

近年、高度情報化時代におけるわが国の保健医療情勢は、医学・医療が高度かつ急速に進歩し、高齢・少子化が進み、人々のインフォームドコンセントを求める気風も増し、複雑な様相を呈する段階に至った。それゆえ、本学大学院は、国民の多様な健康問題に対応するための高度な能力、豊かな学識、および高度な研究能力を身につけた人材を育成することが急務であると考え大学院看護学研究科博士後期課程の設置を目指した。すなわち、現代社会では、臓器移植、遺伝子医学および先端生殖医療などの進歩および高度な医療技術の発展、並びに脳死、尊厳死、安楽死や新たな方法による出産などから、複雑な人間関係のさまざまな葛藤が生じている。そのために看護の領域において、高度な学識および自立して看護を探究できる能力を有し、柔軟に問題を解決し国民の健康ニーズに貢献し、保健医療福祉の事象に先進的に対応できる卓越した看護領域の人材を必要としている。また、さまざまな形態の医療機関、ケア施設、臨地における看護の活動の場において、縦横かつ創造的に状況を変化させ得る高度な能力が必要とされている。また、看護の学問を着実に向上させ、現状を打開させるために、自立して研究活動ができる研究者の能力を必要としている。さらに、国際的な感覚を有し、学際的な研究や国際的な視野に立った研究を発展させ、看護学領域における学術・研究を飛躍的に進歩させ得る事が重要である。本大学院博士後期課程は、これらの社会からのニーズを高いレベルで満たすことができる人材を輩出し、新しい看護学の確立をめざそうとしている。

II. 教育研究上の理念・目的

本大学院博士後期課程は、看護基礎科学（食看護学、看護管理学、看護職生涯発達学）および実践看護学（クリティカルケア看護学・がん看護学、ウーマンズヘルス、老年看護学・エンドオブライフケア学、解釈的精神看護学、地域看護学、小児看護学）の 2 分野において、創立者の「至誠と愛」の理念に基づき、看護を深く探究し、人間性を高め、自立して看護を探究できる人材を育成する。また、高度な看護学の研究を自立して行うことができる研究者を育成する。さらに、国際感覚を身に付け、あらゆる人々の健康に関するニーズを視野に入れ、創造的な科学的理論および看護技術を提示できる研究者の育成を行うことをめざしている。

教育目的

本大学院博士後期課程は、建学の精神にのっとり、看護学に関する高度な理論および実践学を研究し、その深奥を究めて、人々の健康に寄与すると共に、看護学を発展させ社会に貢献する卓越した人材を育成する。

修了後の資格

所定の授業科目を履修して必要な単位を取得し、博士論文を提出して認定されたものには博士（看護学）の学位が与えられる。

7 看護学研究科博士後期課程 3つのポリシー

看護学研究科博士後期課程では、教育・研究上の理念の達成のため、以下のポリシーを定めている。

【アドミッション・ポリシー】

大学院看護学研究科では社会の保健・医療・看護・福祉に対する人々の多様なニーズを認識し、これらのニーズに対応できる高度な看護実践能力、地域社会および国際社会のあらゆる健康レベルの人々のQOLを高められるように社会を変革する能力を有する人々の育成を目指しています。入学者は性・年齢を問わず、また仕事をもつ社会人も受け入れています。

博士後期課程では、以下のような学生を求めています。

1. 専門分野に関する旺盛な探究心と自立して研究に取り組む姿勢を有する人
2. 幅広い学問分野への高い関心を有し、国際的視野および倫理的感性を備えている人
3. 豊かな人間性を備え、看護学ならびに看護実践・教育の発展に貢献する意欲の高い人

【カリキュラム・ポリシー】

博士後期課程の教育目的は、建学の精神にのっとり、看護学に関わる学際的な理論および実践を研究し、その深奥を極めて人々の健康に寄与すると共に、看護学を発展させ社会に貢献する卓越した人材を育成することです。この目的達成のため、看護基礎科学および実践看護学の2つの分野の課程を設けております。

共通選択科目および看護基礎科学、実践看護学の2分野にそれぞれの専門科目を配置しており、共通選択科目と専門科目から専攻に合わせて、計6単位以上の履修をすることができます。

自己の関心テーマに関して、研究計画から博士論文の作成、成果発表までを一貫性をもって自律して研究できる研究者を育成します。

【ディプロマ・ポリシー】

博士後期課程では、所定の単位を修め学位論文の審査に合格し、最終試験において以下の能力が認められたものには博士（看護学）の学位が授与されます。

1. 複雑な医療環境および看護実践の場で、人々に対する全人的、かつ包括的な看護を研究的に思考し、高いレベルで看護を探究できる卓越した能力を有する。
2. 看護学の学問的深奥を究め、看護学をより発展させるために、豊かな学識を備え、自立して研究活動をする能力を有する。
3. 国際的な視野にたつて、看護を発展させる独自の看護を創造する能力を有する。

博士後期課程単位修得者による
学位申請（甲）

8 教育課程

1) 博士前期～後期課程の構造

後
期
課
程

看護学研究科 看護学専攻

博士論文			
(専攻分野) 教育研究分野	分野	看護基礎科学	実践看護学
	領域	・食看護学・基礎看護学 (2) ・看護管理学 (4) ・看護職生涯発達学 (2)	・クリティカルケア看護学・がん看護学 (2) ・ウーマンズヘルス (4) ・老年看護学 (4)・エンドオブライフケア学 (4) ・解釈的精神看護学 (4) ・地域看護学 (2) ・小児看護学 (2)
選択 共通		心理学特論 (2)・統計学特論 (2) ・哲学特論 (2) ・倫理学特論 (2) ・研究方法特論 (2)・看護学研究特論 (2)	

博士後期課程修得単位 6単位以上履修する



看護学特別研究 8単位

課題研究 2単位、実習 10単位

実線…修士論文コース
点線…実践看護コース

前
期
課
程

(専攻分野) 教育研究分野	分野	看護基礎科学	看護管理学	看護職生涯発達学	実践看護学 I	実践看護学 II	実践看護学 III	実践看護学 IV	実践看護学 V	実践看護学 VI
	領域	食看護学・基礎看護学	看護管理学	看護職生涯発達学	クリティカルケア看護学部☆・がん看護学	ウーマンズヘルス★	老年看護学☆・エンドオブライフケア学●	精神看護学☆	地域看護学	小児看護学☆

★助産師国家試験受験資格取得希望者のための選択必修科目を設置

☆日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程における専門看護師教育課程 (38 単位) 修了のための自由選択科目を設置

●日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程におけるナースプラクティショナー教育課程 (46 単位) 修了のための自由選択科目を設置

() 内の数字は単位を表す

2) 博士後期課程の流れ（概要）

1. 1年次～3年次

所定の授業科目について6単位以上修得する。

【履修の仕方】

(1)食看護学、看護職生涯発達学、クリティカルケア看護学・がん看護学、地域看護学、小児看護学を専攻する場合：

共通選択科目、および専門領域科目の特論から4単位以上を選択履修し、加えて各自専攻する専門領域科目の特論を2単位履修し、計6単位以上を修得する。

(2)看護管理学、ウーマンズヘルス、老年看護学・エンドオブライフケア学、解釈的精神看護学を専攻する場合：

共通選択科目、および専門領域科目の特論から2単位以上を選択履修し、加えて各自専攻する専門領域科目の特論を2単位、演習を2単位履修し、計6単位以上を修得する。

2. 2年次～

(1)各自で研究テーマを絞り、指導教授等の指導を受けながら、研究計画書を作成する。

(2)1年以上在学し、6単位以上修得した者は、研究計画書の審査を看護学研究科委員会に申請する。

(3)研究計画書の審査を受ける（公開審査）。

(4)研究計画書の審査に合格したものは、本学倫理委員会に研究計画に関わる倫理審査を申請する。

(5)倫理審査委員会の審査で研究実施の承認を受けた者は、研究を開始する。

3. 3年次～

(1)第3学年に在学し、6単位以上修得し、研究計画審査に合格した後、研究に着手し、定期的に指導教授の指導を受け、研究を完成させた者は、博士後期課程学位論文ならびに定められた提出書類を提出し、学位を申請する（1月）。

(2)提出書類により資格審査が行われ、学位申請の資格が認められた場合、論文が受理される。

(3)学位論文審査および最終試験を受ける。

(4)審査により合格した者には、学位：博士（看護学）が授与され、研究発表会において発表する。

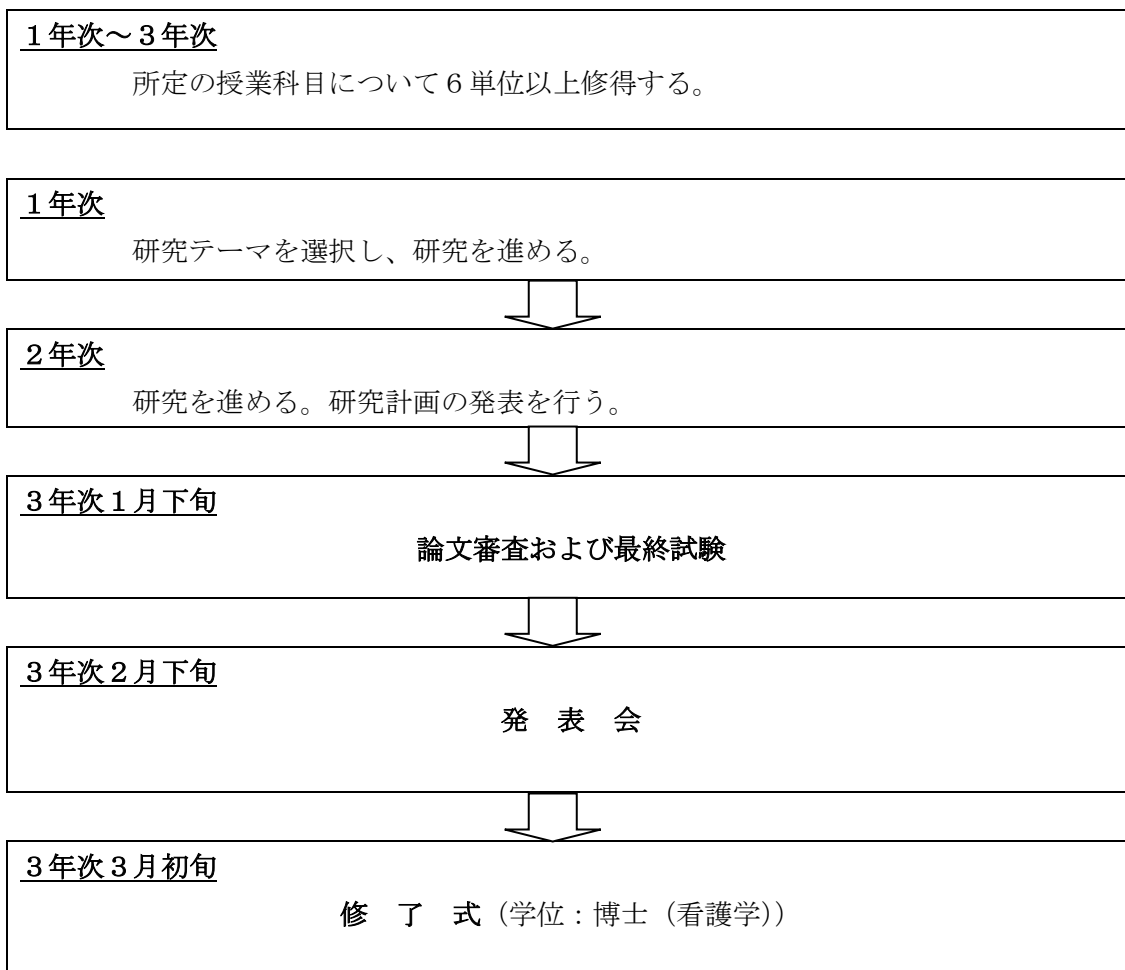
(5)倫理委員会に、研究終了の報告を提出する。

(6)学位取得後、1年以内に公表された論文の別刷を看護学研究科委員会に提出する。

(7)公表された論文を、本学機関リポジトリに登録する。

*詳細は博士後期課程論文作成の過程を参照のこと。

3) 入学から修了までのプロセス



修了の要件

- ・ 3年以上在学し、所定の授業科目について6単位以上を修得する。
- ・ 博士後期論文審査および最終試験に合格する。

【 研究倫理・APRIN e ラーニングの受講について 】

- 1) 全学生は、本学研究倫理教育に関する実施要領に従って、1 年次に必ず、研究倫理に関する講義（3 コマ）を受講する。
- 2) 1 年次は、研究倫理「APRIN e ラーニングプログラム（CITI Japan）」コース 0 1 __
責任ある研究行為：基礎編（RCR）における次の単元を受講しなければならない。
 - ①責任ある研究行為について
 - ②研究における不正行為
 - ③データの扱い
 - ④共同研究のルール
 - ⑤利益相反
 - ⑥オーサiership
 - ⑦盗用
 - ⑧公的研究費の取扱い
- 3) 本プログラムを受講するにあたっては、各自、入学時に配布される APRIN 用の本学の ID、パスワードを使用する。
- 4) 本単元を受講後、1 年次 12 月末までに、履修した修了書を学務課まで提出しなければならない。なお、他施設で APRIN e ラーニングプログラムを受講したことがある者も必ず受講し、修了書を提出する。
- 5) 2 年次以降は、APRIN e ラーニングプログラムについては、毎年 1 回は受講することが望ましい。

4) 授業科目、単位数、学年配置よび教員一覧

授業科目名				科目担当者	単位数	配当年次			
					選択	1年	2年	3年	
看護学専攻	共通選択科目	心理学特論		佐藤典子	2	○			
		統計学特論		坂田成輝	2	○			
		哲学特論		宮田晃碩	2	○			
		倫理学特論		吉武久美子	2	○			
		研究方法特論		茂泉佐和子	2	○			
		看護学研究特論		*今年度開講なし	2	○	○	○	
	専門領域科目	看護基礎科学	食看護学・基礎看護学	基礎看護学特論	*今年度開講なし	2	○	○	○
			看護管理学	看護管理学特論	*今年度開講なし	2	○	○	○
				看護管理学演習	*今年度開講なし	2	○	○	○
			看護職生涯発達学	看護職生涯発達学特論	吉武久美子	2	○	○	○
		実践看護学	クリティカルケア看護学・がん看護学	クリティカルケア看護学・がん看護学特論	町田貴絵	2	○	○	○
			ウーマンズヘルス	ウーマンズヘルス特論	小川久貴子、坂田成輝	2	○	○	○
				ウーマンズヘルス演習	小川久貴子、坂田成輝	2	○	○	○
			老年看護学	老年看護学特論	*今年度開講なし	2	○	○	○
				老年看護学演習	*今年度開講なし	2	○	○	○
			エンドオブライフケア学	エンドオブライフケア学特論	*今年度開講なし	2	○	○	○
				エンドオブライフケア学演習	*今年度開講なし	2	○	○	○
			解釈的精神看護学	解釈的精神看護学特論	濱田由紀	2	○	○	○
				解釈的精神看護学演習	濱田由紀	2	○	○	○
			地域看護学	地域看護学特論	清水洋子（坂井理映子）	2	○	○	○
			小児看護学	小児看護学特論	青木雅子	2	○	○	○

論文指導教員一覧

分野名	担当教員
看護基礎科学	吉武久美子
実践看護学	小川久貴子、清水洋子、青木雅子 濱田由紀、町田貴絵

5) 講義要目

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
共 通 選 択 科 目	心理学特論	人間は、これまでつくりあげられてきた、また、自分たちが日々生成し続けている「文化」の中で生きている。本講義では「文化」と「認知」をとらえるための理論と手法について議論する。受講生には自身の身近なフィールドを対象に観察した結果を報告してもらう。その上で、講義内では観察データに基づいた分析を行う。
	統計学特論	看護研究を進めていく上で有益となるデータ解析法と統計手法について、具体的な活用例を挙げながら習得し、加えて解析結果についての解釈や論文へのまとめ方などについてもレベルをあげる。
	哲学特論	生きることとは何か、ケアとは何か、という最も根本に立ち戻って考え、話し合うゼミ時間にしたいと思います。普段、専門の看護学の研究を進めている院生の皆様に、「別の視点・別のアプローチ」を経験してもらうのがねらいです。今年のための素材として、神谷美恵子『生きがいについて』を選びました。「生きがい」をなくした個人にどのような支え、ないしは回復がありうるか、ということを手森氏病の事例をとおして考察した古典的著作です。ただし参加者の希望で別文献にすることも可能です。
	倫理学特論	本授業では、代表的な倫理学の理論および生命医学倫理の基本原則を学び、医療や看護における具体的なケースをとおして、生命にかかわる倫理について検討する。周産期医療、エンド・オブ・ライフケア、先端医療等に関連する現代的問題を取り上げる。
	研究方法特論	以前実施したトキシックショックに関する実験結果や、自らの手で生物材料を使用して実験を実施した結果を基に、データを解析し、仮説を立て、新たな説を提唱し、論文を作成する流れについて学修する。さらに文科省科学研究費の仕組みや申請書の書き方について学び、研究を遂行するにあたっての研究費獲得の重要性を理解する。
	看護学研究特論	学生自身が関心をもつ看護現象を解明するための看護学研究方法の原理や手法を学修する。さらに、看護学研究における研究の厳密さやエビデンスレベルの高い研究知見を生み出すための研究デザインについて学ぶとともに論文のクリティーク能力を養うことによって、看護学研究者として研究の基盤となる能力を習得する。
専 門 領 域 科 目	食看護学特論	「食」がもたらす事象を追究する研究方法の開発を新たな課題とし、現代社会が抱える「食」に関するあらゆる問題に対応できるように研究を創造的に発展させることをねらいとする。食看護学が全ての人々の食を基盤とする営みの QOL の向上に積極的に貢献する事を基本とする。
	看護管理学特論	さまざまな専門領域から構成されているヘルスケアサービス提供機関において、資源活用を効率的・効果的に行なうための理論や、組織体制および組織行動に関する研究方法について探究する。
	看護管理学演習	ヘルスケアサービスの提供の結果であるアウトカム評価に関して、その方法論を批判的に分析し、また研究開発方法について探究する。
	看護職生涯発達学特論	「人間の生涯発達」「キャリア発達」「看護職の人材育成」に関する理論、国内外の研究の動向を学び、多様な研究方法を理解し、看護職生涯発達の研究の質向上に寄与する研究課題および方法を探究する。

授 業 科 目 名		講 義 等 の 内 容
専 門 領 域 科 目	実 践 看 護 学	クリティカルケア看護学・がん看護学特論
		クリティカルケア看護学・がん看護学領域の看護理論および実践を研究的に探求し、文献レビューを通じ、多様な研究論文の特徴、特異性を理解し、具体的な研究方法を学び、独立して研究を行う能力を獲得する。
		ウーマンズヘルス 特論
		ウーマンズヘルスにおける理論や国内外の研究動向を学び、多様な研究方法を理解し、生涯を通じた女性の健康に貢献できることを目的とした研究方法を開発することを学ぶ。
		ウーマンズヘルス 演習
		ウーマンズヘルスにおける研究を批判的に分析し、実践の質向上に寄与しう研究課題および方法について探求する。
		老年看護学特論
		老年看護学における理論や最近の研究の動向を学び、老年看護学における研究課題を明確にする。その上で制度や政策、診療報酬等、生活の質向上と看護活動の質の向上に寄与しうる老年看護学の発展の方向性を探求する。
		老年看護学演習
		老年看護学における新しい研究方法（混合研究法等）、あるいはエビデンスおよびアウトカム評価に関する研究方法を批判的に分析し厳密性の高い研究デザイン、研究法の開発について探求する。
		エンドオブライフケア学特論
		エンドオブライフケア学における理論や最近の研究の動向を学び、老年看護学における研究課題を明確にする。その上で制度や政策、診療報酬等、生活の質向上と看護活動の質の向上に寄与しうる老年看護学の発展の方向性を探求する。
		エンドオブライフケア学演習
		エンドオブライフケア学における新しい研究方法（混合研究法等）、あるいは RCT 等エビデンスの生成やアウトカム指標開発、看護実践モデル開発などに関する研究方法を批判的に分析し厳密性の高い研究デザイン、研究法の開発について探求する。
		解釈的精神看護学特論
		看護現象における諸課題を解釈的スタンスから探求する方法について学び、精神看護学領域の問題について、解釈的スタンスから自立して研究を行える能力を養うことを主眼とする。方法としては、ナラティブ・アプローチ、グラウンデッド・セオリー・アプローチ、エスノグラフィーを扱う。
		解釈的精神看護学演習
		解釈的 approach に基づく質的研究データの収集方法（面接法、参加観察法）、分析／解釈の方法（narrative approach, grounded theory approach）、発表方法（論文、口頭）の基礎を習得し、精神看護学領域の研究に応用する手法を演習する。
		地域看護学特論
		地域保健領域における看護活動を社会的条件とともに考察し、個人と家族・集団のヘルスプロモーションおよび多様な集団から構成されるコミュニティ全体をケアすることを目的とした研究方法を開発する能力を養う。
		小児看護学特論
		小児看護と小児保健領域における多様な課題に関する理論や研究成果を基盤として、研究課題および研究方法を探求するとともに、小児看護の質の向上に寄与しうる研究遂行能力を養う。

6) 博士後期課程学位論文作成要項

ここでは、博士後期課程学位論文の研究計画書の申請および審査、博士後期課程学位論文の申請および最終試験等の手続きについて説明する。

1. 博士後期課程学位論文の研究計画書の申請および審査

(1) 研究計画書の申請資格

博士後期課程に1年以上在学し、所定の6単位以上を修得した者は、博士学位論文の研究計画書の審査を看護学研究科委員会に申請することができる。

(2) 計画書の提出期限

提出期限は、審査月前月の20日13時（休日にあたる場合はその前日）までとする。

※計画書提出後の流れ：原則翌月第1金曜日以降に審査に関する連絡がある。抄録（A4を2枚以内）のデータを期日内（概ね審査に関する連絡から1週間以内）に学務課へ提出。また、審査日の前日までに発表用パワーポイントのデータを学務課へ提出。

(3) 提出書類

- | | |
|-------------------------------|------|
| ① 博士後期課程学位論文研究計画書審査申請書〔様式博士1〕 | 1部 |
| ② 博士後期課程学位論文研究計画書 | 2部 ※ |
- ※は電子データでも提出すること

(4) 提出先

看護学部学務課

(5) 研究計画書の審査

研究計画書を提出した者は、研究計画発表会において研究計画を発表し、看護学研究科委員会の審査（対面審査）を受けるものとする。研究計画発表会（公開審査）は、原則として毎年5月、9月、12月に行う。（学事暦参照）

研究計画書の審査に合格した者は、倫理委員会審査を申請することができる。倫理委員会審査の承認を受けた者は、博士後期課程学位論文のための研究に着手することができる。

研究計画書の審査は、別に定める「博士後期課程学位論文研究計画書審査申し合わせ」による。

(6) 倫理委員会審査

- *人を対象とする研究の場合は、計画書審査合格後に、東京女子医科大学研究倫理委員会の審査を受け、研究実施に対する承認を得るものとする。
- *動物を対象とする場合も、上に準じて、東京女子医科大学動物実験倫理委員会の審査を受け、研究実施に対する承認を得るものとする。
- *倫理委員会から承認を得た後、東京女子医科大学倫理委員会審査結果通知書写しを学務課に提出する。

2. 博士後期課程学位論文研究計画書 作成要領

1) 研究計画書作成様式

- (1) 用紙サイズ A4判
- (2) 書き方 ・縦置き横書き
 ・10.5ポイント

- ・幅210mm×長さ297mm
- ・行数36
- ・行送り18pt

＊研究にかかる費用は個人負担とする

2) 研究計画書の構成

1. 研究課題名
2. 研究の背景
3. 研究の目的
4. 本研究の意義
5. 文献検討
6. 研究方法
 - 1) 研究デザイン
 - 2) 対象
 - (1) 条件
 - (2) データ収集施設
 - 3) データ収集方法
 - (1) データ収集開始までの手続き
 - ① データ収集施設への依頼
 - ② 対象者の選定
 - ③ 対象者の決定
 - (2) データ収集
 - ① 期間
 - ② データ収集方法
 - 4) データ分析方法
 (信頼性・妥当性を含む)
7. 引用文献

3. 学位（博士）の申請および審査

1) 学位（博士）の申請資格

博士後期課程の第3学年に在学し、所定の6単位以上を修得し、博士後期課程学位論文の研究計画書の審査に合格した後、研究に着手した者は、博士後期課程学位論文を提出し、看護学研究科委員会に博士（看護学）の学位を申請することができる。

2) 博士学位論文および学位申請の提出期限（期限厳守）

原則として毎年1月下旬（学事暦参照）

注）上記の期限を過ぎた提出についてはいかなる理由があろうとも一切受理しない。

3) 提出書類等

別紙、「学位（博士）申請書（様式博士2-1）」による。

審査手数料は、5万円とする。

4) 提出先

看護学部学務課

5) 学位審査

学位の審査および最終試験の方法、その他学位に関する必要な事項は、別に定める「学位規程」および「看護学研究科 学位論文審査内規」による。

6) 博士学位論文の発表

看護学研究科委員会において、学位（博士）論文の審査および最終試験に合格した者は、博士（看護学）の学位を授与される。論文審査ならびに最終試験の合格の発表の後に、研究発表会で発表を行うものとする。

7) 学位授与式

（学事暦参照）

8) 博士学位論文の公表に関する誓約書の提出

学位規定第11条に「博士の学位の授与を受けた者は、授与された日から1年以内に、博士の学位の授与に係る論文の全文をリポジトリに登録し公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前にすでに公表した時はこの限りではない。」と定められている。

4. 博士後期課程学位論文作成要領

1) 論文作成様式

(1) 用紙サイズ A4判

(2) 書き方 ・縦置き横書き

・10.5ポイント

・36字 × 40行

・余白 上 25mm 下 25mm 右 25mm 左 25mm

*原稿は現代仮名遣いを用い、簡潔に記述する。

*外来語はカタカナで、外国人名、日本語になっていない術語などは原則として活字体の原綴りで書く。

(3) 論文形態 左綴じの片面印刷とする。

2) 論文の構成

表紙 [資料5]

和文要旨(4頁:4000字程度) [資料6]

英文要旨(250words程度)

目次

表目次

図目次

本文(原則として以下の内容を含むものとする。)

第1章 序論

第2章 文献検討

第3章 研究方法

第4章 結果

第5章 考察

第6章 結論

謝辞

引用文献

資料

3) 頁と見出し

- (1) 頁は、下中央につける。本文の最初の頁より1ページとし、引用文献の最後のページを最終ページとする。
- (2) 資料の頁は、下中央につける。本文と区別するために i ii iii とつける。
- (3) 見出しのつけ方(原則として)

I .

1.

1)

(1)

①

4) 図、表及び写真

- (1) 図、表及び写真は、それぞれに図1、表1、写真1などの一連番号を付し、表題をつける。
- (2) 図、表及び写真は、本文の該当する箇所に(図1)と明示する。
- (3) 図、表及び写真は資料の章に掲載順につづる。

5) 文献の記載様式

文献の記載方法は下記に従う。

- (1) 文献については、本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。
- (2) 文献は著者名のアルファベット順に列記する。外国人名は姓名の順とする。但し、共著名は3名まで表記する。
- (3) 載方法は下記の例示のとおりとする。
 - ① 雑誌掲載論文の場合・・・著者名(発行年次):論文の表題, 掲載雑誌名, 号もしくは巻(号), 最初のページ数-最後のページ数.
 - ② 単行本の場合・・・a.著者名(発行年次):書名(版数), 出版社名, 発行地
b.著者名(発行年次):論文の表題, 編者名, 書名(版数), ページ数, 出版社名, 発行数
 - ③ 翻訳書の場合・・・原著者名(原書の発行年次)/訳者名(翻訳書の発行年次):翻訳書の書名(版数), 出版社名, 発行地.

6) 資料

- (1) 資料は、本文に示した図、表及び写真を掲載順につづる。
- (2) 資料は、図、表及び写真、倫理審査申請書および承認書、説明文書及び同意書、調査票、その他必要な資料の順につづる。

7) 研究課題名変更理由書等の書式例はポータルサイトに掲載。

2025 年度 東京女子医科大学大学院 看護学研究科
博士後期課程学位論文

研究課題名

学籍番号

氏名

提出日 年 月 日

3cm

[資料 6]

12ポイント

東京女子医科大学大学院看護学研究科
博士後期課程学位論文要旨

研究課題名

11ポイント

研究課題名

字体：明朝体

サイズ：10.5ポイント

一 頁：24 行

一行：35 文字

文字数：4000 字以内

A 4 : 4 ページ以内

東京女子医科大学大学院
看護学研究科看護学専攻
河田 若子

I. はじめに

II. 方法

1. 調査対象

2. 調査内容

III. 結果

← 3.2cm →

← 3.2cm →

IV. 考察

V. 結論

↑

3cm

↓

様式博士1

博士後期課程学位論文研究計画書審査申請書

年 月 日

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

学籍番号 _____

学生氏名(自筆) _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

指導教授(自筆) _____ 印

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて博士後期課程学位論文研究計画書の審査を申請いたします。

必要書類

研究計画書

2 部

※電子データも提出すること

学位(博士)申請書

年 月 日

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

学籍番号 _____

学生氏名(自筆) _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

指導教授(自筆) _____ 印

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて学位(博士)論文の審査を申請いたします。

必要書類

学位(博士)申請書 [様式博士 2-1]	1 部
博士後期課程学位論文	2 部 ※
学位論文の要旨(和文および英文)	各 1 部 ※
単位認定書	1 部
履歴書(書式自由)・研究業績	1 部
東京女子医科大学学術リポジトリへの 博士学位論文登録および公開の同意書	1 部
博士学位論文 学術リポジトリ登録届	1 部 ※
本論文に関連する論文目録	1 部
副論文のある場合	各 1 部 ※
剽窃・盗用防止システムによる論文チェックデータ	※
審査手数料	5 万円

※は電子データも提出すること

(任意書式)

博士論文 研究課題名 変更理由書

年 月 日

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

学籍番号 _____

学生氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

指導教授 _____ 印

過日に博士論文研究計画書審査済みの研究課題名について、下記のとおり変更を申請いたします。

記

博士論文 研究課題名：

変更前) _____

変更後) _____

変更理由：

以 上

(博士論文提出様式例)

論 文 目 録

報告 番号	第 号	氏 名	
論 文 1. 題 目 (提出する論文の研究課題名を書く) 参考文献 本論文に関連する著書、修士論文等、学術論文 年 月 日 学位申請者			

(任意書式)

提出日： 年 月 日

博士論文 計画書審査 指摘事項・修正方針

主査：

副査：

申請者

所 属：東京女子医科大学大学院 看護学研究科

氏 名：

Email：

博士論文 計画書審査による指摘事項および修正方針についてご確認をお願いいたします。

記

研究 課題名		
	指摘事項	修正方針

(任意書式)

提出日： 年 月 日

博士論文 論文審査 指摘事項・修正方針

主査：

副査：

申請者

所 属：東京女子医科大学大学院 看護学研究科

氏 名：

Email：

博士論文 論文審査による指摘事項および修正方針についてご確認をお願いいたします。

記

研究 課題名		
	指摘事項	修正方針

論文提出による学位申請（乙）

9 論文提出による学位申請について

ここでは、論文提出による学位申請について説明する。

1. 学位申請の資格（「看護学研究科 学位論文審査内規」抜粋）

（学位申請の資格）

第15条 論文提出により、博士（看護学）の学位を申請することのできる者は、看護学研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者とする。

2 第1項の条件を満たさない場合は、語学試験に合格し、看護学において5年以上の研究歴のある者とする。語学試験の期日及び試験方法については、別に定める「学位論文提出のための語学試験内規」による。

3 第2項に定める研究歴は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 本学の専任教員として研究に従事した期間

(2) 本学大学院（博士前期課程及び博士後期課程）を中途退学した者の場合は大学院（博士前期課程及び博士後期課程）に在学した期間

(3) 以下に定める研究施設において専任教職員として研究に従事した期間

1) 国公立の看護系大学及びその付置研究施設

2) 看護学に関係ある国公立の研究所、研究施設等の研究機関

3) 財団法人若しくは社団法人組織による看護学に関係のある研究所

4) その他看護学研究科委員会において前各号に準ずると認めた施設

(4) 本学が、前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

4 研究歴は、看護学の課程を修了した者に適用され、外国において看護学の課程を修了した者にも同様に適用されるが、この場合は、看護学研究科委員会の審議を経なければならない。

なお、第1項とは別に、看護学の課程を修了しない者が申請する場合は下記の年数とする。

1) 大学院博士前期課程（修士課程）修了者は6年以上

2) 大学卒業者は8年以上

3) 短期大学及び専門学校卒業者は10年以上

4) 大学、短期大学及び専門学校未修了者は12年以上

5 第1項、第2項及び第4項に該当しない申請者は、本学の研究生として1年以上在籍し、その後、看護学研究科委員会で学位申請の資格があるか審議を経る。

2. 論文の提出

提出する論文（学位申請論文）は印刷公表されたものを原則とする。また申請者単独の著作であることを原則とする。ただし、共著の場合、提出者は第一著者とし、共著者数は、原則として提出者を含め5名以内とする。共著者は次の事項を記した同意書を提出するものとする。

(1) 提出者がその研究で主な役割をつとめていること

(2) 提出者がその論文で学位を申請することに異議がないこと

(3) 提出者以外がその論文で学位を申請することはないこと

本学以外で研究に従事した者は副論文（印刷公表されたもの）を3編以上併せて提出するものとする。

3. 提出書類

別紙、「学位（博士）申請書（様式博士2-2）」による。

審査手数料は、学内提出者は15万円、学外提出者は30万円とする。ただし、本学に在籍し

た者で退職（教職員）所定の単位を取得し退学（満期退学）又は退室（研究生）後2年以内に申請する場合は学内扱提出者とする。

4. 提出期限（期限厳守）

原則として毎年6月末日、1月下旬（学事暦による）

注）上記の期限を過ぎた提出についてはいかなる理由があろうとも一切受理しない。

5. 資格審査と論文の受理

論文提出により博士（看護学）の学位の申請があった場合には、看護学研究科委員会において、提出書類（履歴・研究歴・学位申請論文要旨等）により資格審査を行う。資格審査の方法については、「看護学研究科 学位論文審査内規」による。

6. 提出先

看護学部学務課

7. 学位審査

学位審査および最終試験の方法、その他学位に必要な事項は、「学位規程」および「看護学研究科 学位論文審査内規」に別に定める。

8. 博士学位授与と論文の発表

看護学研究科委員会において、学位（博士）論文の審査および最終試験に合格した者は、博士（看護学）の学位を授与される。論文審査ならびに最終試験の合格の後に、研究発表会で発表を行うものとする。

論文博士学位申請書

年 月 日

東京女子医科大学大学院
看護学研究科長

殿

氏名(自筆) _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

本学学位規程にもとづき、必要書類を添えて論文博士学位論文の審査を申請いたします。

必要書類

論文博士学位申請書 [様式博士 2-2]	1 部
履歴書	1 部 ※
卒業証明書	1 部
大学院単位修得者はその証明書	1 部
研究歴証明書	1 部
論文目録	1 部 ※
学位申請論文	2 部 ※
学位申請論文和文要旨(1200 字以内)・英文要旨(250words 程度)各	1 部 ※
参考論文がある場合	各 1 部(最高 10 編まで・写し可) ※
学外提出の場合、本看護学研究科教授の紹介状	1 部
東京女子医科大学学術リポジトリへの 博士学位論文登録および公開の同意書	1 部
博士学位論文 学術リポジトリ登録届	1 部 ※
語学試験合格証明書(学位申請の資格の(2)に該当する場合)	
剽窃・盗用防止システムによる論文チェックデータ	※
審査手数料[学内提出者は 15 万円、学外提出者は 30 万円]	

※は電子データも提出すること

全学生共通

10 学生生活の手引き

1) 学生証・諸届・諸手続等

看護学部学務課は学生生活の全般にかかわる直接の事務を担当しております。

窓口取扱時間（窓口・メール・電話）

平 日	9:00～17:00
土曜日	9:00～13:00

* 窓口休業日 日曜・祝日・年末年始・創立記念日（12/5）

* 業務の都合で、窓口休業日及び窓口取り扱い時間の変更となる場合があります。

学生証・定期券・学割

(1) 学生証

学生証は本学学生の身分を証明するものであるため、学内および必要時は所持してください。

- ① 学生割引証の請求、定期券を購入する際は学生証の提示が必要です。
- ② 学生証を紛失した場合は、速やかに再発行願を提出し、再交付を受けていただきます。（学生証の再交付手数料 5,000 円）
- ③ 学生証は 1 年生の年度初めに交付します。

(2) 通学定期券の購入

通学定期券の区間は現住所の最寄り駅から大学までに限られています。最寄りの定期券発行所で、大学で発行する「通学証明書」（学生証裏面シール）に所定事項を記入し、学生証を添えて申し込んでください。バスで通学する場合も最寄りの発行所にて確認してください。

カリキュラム内での病院実習で通学圏内での定期券が必要な場合は、事前に看護学部学務課に申し出てください。実習用定期券の発行は約 1 か月後になります。

(3) 学生割引証の交付

- ① JR で片道区間 100km をこえて旅行する場合、個人学生割引を利用すると、大人普通旅客運賃が 2 割引となります。

この割引証交付にあたっては学務課の窓口で「学割申込用紙」に所定事項を記入し、学生証を添えて申し込むことが必要です。

学生割引証の有効期限は交付後 3 ケ月以内です。

学生割引証裏面の注意事項を厳守してください。窓口の発行は 1 度に 2 枚までです。交付は 16 時までのお申込みで、翌開室日 14 時以降となります。

- ② 合宿や大会にクラブで参加する場合は、看護学部学務課の窓口にあるクラブ学割交付願に所定事項を記入して申し込んでください。交付は 1 週間後です。
- ③ 教職員が引率する学生 15 名以上の団体が発着駅および経路を同じくし、その全行程を同一人員で旅行する場合、団体学生割引（教職員は 3 割引、学生は 5 割引）を受けることができます。団体学生割引を利用しようとする時には、JR 駅にある団体旅行申込書に記入して、看護学部学務課に提出してください。証明は翌日になります。

(4) 実習用定期券の購入（通学証明書の発行）

カリキュラム内での病院実習で通学圏外での定期券が必要な場合は、事前に看護学部学務課に申し出てください。実習用定期券の購入に必要な通学証明書の発行は約 1 か月後になります。

各種証明書・諸届・願い出

在学期間中に数多くの届や証明書の交付申請が必要となります。また卒業後も必要となることがあります。届出書類によっては印鑑が必要な場合があります。

<各種証明書の申込方法>

1. 学務課窓口カウンターにある「証明書等交付願」に必要事項を記入する。
※申込日、提出先などの記入漏れがある場合は受け付けることができません。
2. 記入後、学務課窓口に提出し必要に応じて証明書代金を支払う。
3. 交付については下記のとおりになります。また、英文の証明書については通常 1 か月程度の時間を要します。

受付曜日（時間）	発行日時
月曜日～金曜日（9：00～16：00）／土曜日（9：00～13：00）	翌開室日の 14：00 以降

※即日発行はいたしません。

※土・日・祝祭日・本学休業日（12 月 5 日、12 月 30 日～1 月 4 日）は発行致しません。

項 目	手数料 (1 通につき)	備 考
【諸届・願出】		
現住所変更届		本人もしくは保証人の住所に変更
改姓・改名届		変更後の新戸籍抄本を添付
保証人変更届		
欠席届		7 日以上欠席する場合
休学願、復学願、退学願、満期退学願		
集会願・施設借用願		
合宿願		合宿開始の 1 週間前までに
事故報告書		
【証明書】		
在学証明書	500 円	翌開室日午後 2 時交付
〃 (英文)	1,000 円	7 日後交付 (注 1)
修了証明書	500 円	翌開室日午後 2 時交付
〃 (英文)	1,000 円	7 日後交付 (注 1)
成績証明書	500 円	翌開室日午後 2 時交付
〃 (英文)	1,000 円	7 日後交付 (注 1)
修了見込証明書	500 円	翌開室日午後 2 時交付
推薦書		7 日後交付 (注 1)
健康診断書 (注 2)	手数料、発行期間は学生健康管理室の定めによる	
学生証 (再発行)	5,000 円	1 ヶ月後交付
学割 (旅客運賃割引証)		翌開室日午後 2 時交付
通学証明書		翌開室日午後 2 時交付

(注 1) 1 ヶ月以上の期間を要することがあります。詳細は申込の際にご確認ください。

(注 2) 学内の定期健康診断を受診し、他院で定期健康診断科目以外の項目を受診した学生は、他院での検診結果を含めた健康診断書を学生料金で発行することができます。(他院での検診結果を学生健康管理室に提出してください。)

住所変更

在学中に本人または保証人が住所を変更した時は現住所変更届を速やかに学務課に提出してください。

学費

・学費の納入

2 学年以上の学費、諸会費は毎年度 5 月 31 日が納入期限になります。毎年度始めに納入金額の明細と、送金先を学資負担者宛てに通知いたします。

2) 学生生活

健康管理・健康相談

(1) 学生健康管理室について

学生健康管理室では、学生が心身の健康の保持増進を図り、有意義な学生生活を送れるように支援し、健康その他相談を行っています。学生生活の中で心身の健康に関する不安があれば受診してください。予約したうえでの受信、メール相談も可能です。

学生健康管理室

場 所：巴女子学生会館 1 階

開閉時間：平日 9 時～17 時まで

電話番号：03-3353-8112（プッシュ回線案内）内線 41121

アドレス：gakuseikenkan.cj@twmu.ac.jp

次のような場合、学生健康管理室を利用してください。

利用の際は、学生証を持参してください。（保険証と東京

- ・学内で急に具合が悪くなり休みたい（休養するスペースがある）。
- ・発熱・下痢などがある。
- ・何となく調子が悪い
- ・食欲がない、逆に食べ過ぎてしまうなどの食事に関すること。
- ・対人関係で困っている。
- ・身体測定をしたい。（身長、体重、体脂肪率、視力、血圧など）
- ・応急処置に必要な救急絆創膏、湿布等がほしい。

(2) 定期健康診断に関して

年 1 回定期健康診断を実施する。実施時期は職員の健康診断日程と同様とする。（例年 6 月頃に実施。）

①費用に関しては、大学負担で実施する。

②定期健康診断は、希望者に実施する。各自医療機関を受診することや、社会人である学生は勤務先での健康診断を選択することも可能とする。学外で受診した場合は胸部 X 線検査結果についての診断書を提出すること。

③定期健康診断で実施する胸部 X 線は、過去 3 ヶ月以内に実施されている場合には、医師の診断書を以て有効とする。

④定期健康診断以外の検診項目や予防接種などが、学業との関連において必要な場合は、各自の責任において実施すること。

(3) 診療について

東京女子医大病院で受診を希望する場合は、学生健康管理室に電話連絡し、受診科を相談のうえ学生証、健康保険証、紹介状を持参して受診する。

就職相談（キャリアサポート）

就職についての相談を受けている。就職で困っていること分からないときは、就職担当者に、自由に相談も可能であるが、まずは研究の担当教員に相談のこと。

キャリアサポートの担当に相談を希望の場合は、直接メールをして時間の調整をすること。

学生懇話会（オフィスアワー）

学生懇話会は、教職員と学生が懇談を通じて交流をはかり、教育および学生生活を一層充実させることを目的とする。

本懇話会の形態はオフィスアワーでの面談として行われ、担当は看護学部の全教員である。面談を希望する学生は、教員のメールアドレスに連絡し、事前に予約を取ること。（詳細は掲示等にて通知する）

掲示およびメール配信による連絡

授業担当の変更、休講、追再試験、その他学生への連絡は、ポータルサイトへの通知もしくは大学発行のメールアカウントによるメール配信により連絡しますので、常時注意して見るように心がけること。

一旦掲示した事項は学生に周知されたものとみなし、これを見なかったことによって生じる不利益はすべて学生自身が負うものである。また、掲示物は公のものである。勝手に修正、持ち出し等手を加えないよう注意すること。

教室等の使用

講義室および実習室等の使用について

学生がクラブ等で教室およびカンファレンス室などの使用を希望する場合は、学務課にて「集会願・施設借用願」を受取り、必要事項を記入し、事前に許可を得ること。

利用時間 平日・土曜日 7:00～22:00

ロッカー

学生用個人ロッカールームがある。使用に際しては施錠、整理整頓等に心がけ、使用に際しては必ず施錠し、現金等貴重品は置かないように注意すること。

河田町キャンパス食堂・売店

食堂は、彌生記念教育棟2階にあり業者に委託して販売している。

営業時間 平日 11:00～14:00

売店は、彌生記念教育棟1階及び病院内の施設にある。

ハラスメント防止と相談

本学では、学生の人権が尊重され、保証されるために「学部学生および大学院生に対するハラスメント防止委員会規程」を制定し、下記に説明するハラスメントを防止し、快適な学習環境を整える取り組みをしております。

【ハラスメントとは】

(1) セクシャル・ハラスメント：

相手方の意に反する性的な言動をいう

・ことばによるセクシャルハラスメント：

「いかがわしい冗談」を言う、「女（男）のくせに～」等の「固定的な性別役割意識に基づく言葉」、「性的な経験を質問する」などの「身体的な外観、性行動、性的好みに関する不適切な言葉」

・行動によるセクシャルハラスメント：

「性的な内容の電話・手紙・Eメールを送る」「身体に不必要に接触する」

「雑誌等の卑猥な写真や記事等をわざと見せたり読んだりする」

(2) アカデミック・ハラスメント：

教員等が意図的であるか否かを問わず、教育・研究の場における優位な立場や権限を利用し、または逸脱して、指導等を受ける者の学修意欲、就学環境および研究環境を著しく害する不適切な言動および指導をいう。

(3) パワー・ハラスメント

教員等が意図的であるか否かを問わず、教育・研究の場における優位な立場や権限を利用し、または逸脱して、学生等に精神的・身体的苦痛を与えるまたは修学・研究環境を悪化させる不適切な言動や指導をいう。

(4) その他のハラスメントに準ずる行為

客観的にみて学生等の意に反して行われる正当性のない嫌がらせの言動、または不合理かつ不適切な言動によって学生の学修意欲を低下させる言動をいう。

【ハラスメント防止委員会相談員】

ハラスメントに関する相談・苦情に対応するために、相談員を設けています。相談員に相談・苦情の申し出ができる人は、ハラスメントの直接の対象者のほか、その者から相談を受けた人、またはキャンパスにおけるハラスメントを不快に感じる人も申し出ができます。

相談員は相談者の承諾を得て学部学生および大学院生に対するハラスメント防止委員会(以下「委員会」)に報告します。

委員会は、加害者とされる者及び第三者に事実等の確認を行ったりしながら、相談・苦情等に迅速かつ公平に対処し、環境調整や指導など問題解決に当たります。その際に、**個人の秘密は必ず守ります!**

【ハラスメントにあった時はどうしたらいいの?】

1. 相談員にすぐに連絡しましょう!

相談員は、学部や専門領域を問わず誰にでも相談できます。相談しやすい相談員にメールや電話でご連絡ください。

相談員の一覧は学生ポータルサイトに掲載します。

2. 自分を責める必要はありません。キャンパスからハラスメントをなくすために、小さな勇気を積み重ねましょう!

- ・加害者に「NO」の意志を伝えましょう!
- ・いやなことがあったら、すぐに周囲の人に話しましょう!
- ・あなたの受けたハラスメントについて記録をつけましょう!

【ハラスメントの被害者をどう支援すればいいのか?】

もし、ハラスメントの被害にあった友人がいたら、見過ごさないで助けてあげましょう!

- ・不快な場面を目撃したら、すぐに注意しましょう!
- ・必要なら、証人になってあげましょう!
- ・被害者の相談にのって精神的に支えてあげましょう!
- ・相談窓口に行くようにすすめ、同行してあげましょう!

相談専用メールアドレス soudan.bm@twmu.ac.jp

【学部学生および大学院生に対するハラスメント防止委員会規程】

(設置)

第1条 東京女子医科大学(以下「本学」という。)の学部学生および大学院生(以下これらを総称して「学生等」という。)に対するハラスメントを防止し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(目的)

第2条 委員会は、学生等の修学・研究環境を保護するため、教育の場における、学生等の意に反し、または学生等を不快にさせる諸問題(以下「ハラスメント」といい、次条において定義する。)の発生を防止するとともに、学生等からのハラスメントに関する相談、苦情等に迅速かつ公平に対処し、学生等の修学に与える不利益および修学・研究環境の悪化を阻止するための適切な措置を講じるための意見を学長に具申することを目的とする。

2 委員会は、医学部と看護学部の学生委員会、教務委員会、大学院委員会、法務部、経営統括部および内部監査室と協力して学内のハラスメントの防止の環境整備、啓発活動にあたる。

3 委員会は、法人のハラスメント委員会から委員会に対して要請があった場合には、学長の指示のもと連携して調査等にあたる。

(定義)

第3条 本規程において「ハラスメント」とは、以下の各号に掲げるセクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントおよびその他のハラスメントに準ずる行為をいう。

(1) セクシャル・ハラスメント 本学の内外を問わず、本学の教職員または学生等が、相手の学生の意に反した性的な言動を行うことにより、不快感やその他の不利益を与え、本学の修学・研究環境を悪化させる行為をいう。性別により役割を分担すべきであるとの意識に基づく言動もこれに含む。

(2) アカデミック・ハラスメント 本学の教職員または学生等が、意図的であるか否かを問わず、教育・研究の場における優位な立場もしくは権限を不当に利用し、または逸脱して、学生等に対する修学意欲、修学・研究環境等を著しく害する不適切な言動や指導をいう。ただし、教育指導上の適正な範囲での厳格な指導はこれと区別しなくてはならない。

- (3) パワー・ハラスメント 本学の教職員または学生等が、意図的であるか否かを問わず、教育・研究の場における職務上の地位もしくは学内の人間関係の優位性を背景に教育や研究上の適正な範囲を超えて、学生等に精神的・身体的苦痛を与えるまたは修学・研究環境を悪化させる不適切な言動や指導をいう。
- (4) その他のハラスメントに準ずる行為 前号のハラスメントにはあたらないが、客観的にみて学生等の意に反して行われる正当性のない嫌がらせの言動、または不合理かつ不適切な言動によって学生の修学意欲を低下させる言動をいう。

(審議事項)

第4条 委員会は、以下の各号に掲げる事項を審議し、学長に対して、適切な措置を講じるための意見を具申する。

- (1) ハラスメント防止および排除のための、教職員および学生等に対する啓発活動の企画および実施に関すること。
- (2) ハラスメントに関する相談・苦情事例（以下「事例」という。）への対応および救済に関すること。
- (3) ハラスメントに関する調査結果の学長への報告および措置に関する意見の具申に関すること。
- (4) その他ハラスメントの防止および排除に関すること。

(構成)

第5条 委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する教員原則として3名以内（ただし、医学部、看護学部、各1名以上）
- (2) 各学部学生委員会において選出された学生委員各2名
- (3) 各学部の学生部長
- (4) 学務部長
- (5) 経営統括部長
- (6) 法務担当理事が指名する職員1名
- (7) 学長が指名する学内外の専門家（学識経験者など）若干名

2 医学部、看護学部とも委員は男女両性で構成する。委員を指名または選出するにあたっては、委員全体の構成が、できる限り、男女同数となるように配慮する。

3 委員会に委員長をおき、委員長は学長が指名する。委員長の任期は2年とし、2期を限度とする。

4 委員会に副委員長を1名おき、委員長が指名する。副委員長は委員長とは異なる学部の教員から選出しなければならない。委員長にやむを得ない事由があるときは、副委員長がその職務を代行するものとする。また、委員長または副委員長が、相談員として深く関与した事案または利害関係を有する事案の審議を行う場合には、委員長は、当該事案について委員長代理または副委員長代理を指名し、当該事案についてその職務を代行させることができる。

5 第1項第1号から第6号に掲げる委員は、原則として、別に定める必要な研修を既に受けている者とする。ただし、研修を受けていない者が委員に指名または選任され、もしくは職位に就任した場合、すみやかに必要な研修を受けるものとする。

6 第1項第1号および第2号に掲げる委員の任期は2年とし、原則2期までの再任は妨げない。また、同項第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、任期中に委員が欠けた場合、新たに選出または指名される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員長は必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(開催)

第6条 委員会は、年2回定例で開催する。その他に、学長、委員長、副委員長が協議のうえ、相談または苦情の内容から、本学としての対応措置が必要と判断した場合は、委員長は委員会を開催することとする。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。なお、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会の審議において、利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。

4 事案の審議にあたっては、相談者のプライバシーに配慮する。

(相談員)

第7条 ハラスメントに関する相談または苦情の受付およびその対応のため、委員会の下に相談員をおき、以下の各号に掲げるものをもって当てる。

- (1) 医学部教員15名以内および看護学部教員10名以内
- (2) 医学部学務課、看護学部学務課の職員若干名

2 前項に掲げる相談員は、性別、職種のバランスを配慮の上、各学部学生委員会において選出し、委員会の承認を得る。委員会で相談員リストを作成して、学生および学内に周知する。

- 3 委員会は、第1項に掲げる相談員のほか、必要に応じてメンタルケアその他の専門家に相談員を委嘱するなど必要な措置を講ずることができる。
- 4 相談員は、速やかに必要な研修を受けなければならない。
- 5 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。相談員が本学の教職員の地位を失ったときは、当然に退任する。ただし、相談員が現に具体的な相談・苦情の事例を取り扱っている場合には、任期満了その他の退任事由が生じて、相談者の希望があるときは、当該事例について相談員としての職務を継続することができる。

(相談および苦情の申出)

- 第8条 次項に定める者（以下「相談者」という。）は、相談員リストに掲載されている相談員の中から適宜の者を選んでその者に、ハラスメントに関する相談または苦情を申し出ることができる。
- 2 相談・苦情を申し出ることができる者は、第3条に定める「ハラスメント」と受け止めた直接の当事者、当事者から相談を受けた者、「ハラスメント」を見聞きした者とする。
 - 3 相談員は、相談または苦情の申出を受けた場合は、相談者の意向、職種、性別等を考慮して、他の相談員1名を指名して、原則として2名の相談員で対応する。相談員が相談者と面談する際には、相談者と同性の相談員を少なくとも1人同席させる。
 - 4 相談員は、相談または苦情の申出があったときは、速やかに相談・苦情内容を指定の相談苦情報告書に記載し、学長および委員長に報告する。
 - 5 相談員以外の経路で学生の苦情相談等が学長に報告された場合でも、事案がハラスメントと疑われる場合は、学長は委員長・副委員長と協議し、学長の決裁のもと、適正なハラスメント処理を行う。
 - 6 委員長は、申し出のあったすべての相談・苦情について記録し、その対応の進捗状況について学長に随時報告する。

(調査)

- 第9条 委員会は、事案に対して事実究明の調査が必要と認めた場合は学長と協議の上、委員会の下に事例毎にハラスメント調査部会（以下「調査部会」という。）を設置して、当該事例についての調査を行う。
- 2 委員長が事案の解決に緊急性を要すると判断した場合は学長ならびに副委員長と協議の上、学長決裁のもと、第10条に則って調査部会を必要に応じて設置することができる。
 - 3 調査部会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、事案の行為者の所属部署は含まないものとする。
 - (1) 委員会委員のうち、医学部および看護学部委員各1名
 - (2) 医学部学務課課長または看護学部学務課課長
 - (3) 内部監査室員
 - (4) 委員長が指名する学内外の専門家若干名
 - (5) 当該事例の相談を受けた相談員がいる場合は当該相談員
 - (6) 委員長が必要と判断した場合は、必要な研修をうけた教職員を指名することができる。なお、必要な研修とは、本委員会が相談員に対して行う研修、および学内外のハラスメント講習を指す。
 - 4 調査部会は、男女両性で構成しなければならない。
 - 5 調査部会には部会長をおく。部会長は、部会員の互選とする。ただし、当該事案が発生した学部の教職員以外から選出する。
 - 6 委員会または調査部会は、相談者および行為者から迅速かつ公平に事情を聴取し実態調査を行う。必要に応じ第三者から事情を聴取することができる。調査部会は、必要に応じて、部会員に事情聴取その他の調査をさせることができるが、調査対象者の属性、性別、事案の内容等に応じて、適切な者に行わせるよう配慮する。
 - 7 部会長は、委員会から付託された事項等の実態調査結果について、書面により委員長に報告する。
 - 8 委員長は、事案の調査の進捗状況について、随時学長に報告するものとする。
 - 9 調査部会は、委員会が付託した事項等の実態調査の終了を認めたとき、任務を終了する。
 - 10 調査部会の報告を受けて、当該事案の対応と救済および再発防止その他の必要な措置に関して委員会において協議し、最終報告を書面により学長に具申する。

(緊急案件への対応)

- 第10条 学長・委員長・副委員長のいずれかが緊急な対応を必要とすると判断した事案の場合は直ちに、学長、委員長、副委員長の三者で協議し対応する。協議の結果、至急事実調査が必要な場合において、委員長は学長の決裁のもと委員会を経ずに調査部会を設置することができる。調査部会は当該事案について迅速に調査を行い、委員長は進捗状況を随時学長に報告する。調査結果は最終

報告書を作成のうえ、学長に報告する。ただし、緊急事案の内容、処理経過、講じられた措置等について、委員長は委員会に報告しなければならない。

(ハラスメント等の処分)

第 11 条 最終報告書を受理した学長は、最終報告書の内容に基づき、理事長および常務理事と協議の上再発防止措置、良好な修学・研究環境の維持のために必要な措置等を行う。

2 学長は、最終報告書の内容に則して、就業規則及び学則の懲戒基準条項にもとづき、懲戒委員会を開催するよう理事長に具申することができる。

(プライバシーの保護)

第 12 条 委員会委員、調査部会員、相談員等事案の処理に関わった者は、ハラスメントに関する苦情相談への対応に当たっては、相談者および関係者の名誉、人権およびプライバシーを尊重し、当事者が申し出をしたことにより不利益を被らないよう留意するとともに、知りえた事項について他に漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様とする。

(公表)

第 13 条 本学におけるハラスメント防止に必要な事例であると委員会が判断した場合、当事者が特定できない範囲で、当該事案の概要を公表することがある。

(本学教職員の研修義務)

第 14 条 本学に所属する教職員は、本学におけるハラスメントの発生を未然に防ぐために、入職時、およびその後は 3 年に 1 度、「ハラスメントに関する」規程第 6 条(1)のハラスメントに関する職員の意識啓発に関する事項に基づいて実施されるハラスメント講習を必ず受けるものとする。

(相談苦情に関わる書類等の保管)

第 15 条 相談苦情において作成された相談苦情報告書、調査報告書、委員会議事録、その他の関係書類（電磁的記録を含む）については、当該学部の学務課において厳重な管理の下に保管しなくてはならない。

(会務)

第 16 条 委員会の会務は、当該学部の学務課において処理する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日規程・規則第 2003 号の 23)

本規程は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

その他

- ・ 本学は、すべての敷地内において禁煙です。
- ・ 授業中は携帯電話等の電源を切ること。
- ・ 学生宛の私的な郵便物・ファックス等について取り扱わない。

3) 奨学金制度・教育訓練給付制度

奨学金制度

有為な人材を育成するために必要な学資を貸与して、勉学を援助する次のような奨学金制度があります。それぞれの制度によって、出願の時期、資格、方法が異なりますので掲示板により、その都度連絡いたします。

種 類	月 額	備 考
東京都看護師等修学資金 <u>(博士前期課程のみ)</u>	25,000～100,000 円(貸与・無利子)	修了後、都内施設または指定施設において、引き続き5年以上看護業務に従事する意思がある方が対象。一部または全額の返還免除あり。
日 本 学 生 支 援 機 構 奨 学 金	【第一種】 博士前期課程 50,000 円／ 88,000 円より選択(貸与・ 無利子) 博士後期課程 80,000 円／ 122,000 円より選択(貸与・ 無利子)	返還は日本学生支援機構による。 ■入学時特別増額貸与(有利子) 第1学年において入学年月を始期として奨学金の貸与を受ける人は、希望により一時金の貸与を受けることができます。 (一時金 100,000 円／200,000 円／ 300,000 円／400,000 円／500,000 円より選択)
	【第二種】 50,000 円／80,000 円／ 100,000 円／130,000 円／ 150,000 円より選択(貸与・ 有利子)	返還は日本学生支援機構による。 ■入学時特別増額貸与(有利子) 第1学年において入学年月を始期として奨学金の貸与を受ける人は、希望により一時金の貸与を受けることができます。 (一時金 100,000 円／200,000 円／ 300,000 円／400,000 円／500,000 円より選択)

上記募集は掲示により行う。

厚生労働省「教育訓練給付制度」(博士前期課程のみ)

本学看護学研究科博士前期課程は、「教育訓練給付制度(一般教育訓練)厚生労働大臣指定講座」です。開講時に申請の手続きをし、一定の条件に該当した場合、修了後に授業料の一部が支給されます。

申請の手続きは、掲示及び学務課窓口で行います。

4) 傷害保険・賠償責任保険

正課中や課外活動中といった教育研究活動中に、不慮の災害事故が発生し傷害を受けた場合、学外施設等で看護実習時損害を与えてしまった場合などに備え、以下の保険に加入しています。事故が発生した場合には報告および必要な手続きを迅速に行ってください。

1. 賠償責任保険

この保険は、正課中※1に発生した不慮の事故により、第三者に身体障害を与えた場合、もしくは第三者の財物を損壊させた場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について、あらかじめ設定した支払限度額の範囲内で保険金として支払われる保険です。なお、大学（法人）の賠償責任が対象となり、学生や教員個人の賠償責任は対象外となります。当該保険事故が起こった場合は、必ず当該科目責任者あるいは科目担当者（担当教員）までご報告ください※2。

※1 学生については、教員の指揮監督下にあることが条件です。

※2 事故発生時に相手側（被害者）と無許可で交渉しないでください。

担当教員の連絡により、原則、看護学部学務課が保険会社に報告いたします。

2. 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

【補償対象となる活動範囲】

医療関連実習を含む正課中、学校行事中、課外活動中（本学の認めた学内学生団体の管理下で行う活動、ただし危険なスポーツを行っている間や大学が禁じた時間・場所・行為を行っている場合を除く）の事故等が対象となります。保険金および補償される事故の範囲等の詳細については、入学年度に配布した「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

【事故発生の報告および保険金請求手続】

事故発生の報告や保険金請求手続は被保険者である学生本人が、直接保険会社に対して行なってください。

1) 事故の報告

事故が発生した場合は看護学部学務課に報告し、「事故通知はがき」もしくは「事故通知システム（Web）」で事故発生から 30 日以内に保険会社（東京海上日動）へ報告ができます。

① 「事故通知はがき」で報告する場合

看護学部学務課で「事故通知はがき」と「プライバシー保護シール」を受け取り、必要事項を記載の上はがきにプライバシー保護シールを貼付してポストに投函する。

② 「事故通知システム（Web）」で報告する場合

以下の URL から事故報告を行う。看護学部学務課にも忘れずに報告してください。

【PC・スマートフォン】 https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lv_w_1/index.do

【携帯】 https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lv_w_4/index.do



PC・スマホ用サイト



携帯用サイト

2) 保険金の請求手続き

以下の各種書式を看護学部学務課で受け取って記載し、証明を受けてから保険会社へ送付してください。

① 保険金請求書（関連書類一式）

いずれの場合も提出が必要です。保険金請求額（他の傷害保険等と合算した総額）が 30 万円以下で後遺障害のない場合には、医師の診断書（所定の書式）の提出も必要です。

② 通学中事故証明書

通学中に発生した事故の場合に提出が必要です。

③ 施設間移動中事故証明書

学校施設等相互間の移動中に発生した事故の場合に提出が必要です。

④ 接触感染事故・感染症予防措置証明

接触感染もしくは事故発生後の対応として予防措置を行った場合提出が必要です。

3) 書類送付先

東京海上日動火災保険（株）学校保険コーナー

（ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室 傷害保険サポート第3チーム）

〒105-8551 東京都港区西新橋 3-9-4

虎ノ門東京海上日動ビルディング TEL 0120 - 868 - 066（平日 9：00～17：00）

4) その他

保険会社から事故内容等を照会されることがあります。審査終了、保険金が保険金受取口座に振り込まれます。なお、保険会社の審査によっては、保険金の支払対象にならない場合があります。

3. 学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」） C コース：医学生教育研究賠償責任保険（略称：医学賠）

【補償対象となる活動範囲】

国内外において学生が正課、学校行事、課外活動※1 及びその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償するものです。

【事故発生の報告および保険金請求手続】

事故発生の報告や保険金請求手続は被保険者である学生本人が、直接保険会社に対して行なってください。

1) 事故の報告

学生本人が、直接以下 4) の保険会社に電話で連絡してください。

報告内容：学生（被保険者）の氏名と年齢、在籍する大学名、事故発生日時・場所、被害者の氏名と年齢、事故の原因、被害（傷害、損壊等）の程度

保険会社に報告後に、大学に報告してください。

2) 示談交渉について

この保険には引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動の損害サービス課からの助言に基づき、学生（被保険者）自身が被害者との示談交渉を進めることになります。なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認し又は賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部が保険金として支払われない場合がありますのでご注意ください。

3) 保険金の請求手続き

以下の書式を看護学部学務課で受け取って記載し、証明を受けその他必要書類を添付して保険会社に送付してください。

①保険金請求書

いずれの場合も提出が必要です。

②附帯賠償往復事故証明書

住居と活動場所となる施設間の移動中の事故の場合提出が必要です。

③その他

破損状況の写真、見積書、示談書、確認書など

4) 事故の報告・書類送付先

東京海上日動火災保険（株）学校保険コーナー

（ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室 傷害保険サポート第3チーム）

〒105-8551 東京都港区西新橋 3-9-4

虎ノ門東京海上日動ビルディング TEL 0120 - 868 - 066（平日 9：00～17：00）

5) 海外研修参加時の安全確保について

本学で実施する海外研修プログラムに参加する者は、以下を遵守してください。
また個人で海外渡航する場合にも、以下を参考に各自で安全確保に努めてください。

1. 海外渡航について事前に家族または保護者の了解をとること。
2. 渡航先の法令等を守り、渡航先での自らの安全に努めること。
3. 渡航前に外務省海外安全ホームページを参照すること。
<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>
4. 渡航前に「たびレジ」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) に必ず登録すること。（大使館、総領事館からの一斉緊急情報の入手、緊急事態の際の迅速な安否確認などのメリットがあります。）
5. 出発前に必ず添付誓約書（別紙）を提出すること。
6. 大学から案内する海外留学保険に必ず加入すること。
7. 事件、事故が発生した場合、すぐに関係者と連絡が取れるよう、下記連絡先を自身で控えておくこと。
 - (1) 緊急時（パスポートの紛失、貴重品の盗難、病気、ケガなどが発生した場合）は、ただちに海外旅行保険のサポートデスクに連絡すること。
* 予め「発信地の国際電話識別番号」を確認しておいてください。
 - (2) 留学先機関の受け入れ担当者の連絡先（可能であれば携帯電話も）
 - (3) 宿泊先の住所及び電話番号
 - (4) 現地在外公館連絡先

1 1 図書館利用案内

図書館は、教育・研究に必要な資料を収集・管理しています。以下の規則を守り、利用してください。

(1) 開館時間

・各館の開館時間は以下の通りです。開館時間に変更になる場合があります。

	平日	土曜日	日曜日・祝日
本館 閲覧室	9:00～19:00	9:00～13:00	休館日
アカデミックコモンズ	7:00～22:00	7:00～22:00	7:00～22:00
足立図書室	9:40～18:00	9:00～13:00 第3土曜日休室	休館日
八千代医療センター図書室	病院実習期間中、八千代医療センターICカードを配布された期間のみ利用可能		

(2) 休館日（アカデミックコモンズを除く）

・日曜日、国民の祝日、本学創立記念日、年末年始

(3) 利用資格

・本学の学生・教職員、医学部同窓会会員、看護系同窓会会員、および図書館長の許可した者に限ります。

(4) 入退館

・入りロゲートに学生証をタッチしてください。
・退館時も同様に退館ゲートにタッチしてください。

(5) 館内閲覧

・係員の指示に従ってください。
・閲覧を終えたときは直ちに図書を書架に返却し、規定の手続を経ずにこれを館外に持ち出してはいけません。
・図書館においては静粛を旨とし音読、談話、飲食をしてはいけません。
原則、飲食禁止ですが、蓋付き飲み物に限り可能です。
著作権法による一定の制限のもとに複写サービス（モノクロ・カラー）が利用できます（有料）。

(6) 館外貸出

・図書、雑誌を借りる時は、学生証を必ずお持ちください。カウンターまたは、自動貸出返却機で手続きをします。
・貸出の冊数、期間は以下の通りです。

	貸出期間	更新	冊数
図書	7日間	1回	5冊
雑誌	7日間	不可	5冊
視聴覚資料	7日間	不可	3本
参考図書	オーバーナイト	不可	2冊

・貸出期間の更新（図書のみ）については、借りた日の翌日から返却期限日までのいつでも可能です。返却期限日は延長手続きした日から1週間になります。手続きは図書館カウンター、またはMyLibraryの中で手続きができます。カウンターで延長する際は学生証をお持ちくださ

い。なお、更新ができるのは1回だけです。借りている図書に予約がある場合、返却期限が過ぎている場合は更新はできません。

- ・貸出中の図書、雑誌はカウンター・MyLibrary で予約できます。新着展示中の資料はカウンターにお申し出ください。
- ・R ラベルのついた辞書や事典（参考図書）は閉館 1 時間前より翌日の開館 1 時間後まで貸出ができます。（オーバーナイト）

(7) 返却

- ・カウンターまたは自動貸出返却機で返却してください。返却期限が過ぎた資料等は、カウンターで返却してください。
- ・閉館中は、ブックポストへ返却してください。

(8) 館内設備の利用

- ・本館には、グループ学修室が 2 室あります。授業などで 3 名以上のグループ学修が必要なときは予約の上、利用できます。
1 回の利用は 3 時間以内です。
- ・グループ学修室 1・2

	平日	土曜日
本 館	9 : 00～19 : 00	9 : 00～13 : 00

(9) MyLibrary の利用

- ・学生ポータルログイン ID / パスワードでログインできます。
- ・利用終了後は、画面右上にある「ログアウト」ボタンをクリックし、ログアウトを行ってください。

(10) 延滞料

- ・貸出期間を過ぎた場合は、図書・雑誌は 1 日につき 1 冊 20 円、視聴覚資料は 1 日につき 1 本 100 円の延滞料を徴収します。

(11) 貸出の停止および停止期間

- ・30 日以上延滞すると 3 ヶ月間の貸出停止になります。

(12) パソコンの利用

- ・館内の学術情報 PC コーナーをご利用ください。
- ・USB を使用する場合は必ずウイルスチェック PC で検疫を行ってください。
- ・基本ソフトやアプリケーションソフトの設定を変えないでください。装備してあるソフトのコピーは出来ません。自作のデータはコンピュータに残さず自分の USB メモリー等に保存してください。
- ・使用方法等の相談は、カウンターの IT サポートデスク担当者が対応します。
- ・印刷は有料です。コイン式複合機から出力されます。

(13) 電子ジャーナル、電子ブック、データベースの学外利用

- ・一部の電子ジャーナル、電子ブック、データベースはご自宅でも利用することができます。
- ・「学認」という認証方式で、学生のみなさんは申し込み不要で利用可能です。利用方法は図書館ホームページ、MyLibrary 内にてご確認ください。

* 図書館の詳しい利用案内・お知らせ等は、図書館ホームページをご覧ください。

<http://opac.lib.twmu.ac.jp/library/> (学内専用)

<https://www.twmu.ac.jp/library/> (学外向け)

MyLibraryのサービス紹介

- ・図書館からのお知らせ
- ・新着アラートサービス
- ・サブジェクトゲートウェイ:
データベースや電子ジャーナルのリンク。
お気に入りを選択しリンク集をつくること
ができます。
- ・ブックマーク: お気に入りの図書・雑誌を
カテゴリ別に登録できます。
- ・タグの設定: 資料に任意のキーワード(=タグ)
を付与し、そのタグで簡単に検索できます。



MyLibrary
ホーム画面

文献複写／現物貸借

入字先	送付方法	料金 (目安)	期星 (目安)
学内 給送システム / 保存庫貸借	郵送	モノクロ 10円/枚 カラー 50円/枚	翌日～3日
	速達FAX		翌日～2日
学外 大学図書館等	郵送	モノクロ 50～60円/枚 カラー 100円/枚 +送料	約1週間
	速達 FAX	上記料金 + 速達料金 70～100円/枚 * FAXは緊急時のみ選択してください	3～5日

* FAXは、回線等不調等の場合があります。寄付後速上、FAX不可の場合は「速達」に切り替えます。
* 料金や取り寄せ期間は、相手館の設定により異なります。
* モノクロコピー希望の場合でも、モノクロでは判読できない図表などについては、カラーコピーとなる可能性があります。
* 館内資金収支部や漢字や半角混同の誤り等の依頼が必要になった場合は、手数料 (200円～400円/1件) が別途発生します。
【現物貸借】
学外から図書を借用する場合は、ゆうパック・宅配便による往復送料 (2,000円前後) の実費負担です。

氏名 豊川 美穂子 受取窓口 東京女子医科大学 所属 図書館

☒ 連絡方法を指定してください。

E-mail

☐ 電話 ☐ 内線

各分室、他大学への
コピー依頼/貸借の
お申込みができます

- ・返却期限日事前通知メール(リマインダー)
- ・貸出期間延長(図書のみ)、予約
- ・貸出/予約状況の確認
- ・図書館備付希望図書のリクエスト
- ・文献複写/貸借申込みと状況照会
- ・パスワード※/登録メールアドレスの追加
※学部学生は学生ポータル内でご変更下さい

貸出/予約中の資料の確認、延長ができます

貸出状況									
No.	登録番号	貸出日	延長回数	返却期限日	予約有無	延長日数	資料名	配架場所	行証資料
1	1101426607	2019.10.10	0 回	2019.10.17	0 人		プライマリケアに活かす臨床医の読書科学 / 白蟻一書	本館・本行	WV100/Shi

表示情報 1 - 1 (1件中)

どうぞご活用ください！

URL :

<https://mylibrary.twmu.ac.jp/mylibrary/>

12 東京女子医科大学大学院学則

昭和33年3月1日制定

令和7年2月26日改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 学年・学期および休業日
- 第3章 分野、学科目、単位数および時間数
- 第4章 学科目の履修方法および単位習得の認定
- 第5章 修了の要件、学位および審査機関
- 第6章 入学、休学、主分野の変更、復学、退学、再入学、転学および転入学
- 第7章 学費
- 第8章 委託生、聴講生、特別聴講学生、外国人学生および大学院科目等履修生
- 第9章 教員組織
- 第10章 運営組織

附 則(平成24年11月1日学則第1211号の1)

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、医学および看護学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与するとともに社会に貢献すべき有為の人材を養成する。

なお、本大学院における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(自己点検・評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果にもとづいて教育研究活動等の改善および充実に努める。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等は、別に定める。

(大学院組織)

第3条 本大学院に医学研究科博士課程および看護学研究科博士前期課程・博士後期課程をおく。医学研究科博士課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うものとする。この場合において、内科系専攻および外科系専攻においては、新しい医療技術の開発および高度な専門技術の修得を含むものとする。看護学研究科博士前期課程は、専攻分野に関し知見を深めるとともに高度な専門性を有する看護の実践能力や研究者の基礎能力を養うものとする。看護学研究科博士後期課程は、複雑多岐にわたる看護の事象を理論的に深く探求し、研究的思考を磨き、自立して創造的に研究を実施できる能力を育成するものとする。

2 医学研究科博士課程および看護学研究科博士前期課程・博士後期課程に次の専攻をおく。

(1) 医学研究科博士課程

形態学系専攻

機能学系専攻

社会医学系専攻

内科系専攻

外科系専攻

先端生命医科学系専攻

共同先端生命医科学専攻

(2) 看護学研究科博士前期課程

看護学専攻

(3) 看護学研究科博士後期課程

看護学専攻

3 医学研究科共同先端生命医科学専攻については連絡協議会により管理・運営を行う。なお、連絡協議会に関する事項は別に定める。

(修業年限)

第4条 医学研究科博士課程の標準修業年限は4年とする。ただし、共同先端生命医科学専攻は3年とする。

2 看護学研究科博士前期課程の標準修業年限は2年とし、看護学研究科博士後期課程は3年とする。

3 前2項に規定する修業年限は特例として、短縮されることがある。看護学研究科は休学による留年の年数を含め、博士前期課程は4年を、博士後期課程の在学年限は6年を超えることは出来ない。医学研究科博士課程においては、第1項に規定する修業年限を超えた長期の履修を認めることがある。修業年限の特例および長期履修に関する事項は別に定める。

(学生定員)

第5条 第3条に定める医学研究科と看護学研究科の学生定員は次のとおりとする。

(1) 医学研究科

形態学系専攻
 入学定員 5名 総定員 20名
 機能学系専攻
 入学定員 4名 総定員 16名
 社会医学系専攻
 入学定員 4名 総定員 16名
 内科系専攻
 入学定員 8名 総定員 32名
 外科系専攻
 入学定員 10名 総定員 40名
 先端生命医科学系専攻
 入学定員 8名 総定員 32名
 共同先端生命医科学専攻
 入学定員 5名 総定員 15名
 計入学定員 44名 総定員 171名

(2) 看護学研究科

看護学専攻博士前期課程
 入学定員 16名 総定員 32名
 看護学専攻博士後期課程
 入学定員 10名 総定員 30名
 第2章 学年・学期および休業日

(学年および学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

2 学年は次の学期に分ける。

前期 4月1日から9月末日まで

後期 10月1日から翌年3月末日まで

(休業日)

第7条 定期休業日を次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 本学創立記念日12月5日

2 前項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることがある。

第3章 分野、学科目、単位数および時間数

(分野、学科目、単位数および時間数)

第8条 医学研究科博士課程および看護学研究科博士前期課程・博士後期課程の各専攻に以下の基幹分野をおく。

(1) 医学研究科博士課程

内科系および外科系専攻には、基幹分野に所属する関連分野をおくことができる。その設置については別に定める。なお、先端生命医科学系専攻および共同先端生命医科学専攻に所属する分野は関連分野相当とする

形態学系専攻

神経分子形態学分野

顕微解剖学・形態形成学分野

人体病理学・病態神経科学分野

機能学系専攻

神経生理学分野

生化学分野

薬理学分野

微生物学免疫学分野

社会医学系専攻

公衆衛生学分野

法医学分野

内科系専攻

呼吸器内科学分野

内分泌内科学分野

糖尿病・代謝内科学分野

腎臓内科学分野

液性病態制御内科学分野

循環器内科学分野

消化器内科学分野

- 脳神経内科学分野
- 血液内科学分野
- 膠原病リウマチ内科学分野
- 総合診療・総合内科学分野
- 精神医学分野
- 小児科学分野
- 皮膚科学分野
- 放射線腫瘍学分野
- 画像診断学・核医学分野
- 病理診断学分野
- リハビリテーション科学分野
- 外科系専攻
 - 呼吸器外科学分野
 - 内分泌外科学分野
 - 乳腺外科学分野
 - 心臓血管外科学分野
 - 肝・胆・膵外科学分野
 - 消化管外科学分野
 - 脳神経外科学分野
 - 整形外科分野
 - 形成外科学分野
 - 眼科学分野
 - 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学分野
- 婦人科学分野
- 産科学分野
- 麻酔科学分野
- 泌尿器科学分野
- 顎口腔外科学分野
- 口腔顎顔面外科学分野
- 救急医学分野
- 先端生命医科学系専攻
 - 先端工学外科学分野
 - 遺伝子医学分野
 - 未来共創ライフサイエンス分野
 - 再生医工学分野
 - 統合医科学分野
 - 疾患モデル研究分野
- 共同先端生命医科学専攻
 - 共同先端生命医科学分野
- (2) 看護学研究科博士前期課程
 - 看護学専攻
 - 看護基礎科学分野(食看護学・基礎看護学)
 - 看護管理学分野(看護管理学)
 - 看護職生涯発達学分野(看護職生涯発達学)
 - 実践看護学分野I(クリティカルケア看護学・がん看護学)
 - 実践看護学分野II(ウーマンズヘルス)
 - 実践看護学分野III(老年看護学・エンドオブライフケア学)
 - 実践看護学分野IV(精神看護学)
 - 実践看護学分野V(地域看護学)
 - 実践看護学分野VI(小児看護学)
- (3) 看護学研究科博士後期課程
 - 看護学専攻
 - 看護基礎科学分野
 - 食看護学
 - 看護管理学
 - 看護職生涯発達学
 - 実践看護学分野
 - クリティカルケア看護学・がん看護学
 - ウーマンズヘルス
 - 老年看護学・エンドオブライフケア学

解釈的精神看護学
地域看護学
小児看護学

- 2 学生は前項の分野の中から主分野を選択するものとする。
- 3 単位数、時間数は別に定める「履修方法に関する内規」による。
- 4 看護学研究科博士前期課程看護学専攻実践看護学分野II(ウーマンズヘルス)に関する事項は別に定める。

第4章 学科目の履修方法および単位習得の認定

(履修方法)

第9条 学科目の履修方法は次のとおりとする。

(1) 医学研究科博士課程の履修方法

- 1) 学生は30単位以上を修得し、かつ、独創的研究にもとづき学位論文を作成しなければならない。
- 2) 学科目の履修については、主分野の担当教授の指導および承認を得なければならない。各分野の担当教授は、その分野の教育研究の指導教授で、原則として医学部の当該分野に相当する教授が兼務する。なお、関連分野および先端生命医科学系専攻を担当する教員を大学院教授、大学院准教授および大学院講師と称する。
- 3) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議にもとづき他の大学院で10単位を限度として授業科目を履修させ、これを修得単位に加えることができる。
- 4) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が当該大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位を、15単位を限度として当該大学院に入学した後、当該大学院において修得したものとみなすことができる。
- 5) 3項および4項で修得したものとみなすことができる単位数は、併せて20単位を超えないものとする。
- 6) その修得に要した期間その他を勘案して1年を限度として在学したものとみなすことができる。
- 7) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生は他の大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることができる。この場合主分野教授(関連分野にあつては所属する基幹分野の教授、先端生命医科学系専攻に所属する分野にあつては研究科委員となる大学院教授)は、あらかじめ他の大学院等当該機関との間に研究指導の範囲、期間、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。
- 8) その他履修方法の細目は別に定める履修方法に関する内規による。

(2) 看護学研究科博士前期課程の履修方法

- 1) 学生は、30単位以上を修得しなければならない
- 2) 学生は修士論文コースおよび実践看護コースのいずれかを選択するものとする。なお、修士論文コースおよび実践看護コースの定義等については別に定める修士論文コースおよび実践看護コースの定義等に関する内規による
- 3) 修士論文コースの学生は学術的研究にもとづく学位論文を作成しなければならない。実践看護コースの学生は、実践にもとづく専門領域を追及する論文を作成しなければならない。
- 4) 学科目の履修については、担当教授の指導および承認を得なければならない。各分野の教授は、その分野の教育研究の指導教授である
- 5) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院または他大学の大学院において修得した単位を10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得した単位とみなすことができる。
- 6) その他履修方法の細目は別に定める履修方法に関する内規による

(3) 看護学研究科博士後期課程の履修方法

- 1) 学生は、6単位以上を修得しなければならない
- 2) 学生は学術的研究にもとづく学位論文を作成しなければならない
- 3) 学科目の履修については、担当教授の指導および承認を得なければならない。各分野の教授は、その分野の教育研究の指導教授である
- 4) その他履修方法の細目は別に定める履修方法に関する内規による

(単位修得の認定)

第10条 各学科目の単位修得の認定は試験または研究報告等により、当該学科目担当教授が学期末または学年末に行う。

- 2 各学科目の成績は、S(90点以上～100点)、A(80点以上～90点未満)、B(70点以上～80点未満)、C(60点以上～70点未満)、D(60点未満)の5種とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、特段の事情がある場合に限り不合格の学科目を次の試験に受験させることがある。

第5章 修了の要件、学位および審査機関

(修了の要件)

第11条 本大学院医学研究科博士課程(修了の要件)および看護学研究科博士前期課程・博士後期課程の修了要件は次のとおりとする。

- (1) 修業年限で定められた年数以上在学すること。
- (2) 所要学科目を履修し医学研究科博士課程は30単位以上、看護学研究科博士前期課程は30単位以上、博士後期課程は6単位以上修得すること。

- (3) 学位論文の審査に合格することとする。
(課程博士および課程博士前期・課程博士後期)

第12条 本大学院医学研究科および看護学研究科に所定の期間在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格した者には博士(医学)、博士(生命医科学)および修士(看護学)・博士(看護学)の学位を授与する。
(論文博士)

第13条 大学院医学研究科もしくは看護学研究科の博士課程を終え学位を授与される者と同等以上の内容を有する学位論文を提出してその審査に合格し、かつ専攻学術に関し、同様に広い学識を有することを、試験により確認(学力確認)された者には博士(医学)、博士(生命医科学)、博士(看護学)の学位を授与する。
(学位審査機関)

第14条 学位論文の審査は医学研究科委員会および看護学研究科委員会において各々行う。

2 学位論文の審査および試験の方法、その他学位に関する必要な事項は別に定める学位規程、学位論文審査内規及び看護学研究科学位論文審査内規による。

第6章 入学、休学、主分野の変更、復学、退学、再入学、転学および転入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、原則として、学年の始めとする。

(入学の資格)

第16条 本大学院医学研究科および看護学研究科に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 医学研究科博士課程

- 1) 医学部、歯学部、獣医学部または薬学部(6年制)を卒業した者
- 2) 修士の学位や専門職学位を有する者
- 3) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 7) 文部科学大臣が指定した者
- 8) 本大学院において個別の入学資格審査により、医学部、歯学部、獣医学部または薬学部(6年制)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(2) 看護学研究科博士前期課程

- 1) 大学を卒業した者
- 2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- 5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- 6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 7) 指定された専修学校の専門課程を修了した者
- 8) 旧制学校等を修了した者
- 9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- 10) 本学大学院において個別の出願資格審査により認めた22歳以上の者

(3) 看護学研究科博士後期課程

- 1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- 2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 6) 文部科学大臣が指定した者
- 7) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位を有するものと同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願の手続き)

第17条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類および検定料を添えて願出しなければならない。

(入学の審査)

第18条 入学の審査は、前条の入学志願者につき、人物、学力および身体について行うものとする。試験の

期日および試験方法については別に定める。

(入学の決定)

第19条 入学の決定は、医学研究科委員会および看護学研究科委員会にて各々行う。

(入学の手続きおよび許可)

第20条 入学を許可された者は、定められた期日以内に入学の手続きを終了し、同時に入学料を納付しなければならない。この手続きを怠る者は、入学の許可を取り消すことがある。

(連帯保証人)

第21条 連帯保証人は、2名とする。

2 前項の連帯保証人のうち1名は父、母または独立の生計を営む成人の親族とし、他の1名は原則として東京都内または近県に居住するとともに、成年者で独立の生計を営むものでなければならない。

3 連帯保証人は、第28条(1)に定める在学年限分に相当する学費及びその他の納入金を合算した額を上限として責任を負わなければならない。この場合において、学費及びその他の納入金は別表に定めたものとする。

4 連帯保証人は、学生が本学則に反することを行なわないよう指導、監督する責任を負わなければならない。

5 学生は、連帯保証人を変更する必要があるときは、速やかに届け出なければならない。

(学籍票)

第22条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の学籍票を学長に提出しなければならない。

(休学)

第23条 学生が病気その他の理由により3ヶ月以上休学しようとするときは、医師の診断書または詳細な理由書を添え、連帯保証人連署で申請し、指導教授の承諾を得た上で、学長に願い出許可を受けなければならない。

2 学長は特に必要と認めた者には休学を命ずることがある。

(休学期間)

第24条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは更に1年以内の休学を許可することがある。休学期間は通算2年を超えることができない。

2 休学期間は在学年数に算入しない。

(主分野の変更)

第25条 主分野の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情あるものに限り医学研究科委員会または看護学研究科委員会の議を経て許可することがある。

2 主分野を変更した後の修業年限は、医学研究科委員会または看護学研究科委員会の議を経て前履修学科目の内容により決定する。前項により修業年限を変更された者の在学年限は、第4条による標準修業年限の2倍を超えることができない。

(復学)

第26条 休学者が復学しようとするときは連帯保証人連署で申請し、指導教授の承諾を得た上で、学長に復学を願い出なければならない。

(退学)

第27条 学生が病気その他の事情で退学しようとするときは、連帯保証人連署で申請し、指導教授の承諾を得た上で、学長に願い出、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 学長は次の各号のいずれかに該当する者には、医学研究科委員会または看護学研究科委員会の議を経て、退学を命ずることがある。

(1) 在学年限が第4条による標準修業年限の2倍を超える者

(2) 授業料その他所定の学納金の納付を怠り、督促を受けても完納しない者

(3) 病気その他の事情で成業の見込みがないと認めた者

(再入学)

第29条 前条第1号以外の理由により除籍されたのちその理由が消滅して、再入学を願い出た者は、選考のうえこれを許可することがある。再入学者は前在学中に所属した主分野に所属するものとする。

2 再入学を許可されたものの在学年数は、第4条による標準修業年限の2倍を超えることはできない。

3 再入学者の前在学中における取得単位は、医学研究科委員会または看護学研究科委員会の認定により第9条に規定する単位に加えることができる。

(転学)

第30条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、連帯保証人連署で申請し、指導教授の承諾を得た上で、学長に願い出、その許可を受けなければならない。

(転入学)

第31条 他の大学院等の学生で、本大学院に転入学を志願するときは、現に在学する大学院の所属大学長または所属研究科長の紹介状があり、定員に余裕があり、かつ、教育上さしつかえない場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

2 転入学した者の在籍年次、既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、医学研究科委員会または看護学研究科委員会において決定する。

3 その他、転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第32条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合、学長は医学研究科委員会または看護学研究科委員会の議を経て懲戒を行う。

- (1) 本学則またはその他学生に関する諸規程に違反した場合
- (2) その他不都合な行為があった場合

2 前項にもとづき情状により次の懲戒に処する。

- (1) 訓告
- (2) 謹慎
- (3) 停学
- (4) 退学

3 本条に規定する懲戒に関し、手続その他必要な事項については別に定める。

第7章 学費

(授業料等の徴収)

第33条 入学検定料、入学金、授業料その他納入すべき学費に関する事項は、別表にこれを定める。休学時の措置は別に定める。

(授業料等の納付)

第34条 入学金は、入学手続の際納入し、授業料その他の学納金は、所定の期限内に納入しなければならない。ただし、入学金を除く他の学納金等は特別の事情がある場合には、期限を定めて納入の延期を認めることがある。

2 授業料その他の学納金は、休学あるいは停学中等の場合も原則として減免しない。

(学費の返還)

第35条 すでに納入した当該年度の授業料等の学納金は、4月1日以降、原則として返還しない。

第8章 委託生、聴講生、特別聴講学生、外国人学生および大学院科目等履修生

(委託生)

第36条 国または公共団体から、一定の在学期間と履修学科目を定めて、入学を願い出た者に対して、選考の上委託生として入学を許可することがある。

(委託生の入学資格)

第37条 委託生の入学資格は第16条を準用する。

(委託生の合格証明書)

第38条 委託生はその履修した学科目について試験を受けることができる。この場合において、試験に合格した者には、願い出によってその学科目の合格証明書を与える。

(聴講生)

第39条 医学研究科または看護学研究科において1学科目または数学科目の聴講を希望する者がある場合は、選考の上聴講生として聴講を許可することがある。聴講を希望する者の出願手続きは、別に定めるところによる。

(特別聴講学生)

第40条 他の大学院との協議にもとづき特別聴講学生として学科目を10単位を限度として履修させることができる。特別聴講学生は履修した学科目につき試験を受け、合格した場合は単位取得証明書が与えられる。

2 他の大学院との協議にもとづき当該大学院学生の研究指導を行うことができる。

(外国人学生)

第41条 第16条の各号のいずれかに該当する資格があり、かつ外国公館の証明する外国人は、選考の上外国人学生として入学を許可する。

(大学院科目等履修生)

第42条 看護学研究科博士前期課程の所定の授業科目のうち、一部の科目について履修することを願い出た者に対して、本学における教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、大学院科目等履修生として登録を許可することがある。大学院科目等履修生については別に定める。

第43条 委託生、聴講生、特別聴講学生、外国人学生、および大学院科目等履修生に関しては、本学則を準用する。

第9章 教員組織

(教員組織)

第44条 大学院の授業および研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師および助教をもって当てる。

第10章 運営組織

(委員会)

第45条 本大学院の管理運営のため医学研究科委員会、看護学研究科委員会、医学研究科大学院委員会および看護学研究科大学院委員会をおく。

(医学研究科委員会および看護学研究科委員会)

第46条 医学研究科委員会および看護学研究科委員会の委員長は、学長をもって当てる。

2 医学研究科委員会においては、基幹分野の教授、先端生命医科学系専攻の大学院教授、基幹分野に所属する関連分野の大学院教授および共同先端生命医科学専攻の教授をもって組織する。なお、同一基幹分野に

教授が複数いる場合の委員の選任は、医学部講座および基幹分野に関する規程に定める。

- 3 看護学研究科委員会においては、担当教授の代表1名をもって組織する。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、その他の教授または准教授の出席を求めることができる。
- 5 医学研究科委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。この場合において、出張中の委員および休職中の委員は、委員総数に算入しない。
- 6 看護学研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 医学研究科委員会および看護学研究科委員会は、出席委員の3分の2以上をもって議決する。
(医学研究科委員会および看護学研究科委員会の役割)

第47条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- (1) 研究および教育に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 課程、専攻、分野および学科目に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、主分野の変更、復学、退学、再入学、転学および転入学ならびに賞罰に関する重要事項

(医学研究科大学院委員会および看護学研究科大学院委員会)

第48条 医学研究科大学院委員会および看護学研究科大学院委員会の組織、運営等に関する事項は別に定める。

(教育審議会)

第49条 医学研究科および看護学研究科に共通する重要な事項を協議するため、教育審議会をおく。

2 教育審議会の組織、運営に関する事項は別に定める。

(大学院生に関する規定)

第50条 学生は、個人情報取扱規程に則り、大学院生生活で得られる個人情報は大学院の到達目標を達成する目的のみに利用し、適切に管理するとともにこれを生涯守秘することを義務とする。なお、指示に応じてその都度、所定の誓約書に署名するものとする。

- 2 学生は、学会発表および学術論文投稿の場合を除き、報道機関、広報誌、SNS等を通じて本大学院学生であることを明示した上で、社会一般に対して発言し、または情報発信する場合は、事前に研究科長の許可を受けなければならない。
- 3 学生は、本大学院学生であることを明示するかどうかに関わらず、本大学院学生ゆえに知り得た学内情報を、報道機関、広報誌、SNS等を通じて社会一般に対して情報発信する場合は、事前に研究科長の許可を受けなければならない。
- 4 本学則に定めるもののほか大学院学生に関して必要な事項は、大学学則の規程を準用する。

別表(学則第33条)

1. 入学検定料

- 1) 医学研究科 : 30,000円
- 2) 看護学研究科 : 30,000円

2. 学費

1-1) 医学研究科(4年課程)

種別	入学時	2学年以降の納入金
入学金	310,000円	
授業料(年額)	350,000円	350,000円
実習費(年額)	500,000円	500,000円
合計	1,160,000円	850,000円

1) 本学卒業者の入学金は100,000円とする。

2) 授業料等の納入金は、休学中等の場合も原則として減免しない。

1-2) 医学研究科(3年課程、共同先端生命医科学専攻)

種別	入学時	2学年以降の納入金
入学金	310,000円	
授業料(年額)	350,000円	350,000円
実習費(年額)	500,000円	500,000円
合計	1,160,000円	850,000円

- 1) 本学卒業者の入学金は100,000円とする。
- 2) 授業料等の納入金は、休学中等の場合も原則として減免しない。
- 2) 看護学研究科

種別	入学時	2学年以降の納入金
入学金	300,000円	
授業料(年額)	900,000円	900,000円
教育運営費(年額)	300,000円	300,000円
合計	1,500,000円	1,200,000円

- 1) 本学部(本学短期大学・看護専門学校は除く)卒業者の入学金は200,000円とする。
- 2) 本学看護学研究科博士前期課程(修士課程)修了者が博士後期課程に入学する場合は入学金を免除する。

1 3 大学院学則 9 条および 1 0 条関係「履修方法に関する内規」

1. 学生は入学後原則として、1 ヶ月以内に、研究指導教授の指導および承認を得て、学科目の選択を決定しなければならない。
2. 学生は、毎学年始め研究指導教授の指導および承認を得て、当該学年に履修しようとする学科目を定め、所定の様式により届け出なければならない。
3. 学科目の単位は、半年間 1 5 週を標準として、毎週時間数講義 1 時間、演習 2 時間、実習 3 時間が各々 1 単位に相当する。
4. 学科目、単位数については別表の通りとする。
5. 学生は下表に従って学科を履修しなければならない。
 - 1) 学科目の内容は、年度始めに発行される博士前期課程講義要項ならびに博士後期課程講義要項に示されている。各科目の内容は、看護学研究科委員会の議を経て変更することができる。
 - 2) 博士前期課程の各開講区分中、共通必修科目、共通選択科目、選択必修科目、看護学課題研究および看護学特別研究を置く。
 - 3) 2) のほかに、助産師国家試験受験資格取得希望者のための選択必修科目 31 単位、日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程である専門看護師教育課程（38 単位）修了のための自由選択科目、日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程であるナースプラクティショナー教育課程（46 単位）修了のための自由選択科目を置く。
ただし、これらの自由選択科目は本研究科の履修単位として認定されるが、修了要件となる共通必修科目、共通選択科目および選択必修科目として読み替えることはできない。
 - 4) 博士後期課程の各開講区分中、共通選択科目および専攻主分野の科目を置く。
 - 5) 博士前期課程においては主分野以外、博士後期課程においては主領域以外の特論を選択するときには、研究指導教授の許可を得て、希望する専攻分野あるいは主領域の教授に所定の様式による依頼書を提出し、その許可を得て、当該科目の教員の指導・評価を受けるものとする。但し、実践看護学分野Ⅱ（ウーマンズヘルス）選択者は除くものとする。
 - 6) 4 項に示した科目は、オンライン授業、e-Learning などのインターネットを活用した Web 授業が含まれる。
 - 7) e-Learning を含む科目については、e-Learning 聴講に当たり所定の手続きを行うものとする。
 - 8) 4 項に示した科目は、看護学研究科委員会の承認を得た後、科目履修生として定員枠内で大学院学生以外の看護師等の受講を有料で認める。料金はその都度決める。
6. 修士論文、課題研究論文および博士論文について、研究指導教授以外の大学教員から研究の指導を希望する学生は、研究指導教授の許可を得て、指導を希望する大学院教員に所定の様式の依頼書を提出し、その許可を得て指導を受けるものとする。
7. 学位論文の審査及び試験方法については、別に定める「学位規程」及び細則による。

附則 この内規は、2 0 2 2 年（令和 4 年） 4 月 1 日より施行する。

学科目、単位数 別表

<博士前期課程>

《修士論文コース》

科 目	修了最低修得単位数
基盤	
共通必修科目	4
共通選択科目	6
専攻	
主分野の科目	
選択必修科目	12
看護学特別研究	8
修了最低修得単位数	計 30 単位

《実践看護コース》

科 目	修了最低修得単位数
基盤	
共通必修科目	4
共通選択科目	4
*但し、看護倫理、看護教育論、看護政策論、コンサルテーション論、看護管理理論の中から4単位以上選択すること 自由選択科目 ^{注)}	(6)
専攻	
主分野の科目	
選択必修科目	14
*但し、うち2単位は、他の専攻分野でも特論に限り選択することができる。 自由選択科目 ^{注)}	(2)
実習	
選択必修科目	6
自由選択科目 ^{注)}	(4)
課題研究	2
修了最低修得単位数	計 30 単位
日本看護系大学協議会高度実践看護師課程である専門看護師教育課程（38 単位）修了のための自由選択科目	12
	計 42 単位

注) 日本看護系大学協議会高度実践看護師課程である専門看護師教育課程（38 単位）修了を希望する者は、自由選択科目を履修することとする。

《実践看護学分野Ⅱ（ウーマンズヘルス）修士論文コース 選択者》

科 目	修了最低修得単位数
基盤	
共通必修科目	4
共通選択科目	6
専攻	
主分野の科目	
選択必修科目	12
看護学特別研究	8
修了最低修得単位数	計 30 単位
助産師国家試験受験資格取得希望者のための選択必修科目	31
	計 61 単位

《実践看護学分野Ⅱ（ウーマンズヘルス）実践看護コース 選択者》

科 目	修了最低修得単位数
基盤	
共通必修科目	4
共通選択科目	6
専攻	
主分野の科目	
選択必修科目	12
実習	
選択必修科目	6
課題研究	2
修了最低修得単位数	計 30 単位
助産師国家試験受験資格取得希望者のための選択必修科目	31
	計 61 単位

《ナースプラクティショナー(NP)コース》

科 目	修了最低修得単位数
基盤	
共通必修科目	4
共通選択科目	4
*但し、看護倫理、看護教育論、看護政策論、コンサルテーション論、看護管理理論の中から4単位以上選択すること 自由選択科目 ^{注)}	(6)
専攻	
主分野の科目	
選択必修科目	12
実習	
選択必修科目	8
自由選択科目 ^{注)}	(2)
課題研究	2
修了最低修得単位数	計 30 単位
日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程であるナースプラクティショナー教育課程（46 単位）修了のための自由選択科目	18
	計 48 単位

注) 日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程であるナースプラクティショナー教育課程（46 単位）修了を希望する者は、自由選択科目を履修することとする。

< 博士後期課程 >

科 目	修了最低修得単位数
専攻主領域の科目	2 単位 但し、看護管理学、ウーマンズヘルス、老年看護学・エンドオブライフケア学、解釈的精神看護学は4単位とする。
共通選択科目または他の専攻領域の科目	4 単位 但し、看護管理学、ウーマンズヘルス、老年看護学・エンドオブライフケア学、解釈的精神看護学は2単位とする。
修了最低修得単位数	計 6 単位

1 4 大学院学則第32条関係 大学院学生懲戒細則

第1条 この細則は、東京女子医科大学大学院学則第31条に規定する懲戒に関し、手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

第2条 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめるとともに、事前に弁明の機会を与えなければならない。

第3条 研究科長は、懲戒対象行為を確認したときは、調査委員会を設置し事実の認定を行うとともに速やかに学長に経過を報告する。懲戒対象に係る行為の認定判断は、学生が所属する研究科の責任において行う。

2. 研究科長は、調査委員会の調査結果を学長へ答申し、研究科委員会に報告する。

3. 調査委員会の構成は、研究科長および懲戒対象行為を行った学生が所属する大学院事務幹事で構成する。なお、研究科長は必要に応じて、研究科長指名による教員を招集することができる。

4. 研究科長は懲戒処分が決定するまで学生を登校禁止自宅待機とすることができる。

第4条 懲戒処分の告知は、文書により、研究科長が本人に対して行う。

2. 懲戒処分の発効日は、前項の本人への告知日とする。

第5条 研究科長は、懲戒処分が決定したときは、懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容およびその理由を記載した文書を保存しなければならない。

2. 研究科長は、被処分者から請求があった場合には、前項文書を開示しなければならない。

第6条 懲戒は、訓告、謹慎、停学および退学とする。

第7条 訓告は、大学の教育的指導としての意思表示を通告する。

第8条 謹慎は、最長3ヶ月間の登校禁止（自宅待機）とする。

2. 謹慎期間は在学期間を含め、修業年限に含めることができる。

3. 研究科長は、謹慎処分を受けた学生について、その反省の程度および学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、研究科委員会の議を経て、学長に謹慎処分解除を申請することができる。

4. 学長は、前項の申請を受けたときは、他研究科長等と相談の上、謹慎の解除を決定する。

5. 謹慎の解除の告知は、研究科長が本人に対して行う。

第9条 停学は、3ヵ月以上の登校禁止（自宅待機）とする。

2. 停学期間は在学期間を含め、修業年限に含めないものとする。

3. 研究科長は、停学処分を受けた学生について、その反省の程度および学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、研究科委員会の議を経て、学長に停学処分解除を申請することができる。

4. 学長は、前項の申請を受けたときは、他研究科長等と相談の上、停学の解除を決定する。

5. 停学の解除の告知は、学部長が本人に対して行う。

第10条 退学は、学生としての身分のはく奪である。

2. 退学処分の対象となる行為については、本細則別表に定める。

3. 個別の事案の情状に鑑み、学長は、研究科委員会の審議を経て、処分を軽減することができる。

4. その他の懲戒の対象となる行為は、大学院要項等をもって学生に周知する。

第11条 成績証明書その他本人の成績および修学状況に関する文書で、被処分者および大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、被処分者の将来を考慮して懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

第12条 研究科長は、学生が懲戒対象行為以外の行為で学生としてあるまじき行為をした場合には、必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

附 則 1. この細則は、平成31年4月1日より施行する。

別 表 「退学処分の対象となる行為」「その他の懲戒の対象となる行為」

別表：学生懲戒細則第31条第3項退学処分の対象となる行為

区分	行為の内容
犯罪行為	故意に、人の生命・身体・自由・名誉・財産を害する行為、または放火行為（いずれも未遂の場合を含む）
	過失により人を死傷させる行為
	ひき逃げ、当て逃げ、飲酒運転、無免許運転等の交通規則違反およびそれにより死亡事故または後遺症を残す人身事故を起こした場合
	ストーカー行為等の規則等に関する法律に抵触する行為
	違法薬物又はそれと同視すべき薬物の摂取行為
	賭博行為等、その他の犯罪行為
非違行為	故意による明らかなハラスメント行為
	一気飲み等により飲酒を強要し、重大な事態にいたった場合
	未成年に対する飲酒の強要
	本学の教育・研究・診療を著しく妨げる行為
研究等の不正行為	研究において重大な捏造、改ざん、盗用をした場合
	本学の定める研究倫理規定に対する重大な違反をした場合
	研究費の重大な不正使用
その他	個人情報の取扱いに関する法令、学内諸規程に対する重大な違反を行った場合
	SNS等の極めて不適切な使用（他人の誹謗中傷、守秘義務違反等）を行った場合
	本学敷地内で布教活動を行った場合
	学内学外の研究先の規則に従わず、研究活動の円滑な実施を妨げた場合
	医療系大学院学生としては不適切なアルバイト等を行った場合
	本学の品格を著しくおとしめる行為
	本学の規定に対する重大な違反をした場合

学生懲戒細則第31条第3項「その他の懲戒の対象となる行為」

区分	行為の内容	懲戒処分の標準
犯罪行為	過失により人に軽微な傷害を負わせた場合	停学または謹慎
非違行為	意図しない言動がハラスメント行為と認められた場合	停学または謹慎
	本学の教育・研究・診療を妨げる行為	停学、謹慎または訓告
研究等の不正行為	研究において捏造、改ざん、盗用をした場合（重大な違反を除く）	停学、謹慎または訓告
	本学の定める研究倫理規定に対する違反をした場合（重大な違反を除く）	停学、謹慎または訓告
	研究費の故意による不正使用（重大な違反を除く）	停学
	研究費の過失による不正使用（重大な違反を除く）	謹慎または訓告
	利益相反に関する違反	停学、謹慎または訓告
	研究報告に剽窃を行った場合	停学または謹慎
その他	個人情報の取扱いに関する法令、学内諸規程に対する違反を行った場合（重大な違反を除く）	停学、謹慎または訓告
	学内学外の研究先における迷惑行為	停学または謹慎
	本学の許可なくテレビ番組等に出演し、本学の品格をおとしめた場合	停学、謹慎または訓告
	本学の規定に違反をした場合（重大な違反を除く）	停学、謹慎または訓告
	その他学生の本分に反する行為（重大な違反を除く）	停学、謹慎または訓告

15 学位規程

昭和36年4月1日制定
令和7年2月26日改正

(趣旨)

第1条 本規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号、以下「省令」という）第13条の規定に基づき、東京女子医科大学（以下、「本学」という。）において授与する学位の種類、論文審査、試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

学士(医学)

学士(看護学)

修士(看護学)

博士(医学)

博士(生命医科学)

博士(看護学)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、東京女子医科大学学則の定めるところにより、当該課程を修了した者に授与する。

2 修士の学位は、東京女子医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条の定めるところにより、博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則第11条の定めるところにより、医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程を修了した者に授与する。医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程の修了には、所定の期間在学して所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

4 博士の学位は前項に規定するもののほか、大学院学則第13条の定めるところにより、本学に学位論文を提出しその審査及び試験に合格し、本学大学院の医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程修了者と同等以上の学力があると認められた者に授与することができる。

(学位論文の提出期間)

第4条 前条第3項に規定する学位論文の提出期間は、大学院課程の在学期間中とする。

(学位論文の審査及び試験の方法)

第5条 第3条第2項に規定する看護学研究科博士前期課程の所定の単位修得者から提出された、修士論文コースの修士論文、実践看護コースの課題研究論文の、審査及び試験の方法は、別に定める「看護学研究科学位論文審査内規」による。

第6条 第3条第3項に規定する医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程の所定単位修得者から提出された学位論文並びに第3条第4項に規定する学位論文の提出者の資格、提出された学位論文の審査及び試験の方法は、別に定める「学位論文審査内規」又は「看護学研究科学位論文審査内規」による。

2 学位論文の審査は、当該論文を受理してから、原則として1年以内に終了させるものとする。

(学位の授与)

第7条 医学研究科委員会は博士の学位の授与の可否について、看護学研究科委員会は修士及び博士の学位の授与の可否について議決をする。

(学位記の交付)

第8条 学長は、医学研究科委員会の議決により、博士の学位の授与を看護学研究科委員会の議決により修士及び博士の学位の授与を決定し、学位記を授与するものとする。

2 不合格者についてはその旨通知する。

(学位記の再発行)

第9条 学位記は再交付しないものとし、これに代わる学位取得証明書を発行する。

(論文要旨の公表)

第10条 本学は、博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の内容及び審査結果の要旨を東京女子医科大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に登録し、公表するものとする。

(学位論文の公表)

第11条 博士の学位の授与を受けた者は、授与された日から1年以内に、博士の学位の授与に係る論文の全文をリポジトリに登録し公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前にすでに公表した時はこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第12条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは学士（医学、看護学）、修士（看護学）、博士（医学、生命医科学、看護学）のそれぞれに「東京女子医科大学」と附記するものとする。

- 2 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(学位授与の取消)

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。

- 2 前項の議決については、第7条の議決方法を準用する。

(学位授与の報告)

第14条 本学において博士の学位を授与したとき、学長は、省令第12条の定めるところにより文部科学大臣に報告するものとする。

(雑則)

第15条 本規程で定めるもののほか、必要な事項は各研究科委員会が学長の承認を経て定めることができる。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、決裁規程に基づき、理事会運営会議又は理事会の承認を得るものとする。

附 則(平成28年2月24日なし第1602号の18)

本規程は、平成28年2月24日から施行する。ただし、第4条に規定する事項は、平成28年度入学者から施行する。

様式1

學位記

[別紙参照]

様式2

學位記

[別紙参照]

16 看護学研究科 学位論文審査内規

令和7年2月26日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本内規は、学位規程第5条及び第6条に基づき、東京女子医科大学（以下「本学」という。）大学院看護学研究科博士課程における学位論文の審査および試験の方法について定める。

第2章 修士（看護学）

第1節 博士前期課程 修士論文コース単位修得者の学位申請

(論文の提出、指導教授)

第2条 看護学研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、学位論文のための研究に関して特別研究計画書発表を終えた者は、指導教授(専攻分野の主教授)の承認を経て、学位論文を研究科委員長(学長)(以下「委員長」という)に提出することができる。

(提出書類、審査手数料)

第3条 提出書類は別に定めるものとし、審査手数料は5万円とする。

(審査委員会)

第4条 審査委員会は研究科委員会において選定された3名によって構成される。うち1名は主査(指導教授を除く)とし、主査は2名の副査を指名し、研究科委員長がこれを承認する。

2 審査委員会は修士論文コースの研究論文の審査及び最終試験を行う。

3 審査は、所定の様式により論文内容に関する評価とその他必要事項を記入し、審査委員が署名捺印する。主査は審査委員の結果を研究科委員会に提出する。

(学位の授与の決定)

第5条 各審査委員による論文内容等に関する評価は、所定の様式により項目別合計点及び総合点による別表1の4段階評価の評語で表示する。原則として、総合点でA、B、Cは合格、Dは不合格とする。また、審査委員の1人でもいずれかの項目に1点をつけた場合も不合格とする。

2 不合格の場合、主査は審査委員の意見をまとめた上、大学院委員会に付議し、大学院委員会は問題点を整理して再審査の妥当性について検討する。その際、大学院委員会は、審査委員及び申請者の出席を求めることができる。

3 再審査は大学院委員会の判断に基づき、委員長が研究科委員会に付議し、研究科委員会が再審査の可否を議決する。再審査が妥当とされた場合は、その方法を協議し速やかに実施する。再審査の可否は研究科委員会で議決する。

4 研究科委員会は審査委員会の最終試験結果を決議する。審議により了承された者には、研究科長決裁により学位を授与する。

第2節 博士前期課程 看護実践コース単位修得者の学位申請

(論文の提出、指導教授)

第6条 看護学研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、学位論文のための課題研究の研究計画書を提出し終えた者は、指導教授(専攻分野の主教授)の承認を経て、学位論文を研究科委員長(学長)(以下「委員長」という)に提出することができる。

(提出書類、審査手数料)

第7条 提出書類は別に定めるものとし、審査手数料は5万円とする。

(審査委員会)

第8条 審査委員会は研究科委員会において選定された2名によって構成される。うち1名は主査(指導教授を除く)とし、主査は1名の副査を指名し、研究科委員長がこれを承認する。

2 審査委員会は実践看護コースの課題研究論文の審査及び最終試験を行う。

3 審査は、所定の様式により論文内容の評価とその他必要事項を記入し、審査委員が署名捺印する。主査は審査委員の結果を研究科委員会に提出する。

(学位の授与の決定)

第9条 学位授与決定の取り扱いは、第5条に準ずる。この場合において、同条第1項中「別表1」とあるのは、「別表2」と読み替えるものとする。

第3章 博士（看護学）

第3節 博士後期課程 単位修得者の学位申請

（論文の提出）

第10条 看護学研究科博士後期課程の第3学年に在学し、所定の単位を6単位以上を修得し、博士学位論文の研究計画書審査に合格した後、研究に着手した者は、博士後期課程学位論文を提出し、看護学研究科委員会に学位を申請することができる。

2 提出する学位論文は、指導教授の責任において、学位取得後1年以内に公表された論文の別刷を研究科委員会に提出するものとする。

（提出書類、審査手数料）

第11条 提出書類は別に定めるものとし、審査手数料は5万円とする。

（資格審査と論文の受理）

第12条 博士後期課程学位論文の提出により博士（看護学）の学位の申請があった場合には、看護学研究科委員会において、提出書類（単位認定書・履歴書・博士学位論文要旨等）により資格審査を行う。

2 学位申請の資格が認められた場合に、論文が受理される。

（審査委員会）

第13条 審査委員会は、看護学研究科委員会において選定された委員会委員3名によって構成される。うち1名は主査（指導教授を除く）とし、2名を副査とする。主査は2名の副査を指名し、看護学研究科委員会がこれを承認する。

2 審査委員会は博士後期課程学位申請論文の審査及び最終試験を行う。

3 主査はすみやかに審査委員を招集し論文を審査する。

4 審査委員会には申請者を出席させ、学位論文審査に関し説明を求めることができる。

5 審査委員会は学位申請論文審査結果及び最終試験結果を研究科委員会に提出する。

6 審査委員は、所定の様式により学位申請論文を評価し、学位論文審査総評、研究能力、専門的能力に関する評価とその他特記すべき事項を記入し署名捺印したうえ、研究科委員会に提出する。

（学位の授与の決定）

第14条 学位授与決定の取り扱いは、第5条に準ずる。この場合において、同条第1項中「別表1」とあるのは、「別表3」と読み替えるものとする。

第4節 博士後期課程 論文提出による学位申請

（学位申請の資格）

第15条 論文提出により、博士（看護学）の学位を申請することのできる者は、看護学研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者とする。

2 第1項の条件を満たさない場合は、語学試験に合格し、看護学において5年以上の研究歴のある者とする。語学試験の期日及び試験方法については、別に定める「学位論文提出のための語学試験内規」による。

3 第2項に定める研究歴は、次の各号に掲げる期間とする。

（1）本学の専任教員として研究に従事した期間

（2）本学大学院（博士前期課程及び博士後期課程）を中途退学した者の場合は大学院（博士前期課程及び博士後期課程）に在学した期間

（3）以下に定める研究施設において専任教職員として研究に従事した期間

1) 国公立の看護系大学及びその付置研究施設

2) 看護学に関係ある国公立の研究所、研究施設等の研究機関

3) 財団法人若しくは社団法人組織による看護学に関係のある研究所

4) その他看護学研究科委員会において前各号に準ずると認めた施設

（4）本学が、前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

4 研究歴は、看護学の課程を修了した者に適用され、外国において看護学の課程を修了した者にも同様に適用されるが、この場合は、看護学研究科委員会の審議を経なければならない。

第なお、第1項とは別に、看護学の課程を修了しない者が申請する場合は下記の年数とする。

1) 大学院博士前期課程（修士課程）修了者は6年以上

2) 大学卒業者は8年以上

3) 短期大学及び専門学校卒業者は10年以上

4) 大学、短期大学及び専門学校未修了者は12年以上

5 第1項、第2項及び第4項に該当しない申請者は、本学の研究生として1年以上在籍し、その後、看護学研究科委員会が学位申請の資格があるか審議を経る。

（論文の提出）

第16条 提出する論文（学位申請論文）は公表されたものを原則とする。また申請者単独の著作であることを原則とする。ただし、共著の場合、提出者は第一著者とし、共著者数は、原則として提出者を含め5名

以内とする。共著者は次の事項を記した同意書を提出するものとする。

- (1) 提出者がその研究で主な役割をつとめていること
 - (2) 提出者がその論文で学位を申請することに異議がないこと
 - (3) 提出者以外がその論文で学位を申請することはないこと
- 2 本学以外で研究に従事した者は副論文（公表されたもの）を3編以上併せて提出するものとする。

（提出書類）

第17条 提出書類は別に定めるものとし、審査手数料は、学内提出者は15万円、学外提出者は30万円とする。ただし、本学に在籍した者で退職（教職員）、所定の単位を取得し退学（満期退学）又は退室（研究生）後2年以内に申請する場合は学内提出者とする。

（資格審査と論文の受理）

第18条 論文提出により博士（看護学）の学位の申請があった場合には、看護学研究科委員会において、提出書類（履歴・研究歴・学位申請論文要旨等）により資格審査を行う。

- 2 前項に規定する資格審査は、看護学研究科委員会に当日出席した研究科委員の投票により行うものとし、出席者の3分の2以上から「合」（資格あり）の票が得られた場合に、学位申請論文を受理する。なお、出席者は白票も含める。
- 3 否を投票した委員は否の理由を所定の様式に記入し、当該研究科委員会終了後3日以内に大学院委員会へ提出しなければならない。（白票を投じた委員も白票の理由を記入し提出することができる。）大学院委員会は、否（資格なし）の場合の意見を整理し、研究科委員会に提出する。研究科委員会の議を経て、可否を申請者に通知する。なお、「否」の場合はその理由とともに通知するものとする。

（審査委員会）

第19条 審査委員会は、看護学研究科委員会において選定された委員会委員3名によって構成される。うち1名は主査とし、2名を副査とする。主査は、看護学研究科委員会で協議の上、看護学研究科長指名によるものとする。副査1名は主査が指名、他1名は看護学研究科長指名によるものとする。

- 2 審査委員会は論文提出による学位申請論文の審査を行う。
- 3 主査はすみやかに審査委員を招集し論文を審査する。
- 4 審査委員会は申請者を出席させ、学位論文審査に関し説明を求めることができる。
- 5 審査委員会は学位申請論文の審査結果及び最終試験の結果を研究科委員会に提出する。
- 6 審査委員は、所定の様式により学位申請論文を評価し、学位論文審査総評、研究能力、専門的能力に関する評価とその他特記すべき事項を記入し署名捺印したうえ、研究科委員会に提出する。

（学位の授与の決定）

第20条 学位の授与の決定の取り扱いは、第14条に準ずる。

（改廃）

第21条 本内規の改廃は、決裁規程に基づき、理事会運営会議又は理事会の承認を得るものとする。

別表1（第5条）

評語	各審査委員会の項目別合計点
A	90～73点
B	72～55点
C	54～37点
D	36未満

別表2（第9条）

評語	各審査委員会の項目別合計点
A	60～49点
B	48～37点
C	36～25点
D	24点未満

別表3（第14条）

評語	各審査委員の項目別合計点	各審査委員の総合点
A	55～45	165～133
B	44～34	132～100
C	33～23	99～68
D	23未満	67未満

(様式 1 - 2)

(実践看護コース課題研究)最終試験の結果

報告番号	第 号	氏名	最終試験担当者				印
論文題名							
			5 点 極めて良 い	4 点 良 い	3 点 普 通	2 点 やや 劣る	1 点 劣る
論文 表題	・簡潔で内容を適切に表現しているか						
目的 背景	・ 目的が明確か ・ 動機、意義が明確か ・ 看護の視点に立っているか						
方法	・ 研究方法は目的達成のため妥当か ・ 文献収集方法が明確に記述されているか						
分析対象	・ 検討すべき課題に関して文献検討の 範囲を明確にしたうえで適切に文献 を収集しているか						
本論	・ 論理的に記述しているか ・ 図表の作成が正確で理解しやすいか ・ 文献引用は適切か ・ 論文の位置づけと将来への展望が記 述されているか						
論文の価値	・ 独創性があるか ・ 学術上の価値があるか ・ 実践上の有用性があるか						
特記事項							
	総合点						

(様式2－2)

主査による最終試験結果のまとめ（課題研究）

報告番号	第	号	氏名	主査氏名	印	
論文題名						
	主査	副査	合計点	特記事項		
論文表題						
目的・背景						
方法						
分析対象						
本論						
論文の価値						
総合得点				評語		
総評						

評価 A:60-49, B:48-37, C:36-25, D:24 未満

様式博士4-1 (表)

学位申請論文の審査結果

報告番号		氏名		最終試験担当者		印
論文題名						
			5点 極めて 良い	4点 良い	3点 普通	2点 やや劣 る
論文表題	・簡潔で内容を適切に表現しているか ・英文表題は適切か					
要旨	・和文要旨は内容を適切に表しているか ・英文要旨は、適切か					
研究目的	・研究目的が明確か					
問題の背景 研究の意義	・研究問題の背景を適切に捉えているか ・研究の意義が明確か					
文献検討	・文献検討は十分になされているか ・文献検討は適切か					
データ収集 方法	・研究対象の選択は妥当か ・データ収集方法は目的達成のため妥当か					
データ分析 方法	・分析方法は妥当か ・分析方法は信頼性を有するか					
結果	・目的と結果に整合性があるか ・論理的に記述されているか					
考察	・考察が論理的に展開されているか ・考察に十分な深まりがあるか					
倫理的配慮	・研究方法と結果の記述に十分倫理的配慮 がなされているか					
論文の価値	・独創性があるか ・看護学上の意義を有するか ・将来的展望					
特記事項						
	総合点 点 / 55点					

様式博士4－1（裏）

講 評

報告番号		氏名		最終試験担当者		印
学位申請論文審査の総評						
総合的な研究能力（学位論文審査・履歴・論文目録・参考論文等による総評）						
専門的能力（履歴・学位論文等による総評）						
その他、特記すべき事項など（学会活動など）						

博士学位論文申請者 各位

東京女子医科大学

東京女子医科大学学位規程第3条第3項(甲)および第3条第4項(乙)により学位申請を受理致しました。

博士学位取得後、東京女子医科大学学位規程第10条、第11条および文部科学省令第9号学位規則第8条、第9条により博士学位の授与に係る論文はインターネットによる公表が義務づけられておりますので、学術リポジトリに登録し公表します。

申請者の氏名、学位の種類・授与年月日・番号、論文の要約・要旨、論文審査の結果の要旨、論文の全文が公表されます。

インターネットによる公表ができないやむを得ない事由があるとされた論文は、論文の全文に代わる内容の要約が学術リポジトリに公表されますのでご了解願います。

.....

東京女子医科大学学術リポジトリへの博士学位論文登録および公表同意書

年 月 日

東京女子医科大学

学長 丸 義朗 殿

私は上記文書の公表について承諾いたします。

氏名(自署): _____ 印

所属(本学での): _____

生年月日: _____ 年 月 日

博士学位論文 学術リポジトリ登録届

(西暦) 年 月 日

東京女子医科大学学術リポジトリ専門委員会委員長 殿

フ リ ガ ナ 登 録 者 氏 名		
連絡先 (学位取得後等、今後も連絡が取れるもの)	電 話	
	e-mail	

著 者 名	
題 名	

【提出先】

東京女子医科大学 看護学部学務課大学院担当
Tel 03-3353-8112(代) (内線 31132-6)

【学術リポジトリについての問合せ】

東京女子医科大学学術リポジトリ専門委員会事務局 (図書館内)
Tel 03-3353-8112(代) (内線 31162)
Mail repository.bi@twmu.ac.jp
リポジトリ URL <https://twinkle.repo.nii.ac.jp/>

【博士学位論文の公表】

学位規程第 10 条および文部科学省令第 9 号学位規則第 8 条により、博士学位論文の要旨、審査結果の要旨を学術リポジトリに公表する。
学位規程第 11 条および文部科学省令第 9 号学位規則第 9 条により、博士学位論文の全文を学術リポジトリに公表する。やむを得ない事由がある場合は博士学位論文の内容の要約を全文に代えることができる。

学務課記入欄	
学位授与年月日	年 月 日
学位授与番号	
学 位 名	博士 (看護学)

17 倫理審査委員会規程

令和2年9月30日制定
令和5年11月7日規程改正

(設置)

第1条 東京女子医科大学(以下「本学」という。)に倫理審査委員会(以下「委員会」という。)をおく。
委員会は、倫理審査委員会第1(以下「委員会第1」という。)と倫理審査委員会第2(以下「委員会第2」という。)から構成される。

(目的)

第2条 委員会は、理事長の諮問機関として、本学において行われる人を対象とする生命科学・医学系研究およびヒトES細胞の使用に関する研究が、ヘルシンキ宣言の趣旨と国内で定められた各種倫理指針(以下併せて「倫理指針等」という。)に沿った倫理的配慮のもとに行われるよう必要な事項を審査し、指示を与えることを目的とする。また、倫理指針等の対象外であるが倫理的配慮が必要と判断される研究も、併せて本規程で取り扱う。

(審査事項)

第3条 委員会は、本学において行われる研究に関して、当該研究の研究責任者から申請された実施計画を、倫理的観点および科学的観点に立ちその妥当性を審査する。

2 臨床研究法に基づいて行う研究は、委員会の審査対象としない。

(審査対象)

第4条 委員会の審査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 委員会第1は、観察研究および介入研究の審査ならびに本学の施設が保有する既存情報・試料を他の研究機関へ提供することの可否、本学が研究協力機関として研究対象者から新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供することの可否を審査する。
- (2) 委員会第2は、前号に定める審査のほか、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に基づく研究および倫理指針等の対象外であるが倫理的配慮が必要と判断される研究を審査する。

(構成)

第5条 委員会第1および委員会第2(以下「各委員会」という。)は、それぞれ以下の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長が本学教授、准教授および講師の中から指名する教育職(特任を含む)ならびに部長または副部長の医療技術職から6名以上10名まで
- (2) 倫理学、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者1名以上3名まで
- (3) 研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることができる者1名以上3名まで
- 2 各委員会に委員長をおき、理事会運営会議あるいは理事会より指名する。委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員の任期は、原則、2年とし、再任を妨げない。なお、任期の途中で退任したときは新たに選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 各委員会は、男女両性で構成し、本学に所属しない者複数名を含む。
- 5 第1項第1号に規定する委員の過半数は、教授の中から指名する。
- 6 第1項各号に規定する委員は、それぞれ他の号に掲げる委員を同時に兼ねることはできない。
- 7 各委員会は必要に応じて、委員以外の関係者(オブザーバー)の出席を求めることができる。

(開催)

第6条 各委員会は、原則、月1回開催するほか、各委員長は必要に応じて随時開催することができる。

2 各委員会は、前条第1項第1号、第2号および第3号に掲げる委員から少なくとも各1名を含む5名以上の委員の出席をもって成立する。なお、委員が、WEB会議システムを利用して参加する場合は、出席とみなす。

3 各委員会は、原則として出席委員の全会一致をもって議決する。

4 各委員長は、東京女子医科大学病院において実施される臨床研究が、研究対象者の安全性の観点から実施が妥当であるかを検討するため、必要に応じて高難度新規医療技術評価委員会へ諮問することができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員およびオブザーバーは、職務上知り得た情報を第三者に開示し、漏洩し、または利用目的外に使用してはならない。その職を辞した後も同様とする。

(審査等)

第8条 人を対象とする生命科学・医学系研究およびヒトES細胞の使用に関する研究および倫理指針等の対象外であるが倫理的配慮が必要と判断される研究の実施責任者ならびに本学が保有する既存情報・試料を他の研究機関へ提供しようとする実施責任者は、所定の審査申請書を作成し、審査を申請しなければならない。本学が研究協力機関として研究対象者から新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う場合についても審査を申請しなければならない。

2 前項に規定する審査のうち、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、委員長が書類の回付による審査に

適していると判断する申請は、あらかじめ指名した委員による迅速審査を行うことができる。

(1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体に関して当該共同研究機関等において倫理審査委員会の審査を受け、その実施が適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

なお、研究者の氏名変更・職名変更等、明らかに審議対象とならない事項は、委員会事務局が確認を行い報告事項とすることができる。

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

(5) 本学が保有する既存の情報を他の研究機関へ提供することの可否に関する審査

(6) 本学が研究協力機関として研究対象者から新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う場合の可否に関する審査

3 委員長は、審査終了後速やかに、その結果に基づき審査結果通知書に意見を付して研究責任者に通知しなければならない。

4 審査の経過および決定は、記録として保存し、委員会が必要と認める場合は、公表することがある。この場合において、個人のプライバシーを侵害してはならない。

5 委員会が審査等業務を行う際の審査手数料は別表に定める。

(多機関共同研究における審査)

第9条 本学が主管となる多機関共同研究で、本学以外の当該共同研究機関の研究責任者から本学の研究代表者を通して依頼がある場合は、委員会において審査を行うことができる。

2 本学が多機関共同研究の主たる研究機関以外の場合は、研究責任者は、主たる研究機関の研究代表者へ多機関共同研究についての当該倫理審査申請に関する書類を提出し、一括して倫理審査を依頼することができる。

(会務)

第10条 委員会の会務は、研究推進センター研究管理課倫理審査事務室が行う。

(雑則)

第11条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に当たり必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、決裁規程に基づき、理事会運営会議または理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 本規程は令和2年10月1日から施行する。

2 本規程の施行により、倫理委員会規程、病院倫理委員会規程および遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会規程を廃止する。

附 則(令和2年10月20日規程・規則第2010号の1)

本規程は令和2年10月20日から施行する。

附 則(令和2年12月15日規程・規則第2012号の2)

本規程は令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和3年3月16日規程・規則第2103号の12)

本規程は、令和3年3月16日から施行する。

附 則(令和3年6月15日規程・規則第2106号の12)

本規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則(令和3年7月20日規程・規則第2107号の4)

本規程は、令和3年7月20日から施行する。

附 則(令和3年10月5日規程・規則第2110号の3)

本規程は、令和3年10月5日から施行する。

附 則(令和5年11月7日規程・規則第2311号の2)

本規程は、令和5年11月7日から施行する。

別表

[\[審査手数料別表\]](#)

18 看護学研究科倫理審査委員会規程

平成23年3月23日制定

平成23年7月1日改正

(設置)

第1条 東京女子医科大学(以下「本学」という。)の大学院看護学研究科博士前期課程に所属する学生が行う人を対象とする研究および医療行為が、適切な倫理的配慮のもとに行われるよう、本学倫理委員会に先立って、倫理的および科学的観点からその妥当性を審査し、審査結果を本学倫理委員会に報告し、よって本学倫理委員会の審査の円滑化を図ることを目的に、看護学研究科倫理審査委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(職務)

第2条 委員会は、本学大学院看護学研究科博士前期課程に所属する学生が行う研究および医療行為に関して、担当教授から提出された実施計画につき、倫理的観点および科学的観点からその妥当性を審査するものとする。この場合において、審査の過程には、教育的指導も含まれる。

(構成)

第3条 委員会は、看護学研究科教授および研究科長が指名する教員若干人をもって構成する。委員会の下に審査会をおき、申請課題ごとの審査を行う。

2 委員会に委員長をおき、委員長は委員の互選により選任する。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(審査の申請)

第4条 人を対象とする研究および医療行為で、倫理的な検討を要すると考えられる行為を行おうとする学生の担当教授は、審査を申請しなければならない。この場合において、申請の手続は、別に定める。

(審査会)

第5条 審査会は、委員長、担当教授および委員長が指名する教員2名の計4名をもって構成する。

2 審査会の議長は、審査会委員の互選により選任する。

3 審査の決議は、出席委員の合意によるものとする。ただし、担当教授は、決議には加わらない。

4 研究科長は、随時、審査会に出席し、意見を述べることができる。

5 審査会が、必要と認める場合には、審査会委員以外の者の出席を求めることができる。

6 審査の経過および決定は記録として保存し、委員会に報告し、承認を受けるものとする。

(本学倫理委員会への報告および審査)

第6条 委員会の審査結果は、報告書(別記様式)をもって本学倫理委員会に報告し、最終的な判定は本学倫理委員会に委ねるものとする。

2 申請者は、本学倫理委員会の審査結果に異議があるときは、本学倫理委員会に対し直接再審査を求めることができる。

(会務)

第7条 委員会の会務は、学務部看護学部学務課が行う。

(雑則)

第8条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に当たり必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、委員会および看護学研究科委員会の議を経なければならない。

附 則(平成23年7月1日)

本規程は、平成23年7月1日から施行する。

別記様式

看護学研究科倫理審査委員会 審査結果報告書
[別紙参照]

19 廣澤克江看護国際交流助成金規程

平成23年3月23日制定

(趣旨)

第1条 本規程は、廣澤克江氏(元東京女子医科大学看護短期大学教授)の遺贈による寄附金をもって原資とする助成金について定める。

(助成金の使途)

第2条 助成金は、東京女子医科大学(以下「本学」という。)大学院看護学研究科博士前・後期課程学生、本学大学院看護学研究科および看護学部専任教員の国際学会発表、海外研修および海外留学の助成にあてる。

2 支給される助成金の額は1名につき上限10万円とし、年間助成総額を50万円程度とする。

(選考委員会)

第3条 助成金の被授与者は、選考委員会で選考するものとし、毎年若干名とする。

2 選考委員会は、学長、国際交流委員会室長、看護学部長、国際交流委員会委員1名、看護学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)において選出された教授1名および看護学部教授会(以下「教授会」という。)において選出された教授1名をもって構成し、学長が委員長となる。

3 選考委員会は、書類審査により決議し、選考結果を研究科委員会および教授会に報告し承認を得る。

4 研究科委員会および教授会から選出された委員の任期は、2年とする。

(応募方法および公示)

第4条 助成金の授与を希望する者は、応募理由書(別記様式)を学長に提出するものとする。

2 応募は、原則として毎年5月末および11月末までに行うものとし、選考結果は応募締切後1ヶ月以内に公示する。

(被授与者の遵守事項)

第5条 助成金を受けた者は、以下の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) 帰国後、1ヶ月以内に学長に報告書を提出すること。

(2) 帰国後、1ヶ月以内に助成金使用について領収書添付の上報告すること。

(事務)

第6条 選考に関する事務は、学務部看護学部学務課が行う。

(雑則)

第7条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に当たり必要な事項は、選考委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、研究科委員会および教授会の議を経なければならない。

附 則

本規程は、平成23年3月23日から施行する。

別記様式

廣澤克江看護国際交流助成金応募理由書

[\[別紙参照\]](#)

別記様式

年 月 日提出

東京女子医科大学学長

殿

廣澤克江看護国際交流助成金応募理由書

申請者名		職名 (所属名)	
助成金使途目的		申請額	円
渡航先			
渡航期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
応募理由			
助成金使途計画			

20 Kidney太田奨励賞規程

平成13年9月26日制定

平成20年6月25日改正

(趣旨)

第1条 本規程は、本学太田和夫名誉教授からの寄附金およびその他の寄附金をもって原資とする奨励賞について定める。

(選考基準)

第2条 この奨励賞は、東京女子医科大学看護学部学生のうちで特に学業、成績、人物ともに優秀な者および大学院看護学研究科の学生で成績優秀かつ優れた研究・論文発表を行ったものに対し授与する。

(選考)

第3条 被授与者の選考は、看護学部教務委員会において看護学部生2名、看護学研究科委員会において大学院生2名を選考し、看護学部長に報告する。

第4条 被授与者の選考は、3月中旬までに行うものとする。

第5条 看護学部長は、被授与者の選考結果を学長に報告し、承認を得る。

(授与式)

第6条 授与式は、卒業式および大学院修了式当日に行う。

第7条 奨励賞は、奨励金、記念品および賞状とし、奨励金および記念品については、別に定める。

(事務)

第8条 選考に関する事務は、学務部看護学部学務課が行う。

附 則(平成20年6月25日)

本規程は、平成20年6月25日から施行する。

2 1 大学院看護学研究科科目等履修生規程

平成24年11月1日制定
令和7年2月26日改正

(趣旨)

第1条 本規程は、東京女子医科大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第42条の規定に基づいて設置する大学院看護学研究科の科目等履修生(以下「履修生」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(登録)

第2条 履修生として登録(以下「登録」という。)できる者は、大学院学則第16条第1項第2号の看護学研究科博士前期課程1)から10)までのいずれかに該当する者に限る。

2 登録を希望する者は、検定を経て、登録することができる。

3 履修生の登録開始の時期は、学期の始めとする。

(在籍期間)

第3条 履修生の在籍期間は、登録の日から登録の日後、最初に到来する学年末日までとする。この場合において、所定の手続により延長登録を申請した者に関しては、1年ごとの延長を許可する。

(出願手続)

第4条 履修生として登録を志願する者は、東京女子医科大学(以下「本学」という。)所定の様式による書類に、所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。ただし、既に本学看護学研究科を修了した者が再び志願する場合には、本学所定の様式による書類の提出を一部免除する。

(検定料、登録料及び授業料の額)

第5条 検定料、登録料及び授業料は以下の各号に掲げる額とし、指定の期日までに納入しなければならない。

(1) 検定料 10,000円

(2) 登録料 30,000円(半年又は1年間)

(3) 授業料 30,000円(1単位)

2 既に納入した登録料及び授業料は、原則として返還しない。

(履修許可科目及び単位数)

第6条 履修生として履修を許可する授業科目は、博士前期課程開講科目のうち、本学の教育研究に支障のない範囲で看護学研究科が定めるものとし、1学年度に履修することができる単位数は、10単位以内とする。

2 実習科目、課題研究及び特別研究の履修は、原則として許可しない。その他の授業科目についても、許可しないことがある。ただし、本学看護学研究科博士前期課程修了者については、実習科目についても、理由書の提出により看護学研究科委員会の議を経て履修を許可することがある。なお、演習、実習科目を履修する者は、賠償責任保険に必ず加入することとする。

3 本学学生の履修登録がなかった授業科目については、履修を一旦許可された授業科目でも、許可を取り消すことがある。

4 本学看護学研究科博士前期課程修了者については、本学で既に単位修得済みの授業科目を履修することはできない。

(単位の授与)

第7条 授業科目の単位の認定は、試験その他の評価法によるものとする。

(履修生登録等の証明)

第8条 本学により履修登録を認められた者は科目等履修生登録証明書を、又単位を授与された履修生はその単位の取得証明書を請求することができる。

(施設等の利用)

第9条 履修生は、本学の図書館等の教育施設を利用することができる。

(諸規程の準用)

第10条 履修生については、本規程に定めるもののほか、必要に応じて大学院学則及び本学学生に関する諸規程を準用する。

(登録の取消し)

第11条 履修生が登録を取り消そうとするときは、理由を付して学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 履修生として不適当と認めたときは、看護学研究科委員会の議を経て、学長は登録の取り消しを命ずることができる。

3 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者は、看護学研究科委員会の議を経て、学長が登録抹消の措置を講じる。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、決裁規程に基づき、理事会運営会議又は理事会の承認を得るものとする。

2 2 研究生規程

昭和52年1月21日制定
令和7年1月21日規程改正

(趣旨)

第1条 本規程は、東京女子医科大学学則第34条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究生は、基礎医学又は臨床医学及び看護学に関して特別の事項を研究することを目的とする。

2 医療行為を行うことが必要な研究生は、嘱託医師や登録医を兼務しなければならない。

(資格)

第3条 研究生となることができる者は、以下の各号に該当する者とする。

(1) 大学、短期大学及び専門学校の卒業生

(2) 前号の卒業生と同等以上の学力を有する者

2 本学教員（非常勤講師を含む）は研究生となることができない。

3 教員以外の本学職員が研究生になる場合は別に定める。

(申請)

第4条 研究生を志望する者は、基礎医学又は臨床医学については基幹分野の基幹分野長、大学院分野の教授、東京女子医科大学病院（以下「本院」という。）の基幹分野でない診療科の教授（教授が不在の場合は病院長）、本院以外の附属医療施設の病院長・所長、又は研究所の所長、看護学については各領域の教授の承認を得て、願書、履歴書その他必要な書類を学務部医学部学務課又は学務部看護学部学務課に提出し、所定の手続きを経て、学長の承認を受けるものとする。

(受入人数)

第5条 研究生の受入人数は、各基幹分野・科・領域等の教員数の概ね2分の1以下とする。

2 研究生のうち教授の申請により特に学長の承認を受けた者は、定員に含めない。

(入室許可)

第6条 研究生の入室及び入室時期は、教授の申請により学長がこれを許可する。

2 研究生のうち教授の申請により学長の承認を受けた者は、診療録参照のためのIDの発行を受けることができる。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、入室日にかかわらず当該年度末の3月31日までとする。研究期間の更新は学長の許可を得るものとする。

2 研究期間は最長8年までとする。ただし、教授から8年の研究期間を超えて更新が必要であるとの申請があった場合には、学長の承認を受け、更新することができる。

(研究費)

第8条 研究生が納入すべき研究費は、在室月数によって6か月以内の場合は15万円、6か月を超え1年以内は30万円とし、年度ごとに納入するものとする。なお、あらかじめ申請時に年度内の在室期間を申請するものとする。

2 入室又は研究期間更新の申請が承認された者は、学務部医学部学務課又は学務部看護学部学務課が定める期日 内に研究費を納入しなければならない。

3 研究費が期日内に納入されない場合には、当該入室又は更新手続きを無効とする。

(除籍)

第9条 更新の申請が、4月末日までになされない場合には、3月31日に遡って除籍する。

(研究報告)

第10条 研究生は、研究を終了したとき、又は研究期間を更新するときには、その研究事項について教授を経て、学長に報告しなければならない。

(退室命令)

第11条 研究生に不都合な行為のある場合は、教授の具申により学長の許可を得て、退室を命ずることがある。

(外国人研究生)

第12条 外国人研究生については、別に定める。

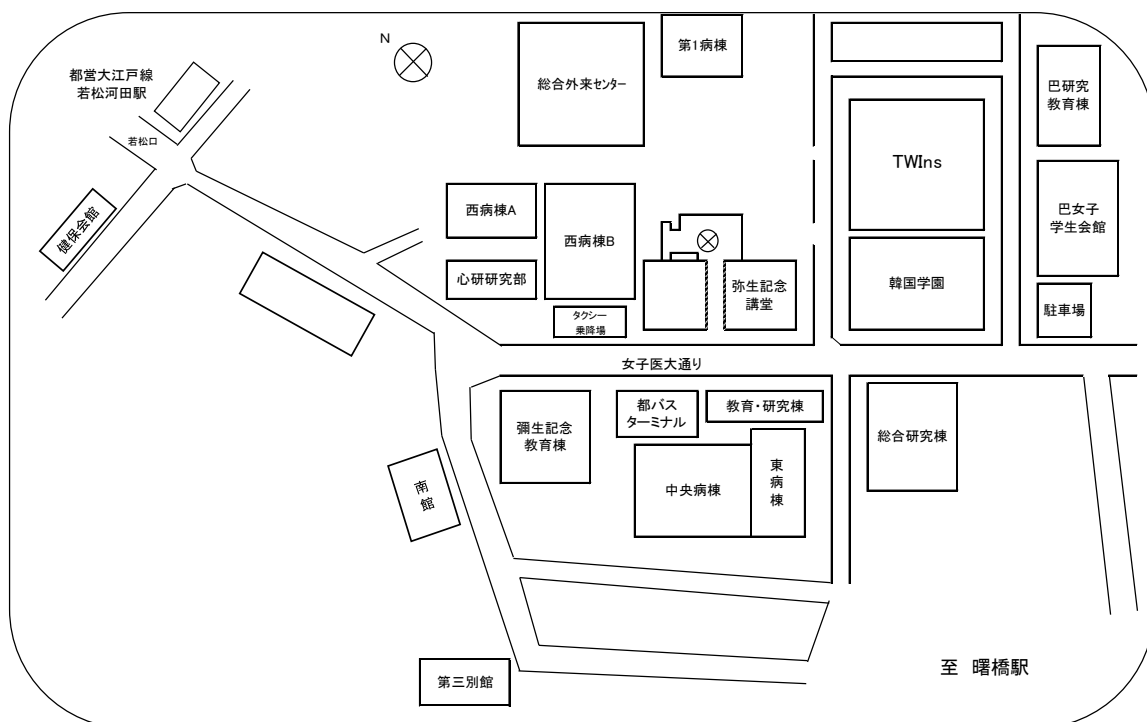
(諸規程の準用)

第13条 研究生は、本規程に定めるもののほか、本学の諸規程を準用する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、決裁規程に基づき、理事会運営会議又は理事会の承認を得るものとする。

23 キャンパス案内



24 看護学研究科博士前期課程時間割

1年次前期日程【2025.4～2025.9】

	I (9:00～10:25)	II (10:35～12:00)	III (13:00～14:25)	IV (14:35～16:00)	V (16:10～17:35)	VI (17:45～19:10)	VII (19:20～20:45)
月	社会学(4～6月)		ウーマンズヘルス(助産選択科目)		ウーマンズヘルス(助産選択科目)		
火	ウーマンズヘルス(助産選択科目)		ウーマンズヘルス(助産選択科目)		ウーマンズヘルス(助産選択科目)		
	看護管理論	看護理論	フィジカルアセスメント☆				
水	各分野演習科目						
木	ウーマンズヘルス(助産選択科目)		ウーマンズヘルス(助産選択科目)		ウーマンズヘルス(助産選択科目)		
			コンサルテーション論 (9月～11月)		保健統計学 (通年)		
金	看護研究 (4月～11月)		ウーマンズヘルス(助産選択科目)		ウーマンズヘルス(助産選択科目)		
					国際コミュニケーション英語演習 (9月～11月)		
土							

1年次後期日程【2025.10～2026.3】

	I (9:00～10:25)	II (10:35～12:00)	III (13:00～14:25)	IV (14:35～16:00)	V (16:10～17:35)	VI (17:45～19:10)	VII (19:20～20:45)
月	ウーマンズヘルス		ウーマンズヘルス		ウーマンズヘルス		
火			臨床薬理学☆		先端医療 16:30～18:00	臨床薬理学☆	
	ウーマンズヘルス(助産選択科目含む)		ウーマンズヘルス(助産選択科目含む)			研究方法 (臨床医学)	
水	看護政策論 (10月～1月)						
	各分野演習						
木			看護教育論* (12月～3月)			病態生理学☆	
			コンサルテーション論* (9月～11月)				
		臨床心理学			保健統計学 (通年)		
	ウーマンズヘルス		ウーマンズヘルス(助産選択科目含む)				
金	看護研究* (4月～11月)		ウーマンズヘルス(助産選択科目含む)				
	看護倫理*						
土	国際コミュニケーション英語演習 (9月～11月)						
	家族論(後期集中 1～4限)						

注: 〇の講義科目は共通必修科目です。 夏期集中講義 〇フィジカルアセスメント☆ (一部、7月～8月)
 ☆の講義科目は共通選択科目です。 〇人間学 (4月・8月)
 ☆の講義科目は自由選択科目です。 *両方履修可。(日程重複なし)
 集中講義 〇研究方法(生体生理) (10～11月4限)

看護学研究科博士前期課程時間割

【2年次】前期・後期日程

	I (9:00～10:25)	II (10:35～12:00)	III (13:00～14:25)	IV (14:35～16:00)	V (16:10～17:35)	VI (17:45～19:10)	VII (19:20～20:45)
月	修士論文コース 実践看護コース						
	＜看護学特別研究＞		＜実習＞		＜課題研究＞		
火	食看護学特別研究		クリティカルケア看護学実習		クリティカルケア看護学課題研究		
	基礎看護学特別研究		がん看護学実習		がん看護学課題研究		
	看護管理学特別研究		ウーマンズヘルス実習		ウーマンズヘルス課題研究		
水	看護職生涯発達学特別研究		老年看護学実習		老年看護学課題研究		
	クリティカルケア看護学特別研究		エンドオブライフケア学実習		エンドオブライフケア学課題研究		
	がん看護学特別研究		精神看護学実習		精神看護学課題研究		
木	ウーマンズヘルス特別研究		地域看護学実習		地域看護学課題研究		
	老年看護学特別研究		小児看護学実習		小児看護学課題研究		
	エンドオブライフケア学特別研究		(6単位選択)		(2単位選択)		
金	精神看護学特別研究		(＋自由選択科目4単位)				
	地域看護学特別研究						
	小児看護学特別研究						
土	(8単位選択)						

※ その他一部演習あり

博士後期課程 時間割

前期日程【2025.4～2026.9】

	I (9:00～10:25)	II (10:35～12:00)	III (13:00～14:25)	IV (14:35～16:00)	V (16:10～17:35)	VI (17:45～19:10)	VII (19:20～20:45)
月							
火			解釈的精神看護学特論 (9月～11月)				
水	地域看護学特論		小児看護学特論				
木					統計学特論 ＜通年＞		
金	看護職生涯発達学特論						
土							
			ウーマンズヘルス特論・演習 (9～12月)				

後期日程【2025.10～2026.3】

	I (9:00～10:25)	II (10:35～12:00)	III (13:00～14:25)	IV (14:35～16:00)	V (16:10～17:35)	VI (17:45～19:10)	VII (19:20～20:45)
月							
火			解釈的精神看護学特論 (9月～11月)				
水		哲学特論 ＜10月～12月＞					
木					統計学特論 ＜通年＞		
金			倫理学特論				
土			ウーマンズヘルス演習 (9月～12月)				

※「研究方法論」9-11月 集中講義

※「心理学特論」集中講義

※「看護学研究特論」通年 ＜今年度開講無し＞

の講義科目は共通選択科目です。